

第2期横須賀子ども未来プラン

(パブリック・コメント手続案)

目次

第1章 横須賀子ども未来プランについて.....	1
1 プラン策定の趣旨.....	1
2 プランの対象と計画年度.....	2
3 他計画との関係.....	2
第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況.....	3
1 人口の推移.....	3
2 少子化の現状.....	6
3 子どもと青少年を取り巻く現状.....	11
4 現在の子ども・子育て支援施策と利用状況.....	33
第3章 子ども・子育て支援に関する視点とプランの方向性.....	47
1 子ども・子育て支援を進める上での基本的な視点.....	47
2 基本的な視点を踏まえたプランの方向性.....	51
第4章 具体的な施策.....	53
1 施策体系.....	53
2 施策.....	58
3 子ども・子育て支援法に基づく特定事業.....	97
第5章 プランの達成状況の点検及び評価.....	135
1 プランの実施体制.....	135
2 プランの進捗状況の把握.....	135
資料編.....	137
1 横須賀市児童福祉審議会条例.....	137
2 横須賀市児童福祉審議会の会議の傍聴に関する実施要領.....	137
3 横須賀市児童福祉審議会子ども・子育て分科会委員名簿.....	141
4 横須賀子ども未来プラン策定経過.....	143
5 ニーズ調査結果の概要.....	145
6 子どもの生活等に関する実態調査結果の概要.....	148
7 パブリック・コメント手続の結果概要.....	149



第1章

横須賀子ども未来プランについて



1 プラン策定の趣旨

わが国では未婚化や晩婚化、経済状況の低迷等様々な要因から少子化が進行し、平成 29 年の合計特殊出生率は 1.43 と、平成 17 年の 1.26 からは回復傾向にあるものの、依然として人口を維持するのに必要な合計特殊出生率 2.07 を大きく下回っています。

このような状況の下、平成 24 年 8 月には「子ども・子育て関連三法」が成立し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保及び教育・保育の質的改善」「地域における子ども・子育て支援の充実」を柱として、社会全体で子育てを支えることを通じて、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すとともに、平成 26 年度までの時限立法であった次世代育成支援対策推進法について、次世代育成支援対策の更なる推進・強化を図るため、令和 6 年度末までの延長がなされました。

また、子ども・子育て支援法の一部改正により、新たに仕事・子育て両立支援事業及び子育てのための施設等利用給付（幼児教育・保育の無償化制度）が創設されたほか、平成 26 年に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」については、令和元年に見直しを図られ、子どもの貧困対策について一層の推進を目指しています。

本市においては、少子化への取り組みや、子どもと子育て家庭を支援するための計画として、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 17 年度から平成 21 年度を計画期間とする「よこすか子育て支援計画実施計画」、また平成 22 年度から平成 26 年度を計画期間として青少年に関する施策についても盛り込んだ「よこすか次世代育成プラン」を策定し、計画に基づき施策を推進してきました。

さらに、平成 27 年度にスタートした子ども・子育て支援法、延長された次世代育成支援対策推進法に基づき、青少年施策を加えた平成 27 年度から令和元年度を計画期間とする「横須賀子ども未来プラン」を策定し、施策を推進してきました。

このように本市では子ども・子育て支援施策を推進してまいりましたが、依然として少子高齢化を伴う人口減少は解消されず、待機児童や小 1 の壁、児童虐待、子どもの貧困等多くの課題が残されています。

第 2 期横須賀子ども未来プランでは、前期プランを踏まえ、新たなニーズを汲み取りながら、子ども・子育て支援をさらに充実し、全ての子どもに良質な育成環境を保障し、子育て家庭が子育てについて安心感や充足感を得られるような環境づくりを進めます。

第1章 横須賀子ども未来プランについて

2 プランの対象と計画年度

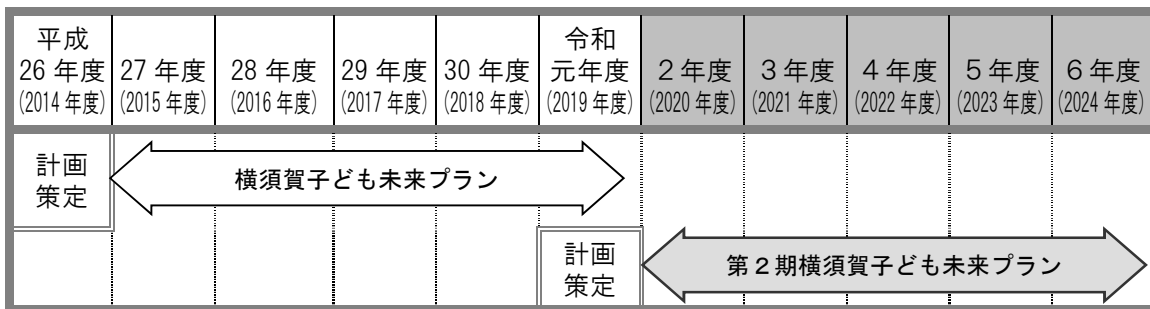
(1) プランの対象

本プランは子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画、青少年に関する施策を併せ持った内容であるため、プランの対象は、出生前からおおむね 30 歳未満の子どもやその家庭及び青少年を対象とします。プラン上、「子ども」は0歳から 18 歳未満、「青少年」は中学 1 年生からおおむね 30 歳未満と捉えますが、「子ども」は0歳から小学校 6 年生までを、「青少年」は中学 1 年生から 22 歳までを施策の中心的な対象年齢と捉えます。

(2) プランの期間

本プランの期間は令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）の 5 年間とします。

図表 1-2-1 プランの期間



3 他計画との関係

本プランは、横須賀市地域福祉計画、第 1 期横須賀市障害児福祉計画、横須賀市放課後児童対策事業計画、横須賀市社会的養育推進計画等の計画と調和を保ちます。



第2章

横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況



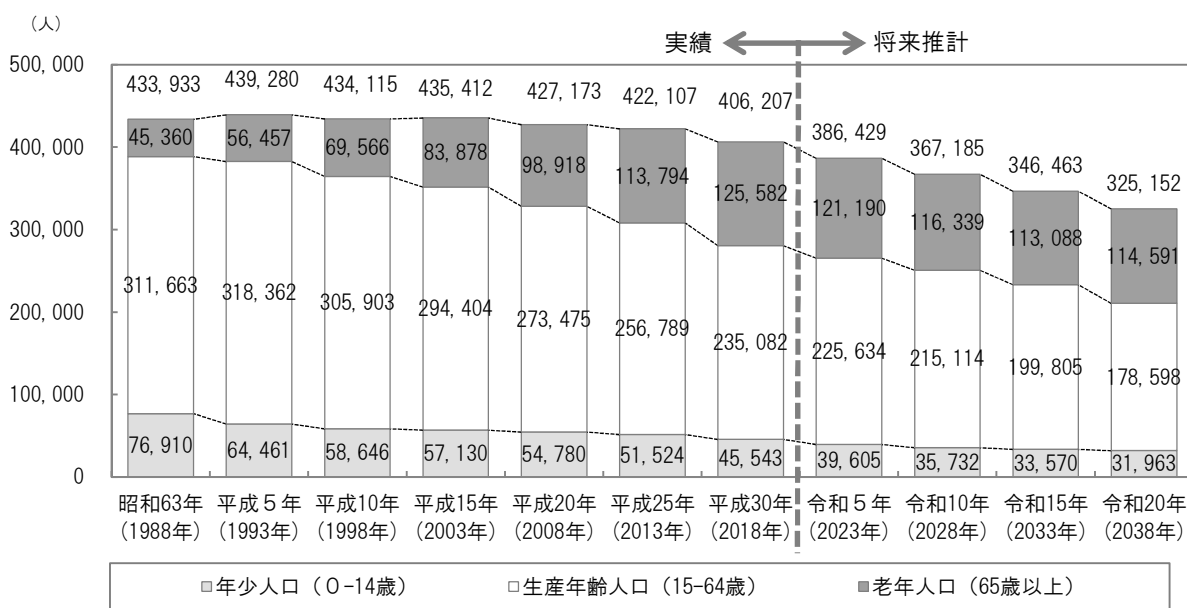
1 人口の推移

(1) 本市人口の推移

本市の総人口（住民基本台帳による人口）は、平成5年頃をピークに減少傾向にあります。平成30年には約40万6千人となっており、30年前の昭和63年と比較すると約2万8千人の減少となりました。また、年少人口（0歳から14歳）の推移をみると、昭和63年の約7万7千人から平成30年には約4万6千人まで減少し、本市において急速な少子化が進行しています。

将来の人口については、出生、死亡や人口移動について一定の仮定を設けて推計を行っています。その結果本市の総人口は、平成30年に約40万6千人でしたが、令和10年には約36万7千人に、さらに令和20年には約32万5千人まで減少すると推計しています。また、年少人口は、平成30年に約4万6千人でしたが、令和10年には約3万6千人に、さらに令和20年には約3万2千人に減少していくと推計しています。

図表 2-1-1 総人口及び年齢3区分別人口の推移

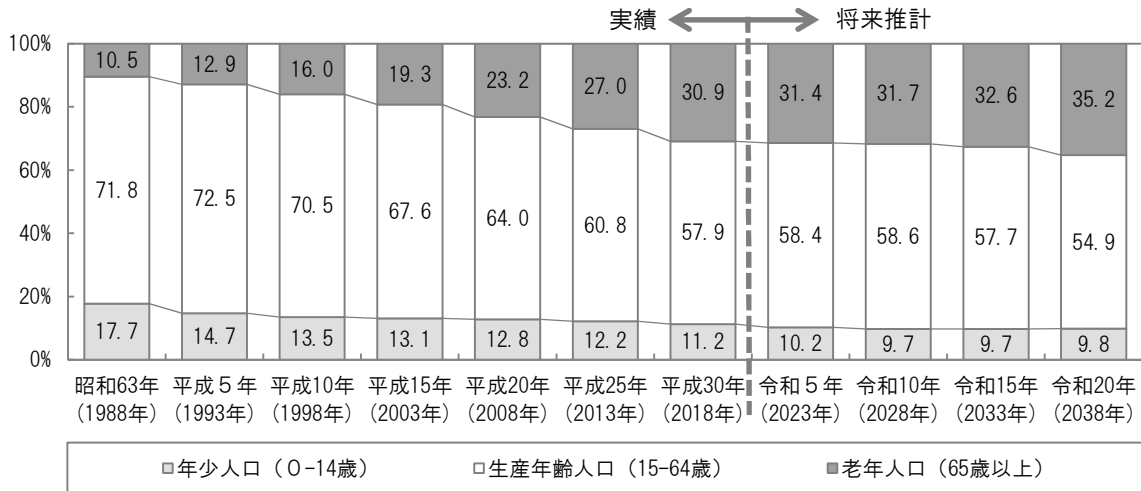


資料：昭和63年～平成10年までは10月、平成15年～平成30年は4月の住民基本台帳を基に作成
令和5年以降は横須賀市都市政策研究所「横須賀市の将来推計人口」（平成26年5月推計）を基に作成

第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

年齢を0歳から14歳の年少人口、15歳から64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口の3つに区分したときの各年齢区分の全体に対する割合の推移について、年少人口の割合は、昭和63年には17.7%でしたが平成30年には11.2%まで減少しました。また、生産年齢人口の割合も71.8%から57.9%へ急速に減少しています。さらに将来推計による年少人口割合は、平成30年の11.2%から令和5年には10.2%、令和20年には9.8%へと低下していくと推計しています。

図表 2-1-2 年齢3区分別人口の構成割合の推移

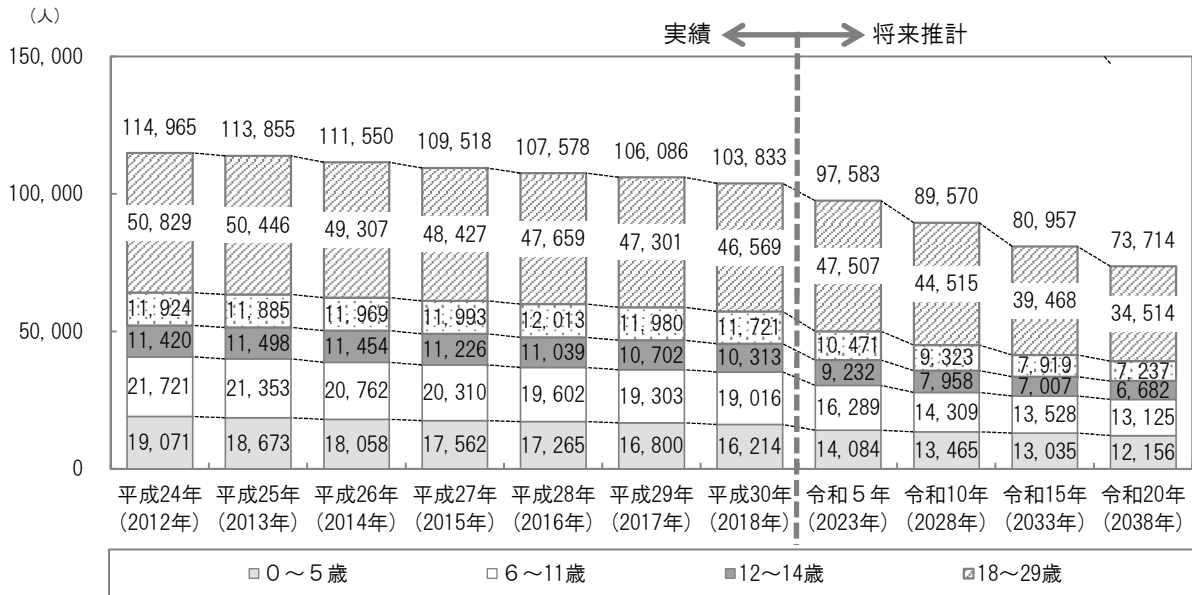


資料：昭和63年～平成10年までは10月、平成15年～平成30年は4月の住民基本台帳を基に作成
令和5年以降は横須賀市都市政策研究所「横須賀市の将来推計人口」（平成26年5月推計）を基に作成

(2) 子ども・青少年人口の推移

本プランの対象となる子ども・青少年人口の推移は、0歳から5歳の就学前児童では、平成30年の約1万6千人から令和20年には約1万2千人に、6歳から11歳の就学児童では平成30年の約1万9千人から令和20年には約1万3千人に、子ども・青少年の総数では平成30年の約10万4千人から令和20年には、約7万4千人に減少していくと推計しています。

図表 2-1-3 子ども・青少年人口の推移



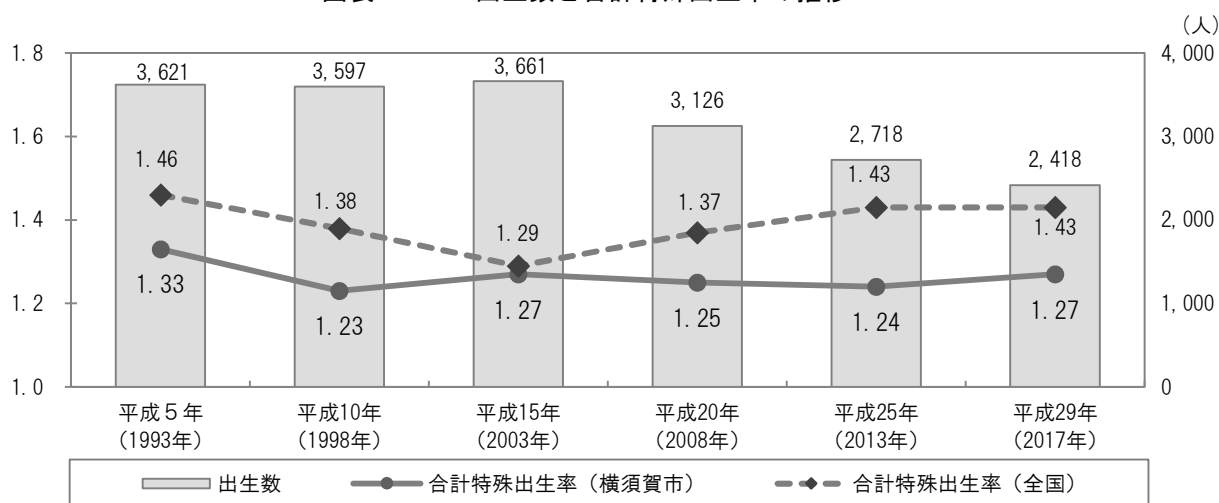
資料：平成24年～平成30年までは4月の住民基本台帳を基に作成
令和5年以降は横須賀市都市政策研究所「横須賀市の将来推計人口」（平成26年5月推計）を基に作成

2 少子化の現状

(1) 出生数及び合計特殊出生率の低下

本市の出生数は、平成5年には3,621人でしたが、平成29年には2,418人となりました。平成5年から平成29年の24年間で出生数は33.2%減少しています。全国の合計特殊出生率は平成15年頃を底に平成29年には1.43まで回復していますが、本市の合計特殊出生率は全国の数値ほどには回復していません。平成15年の全国と本市の合計特殊出生率の差は0.02ポイントでしたが、平成29年には0.16ポイントの差が生じています。

図表 2-2-1 出生数と合計特殊出生率の推移

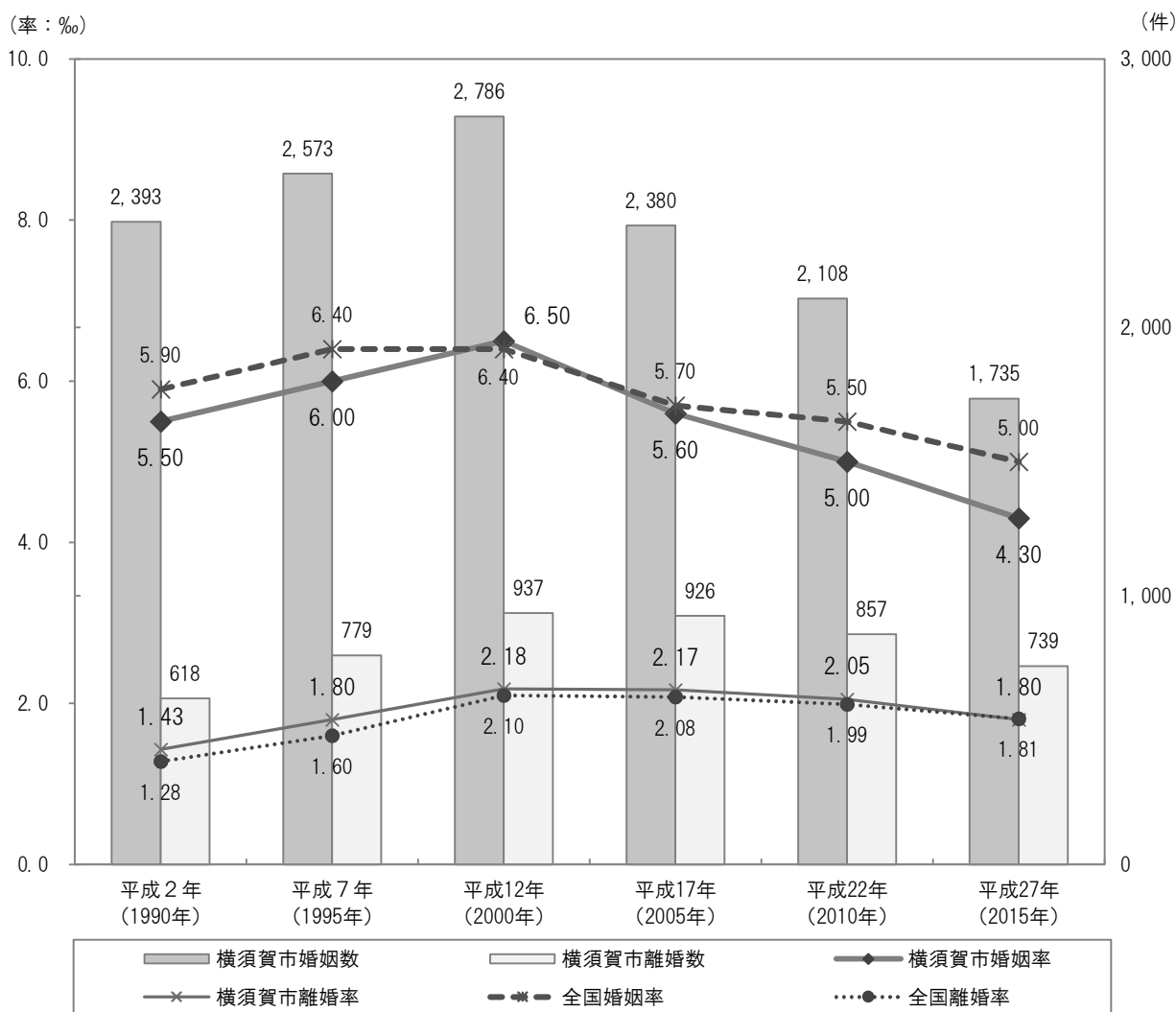


資料：横須賀市健康部「衛生年報」

(2) 未婚化、晩婚化の進行

出生数が減少し、少子化が進行した要因の一つとして婚姻件数の減少があげられます。本市の婚姻の動向として、平成12年の婚姻件数が2,786件でしたが、平成27年には1,735件に減少しています。また、人口千人当たりの婚姻率は平成12年から平成17年頃の間では全国の数値と同程度で推移していましたが、平成17年以降本市の数値が下回り、平成27年では国が5.0、本市が4.3で0.7ポイントの差が生じています。なお、離婚件数は、平成12年以降は緩やかに減少し、人口千人当たりの離婚率も国、本市とも緩やかに減少しています。

図表 2-2-2 婚姻数・婚姻率、離婚数・離婚率の推移



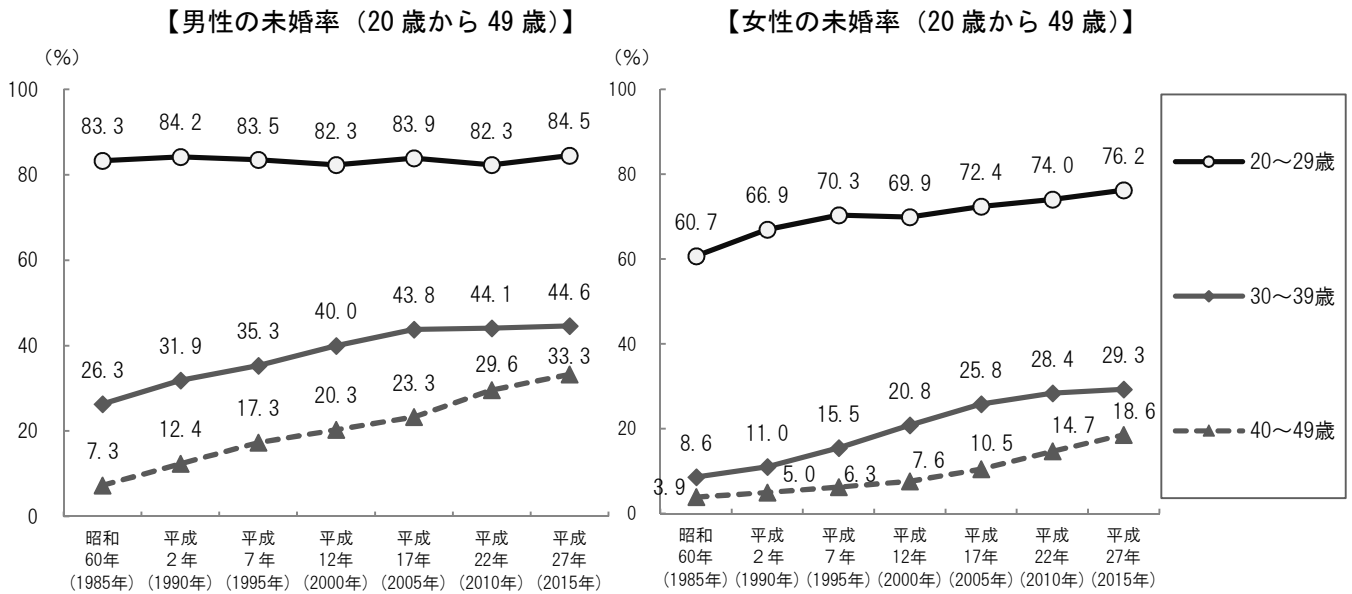
資料：横須賀市健康部「衛生年報」、厚生労働省「人口動態統計」

第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

婚姻率の低下の要因に未婚率の上昇があげられます。未婚率の推移をみると、国、本市ともに女性に比べて男性の未婚の割合が高く、男性は30歳代、40歳代、女性では全ての年代で未婚率が上昇しています。

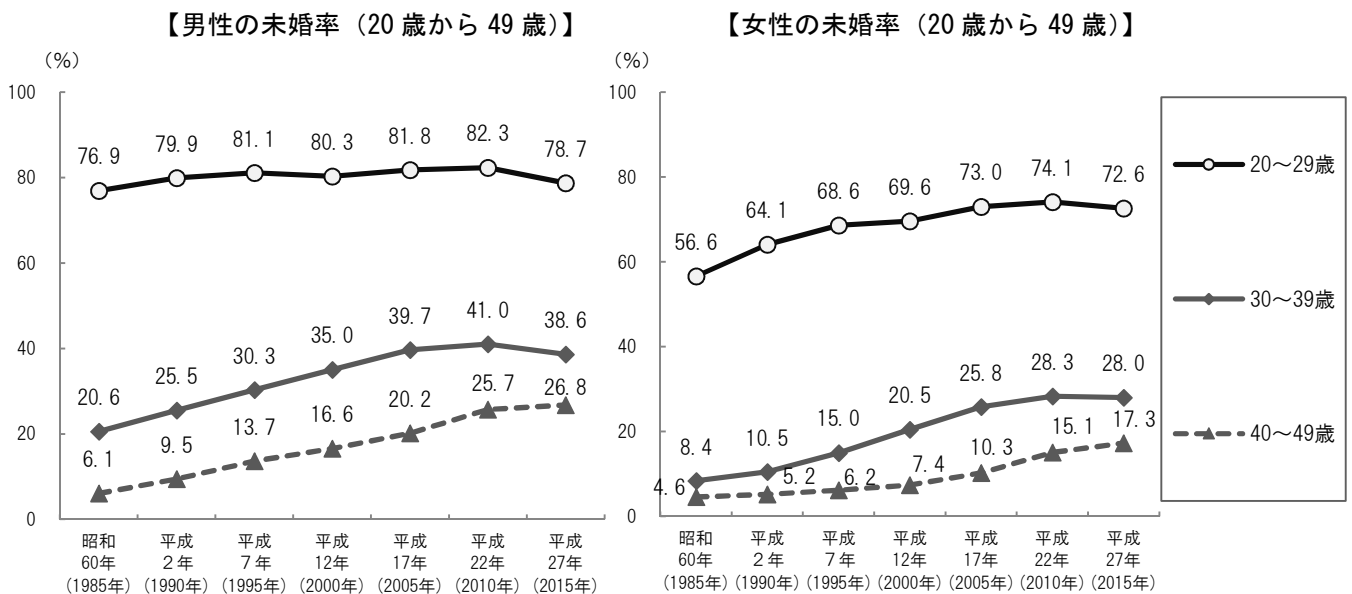
本市の平成27年の30歳代男性未婚率は44.6%に達しています。30歳代の女性の未婚率は、昭和60年と平成27年の比較で20.7ポイント上昇し、平成27年では29.3%となっています。

図表 2-2-3 男女別未婚率の推移（横須賀市）



資料：総務省「国勢調査」

図表 2-2-4 男女別未婚率の推移（全国）

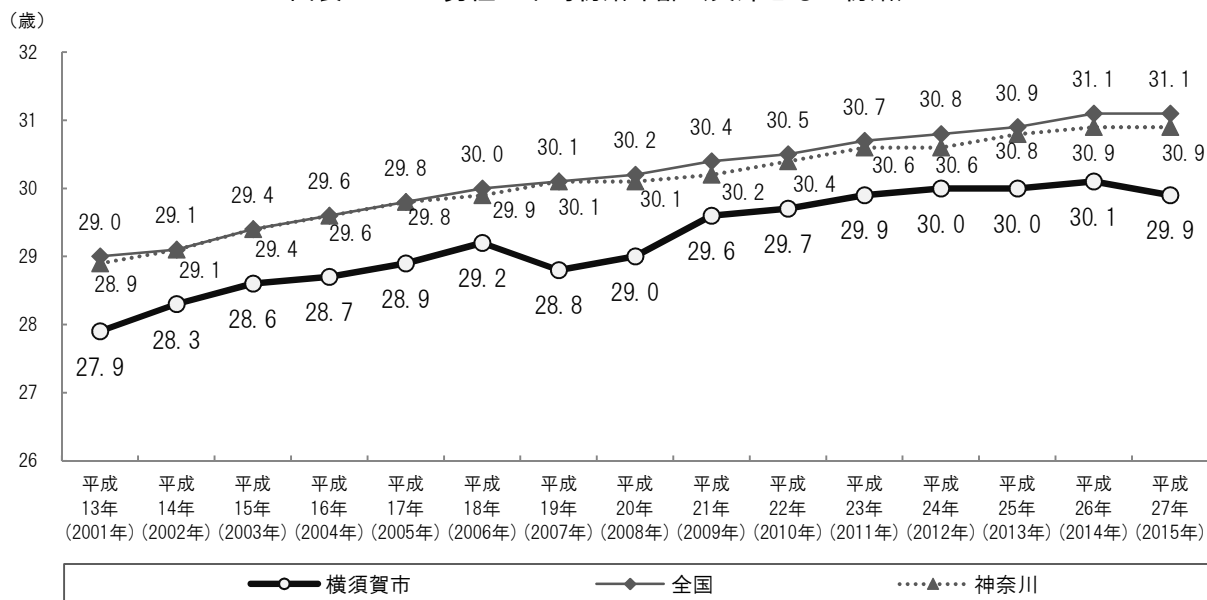


資料：総務省「国勢調査」

第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

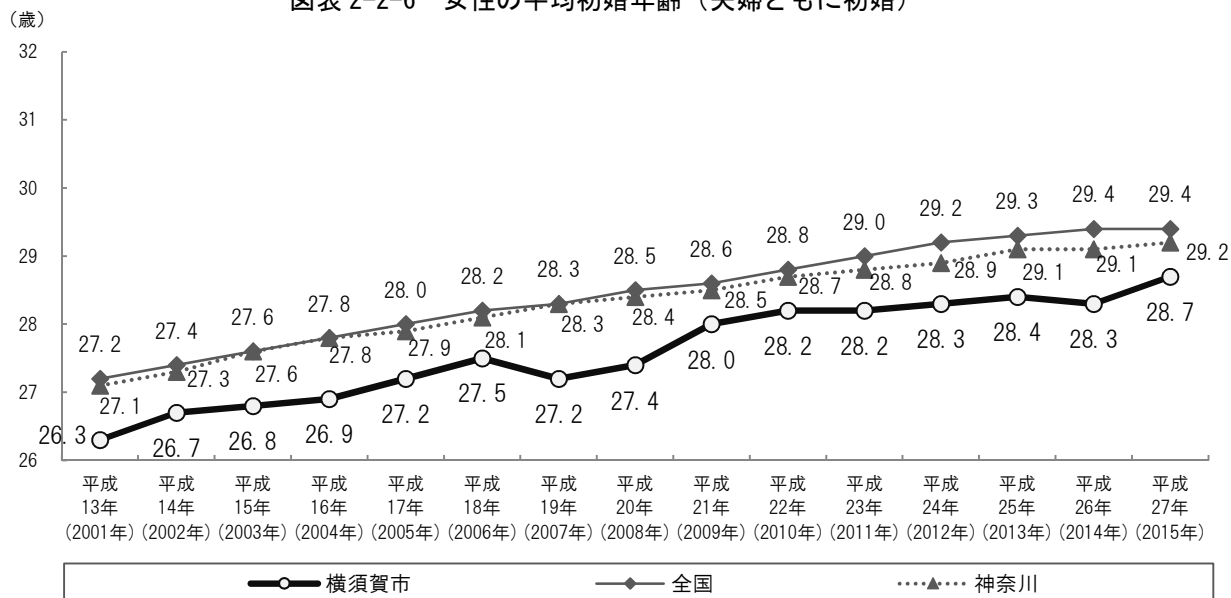
未婚率の上昇に伴い国、本市の平均初婚年齢（夫婦とも初婚）は男女ともに上昇しています。本市の平均初婚年齢は、男女ともに全国や県に比べ概ね1歳程度低く、平成27年には男性が29.9歳、女性が28.7歳となり、10年前の平成17年と比較すると、男性は1.0歳、女性は1.5歳平均初婚年齢が高くなり、男女ともに晩婚化が進んでいます。

図表 2-2-5 男性の平均初婚年齢（夫婦ともに初婚）



資料：神奈川県「衛生統計年報」

図表 2-2-6 女性の平均初婚年齢（夫婦ともに初婚）



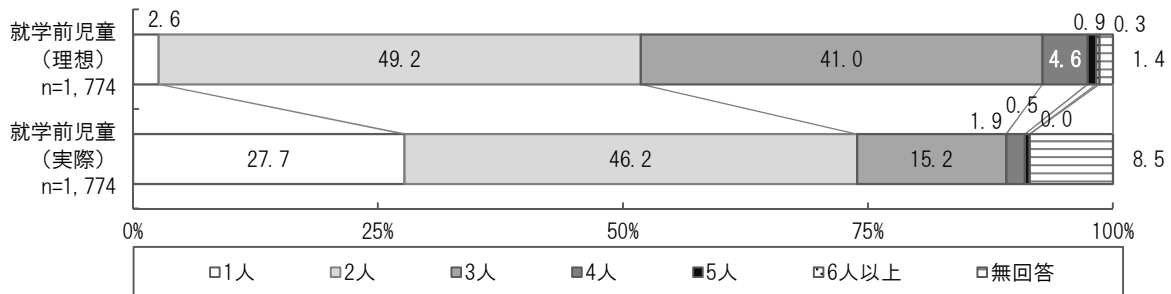
資料：神奈川県「衛生統計年報」

第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

(3) 子どもの数に関する希望と実際

本市の「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」(以下「ニーズ調査」)によると、理想的な子どもの人数については、「2人」が最も高く、就学前児童49.2%、小学生44.7%となり、次いで「3人」が就学前児童41.0%、小学生42.5%となっています。また、理想的な子どもの人数と実際を比較すると、「3人」が理想では41.0%ですが、実際は15.2%にとどまっています。

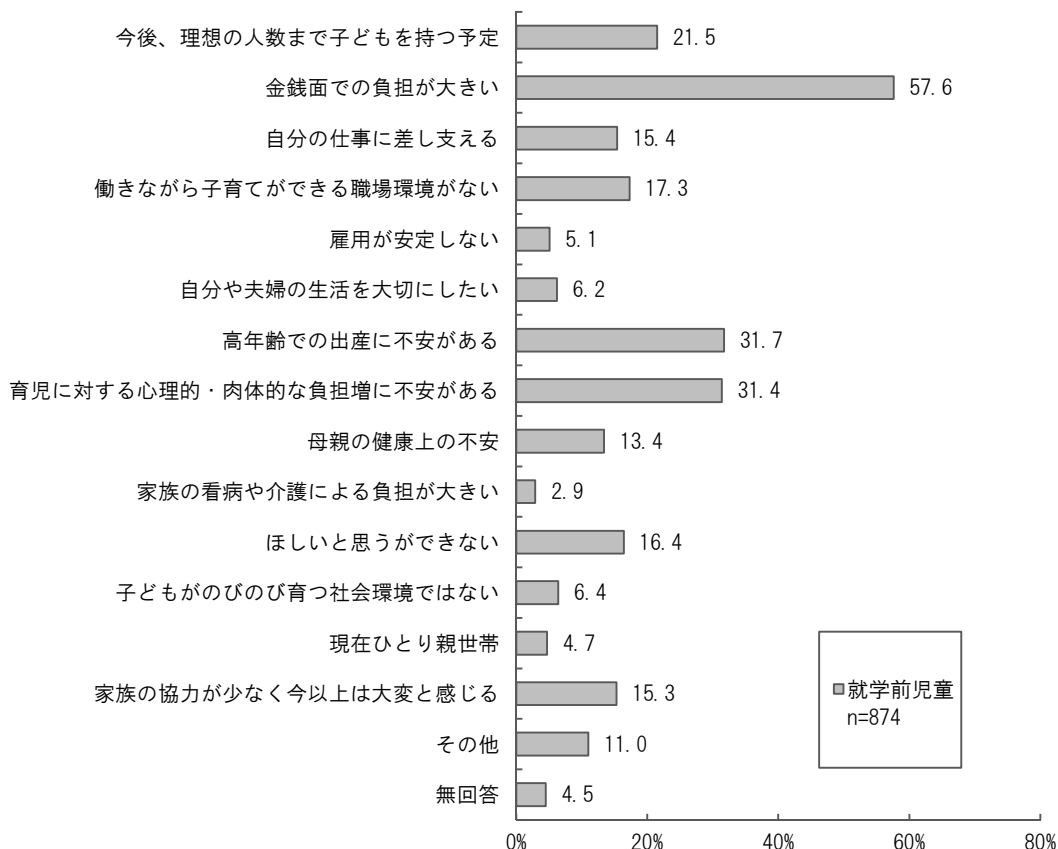
図表 2-2-7 実際の子どもの人数と理想的な人数の比較 (就学前児童)



資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」(平成30年度)

現在の人数が少ない理由については、「金銭面での負担が大きい」が57.6%と最も高く、次いで「高年齢での出産に不安がある」が31.7%となっています。

図表 2-2-8 現在の人数が少ない理由【複数選択可】(就学前児童)



資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」(平成30年度)

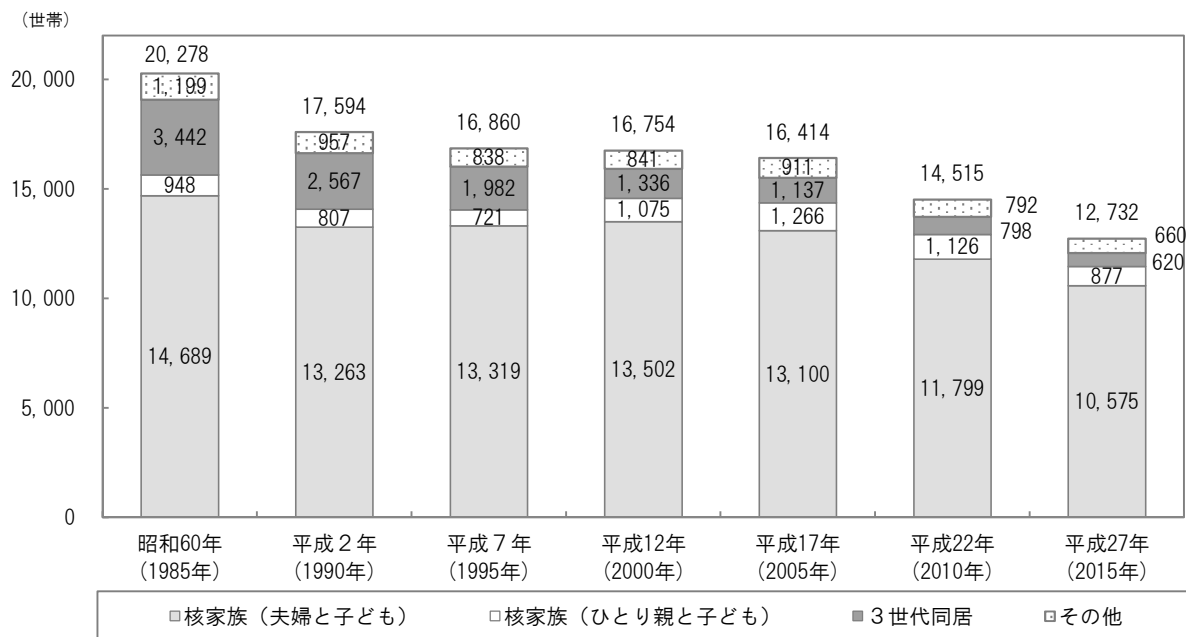
3 子どもと青少年を取り巻く現状

(1) 子育て世帯の減少

6歳未満の子どもを持つ世帯の数は、昭和60年から平成27年の30年間で約7,500世帯減少し、18歳未満の子どもを持つ世帯の数は、昭和60年から平成27年の間に約27,000世帯減少するなど、子どもを持つ世帯数は大きく減少しています。子育て世帯の数が減少することは、身近な地域に同じ年齢の子どもを持つ子育て世帯が減少することにつながり、大人との関わりや地域のつながりを持ちながら育ち、成長することが難しくなる要因になります。

また、子育て世帯の家族構成として、核家族世帯の数が増加し祖父母、親、子どもが同居する3世代同居世帯の数は反対に減少するなど家族の規模が小さくなり、子育ての負担感や孤立感が高まる背景となっています。

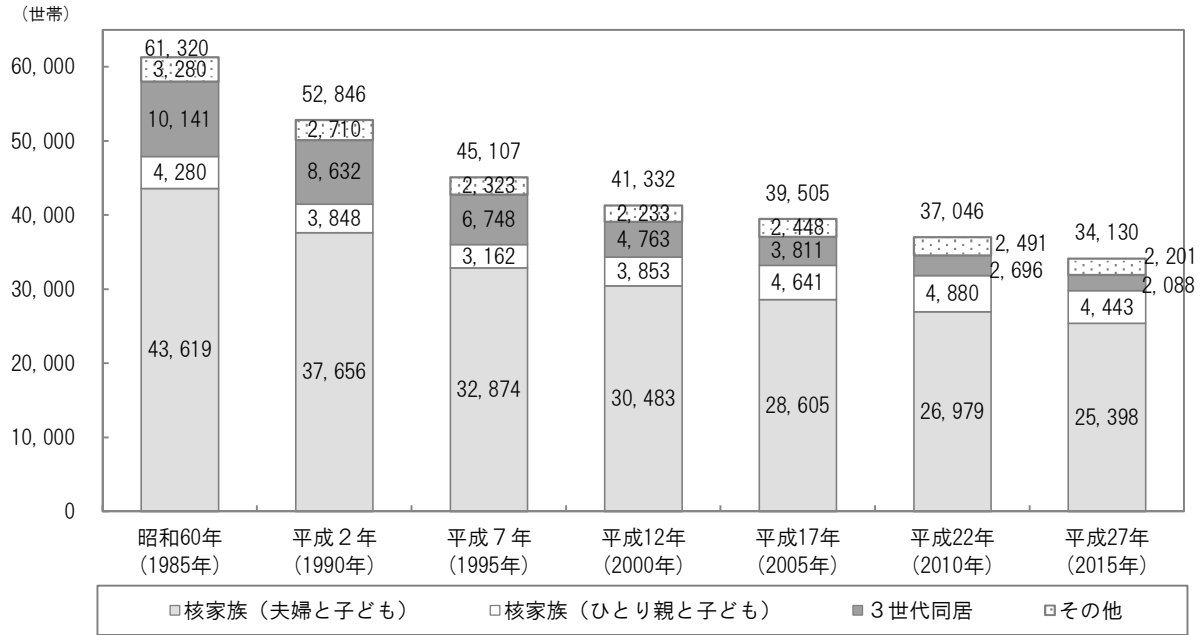
図表 2-3-1 6歳未満の子どもを持つ世帯数等の推移



資料：総務省「国勢調査」

第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

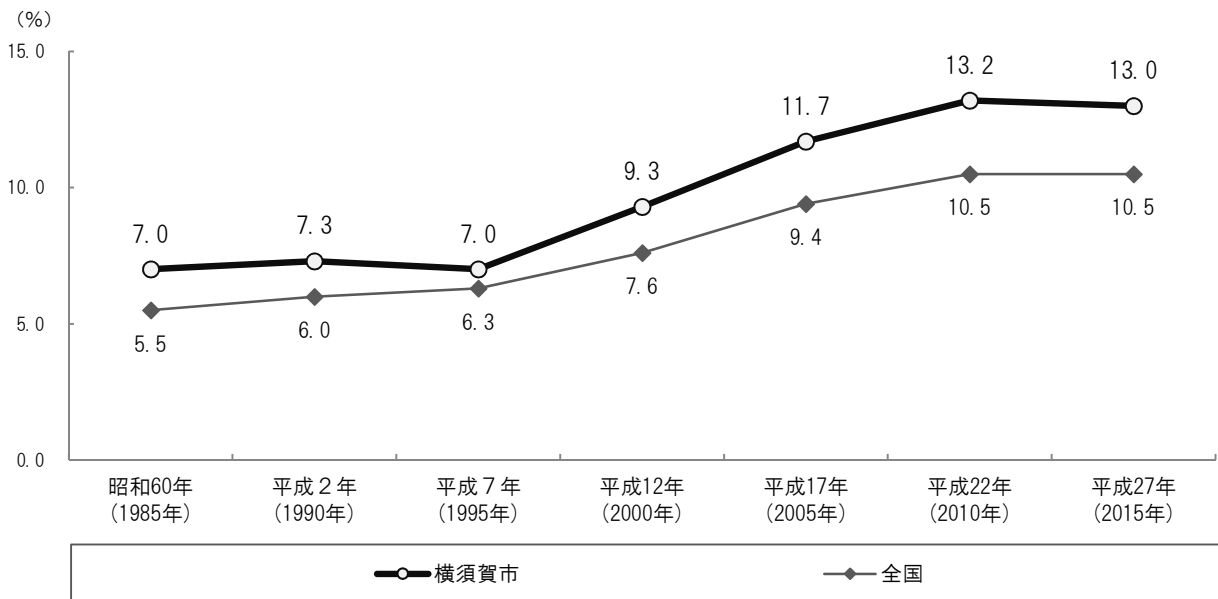
図表 2-3-2 18歳未満の子どもを持つ世帯数等の推移



資料：総務省「国勢調査」

18歳未満の子どもがいる世帯におけるひとり親世帯の割合は、昭和60年の7%から平成27年の30年間で、約2倍となる13%となりました。また、全国の数値についても、同様に推移していますが、本市の数値を国と比較すると、2~3%程度高い傾向にあります。

図表 2-3-3 18歳未満の子どもがいる世帯におけるひとり親世帯の割合（全国、横須賀市）



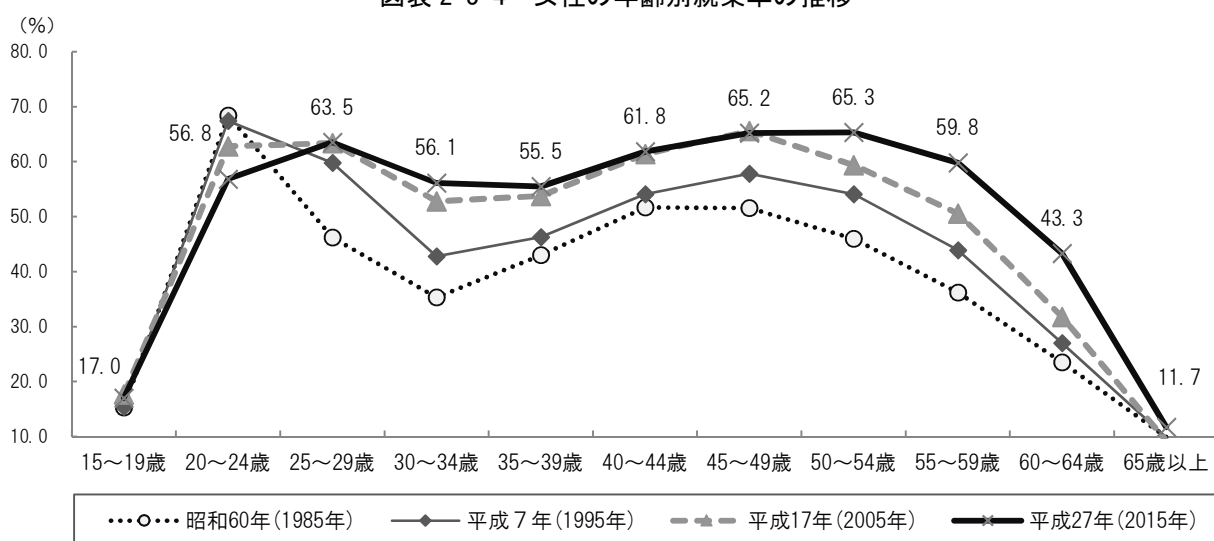
資料：総務省「国勢調査」

(2) 共働き世帯の増加

我が国の女性の年齢別の就業率は、30歳代に底のあるM字カーブを描いています。これは結婚、出産、育児をきっかけに女性が仕事を辞め、就業率が落ち込むことが要因となっています。

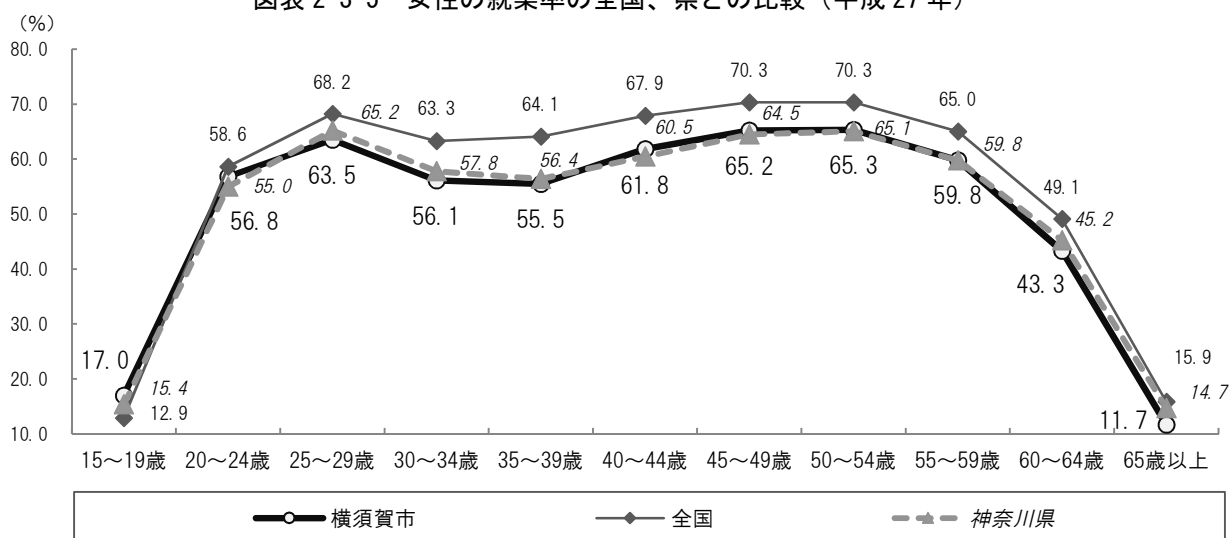
本市においても、女性の年代別の就業率はM字カーブを描いていますが、昭和60年から平成27年の変化を見ると、M字カーブの底が徐々に浅くなってきており、30歳代から40歳代を中心とする子育て世代においても就労する女性の割合が高まっていることを示しています。また、全国や神奈川県と比較すると、全国より下回っているものの、神奈川県とは同程度となっています。

図表 2-3-4 女性の年齢別就業率の推移



資料：総務省「国勢調査」

図表 2-3-5 女性の就業率の全国、県との比較（平成27年）

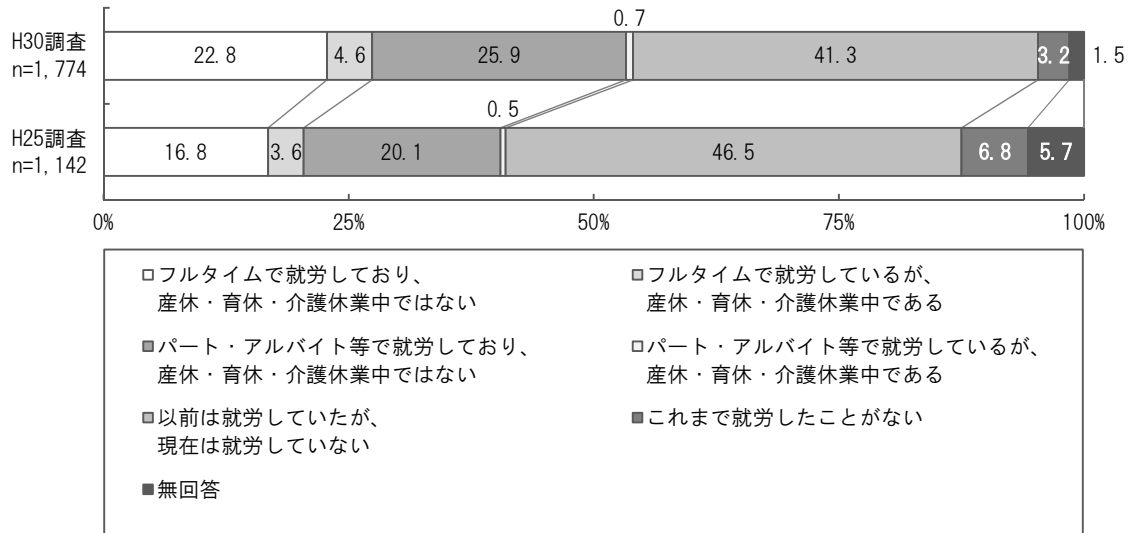


資料：総務省「国勢調査」

第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

子育てに関する金銭的な負担や、将来に対する不安等を背景に、就労する母親の割合が増加しています。ニーズ調査（就学前児童）によると、何らかの就労をしている母親の割合は、5年前と比較して13.0ポイント増加し、約54%になります。

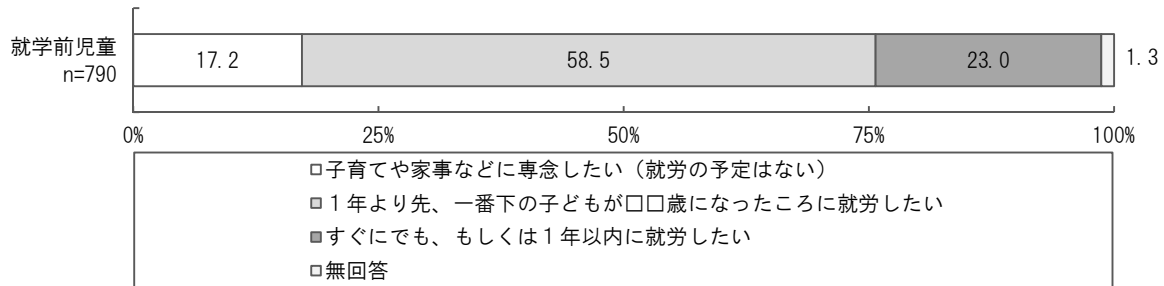
図表 2-3-6 母親の就労状況の変化（就学前児童）



資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」（平成30年度）
「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査」（平成25年度）

また、未就労の母親のうち、今後就労を希望する割合は81.5%に上り、共働き世帯が今後も増加していくことが予測されます。

図表 2-3-7 未就労の母親の就労希望（就学前児童）



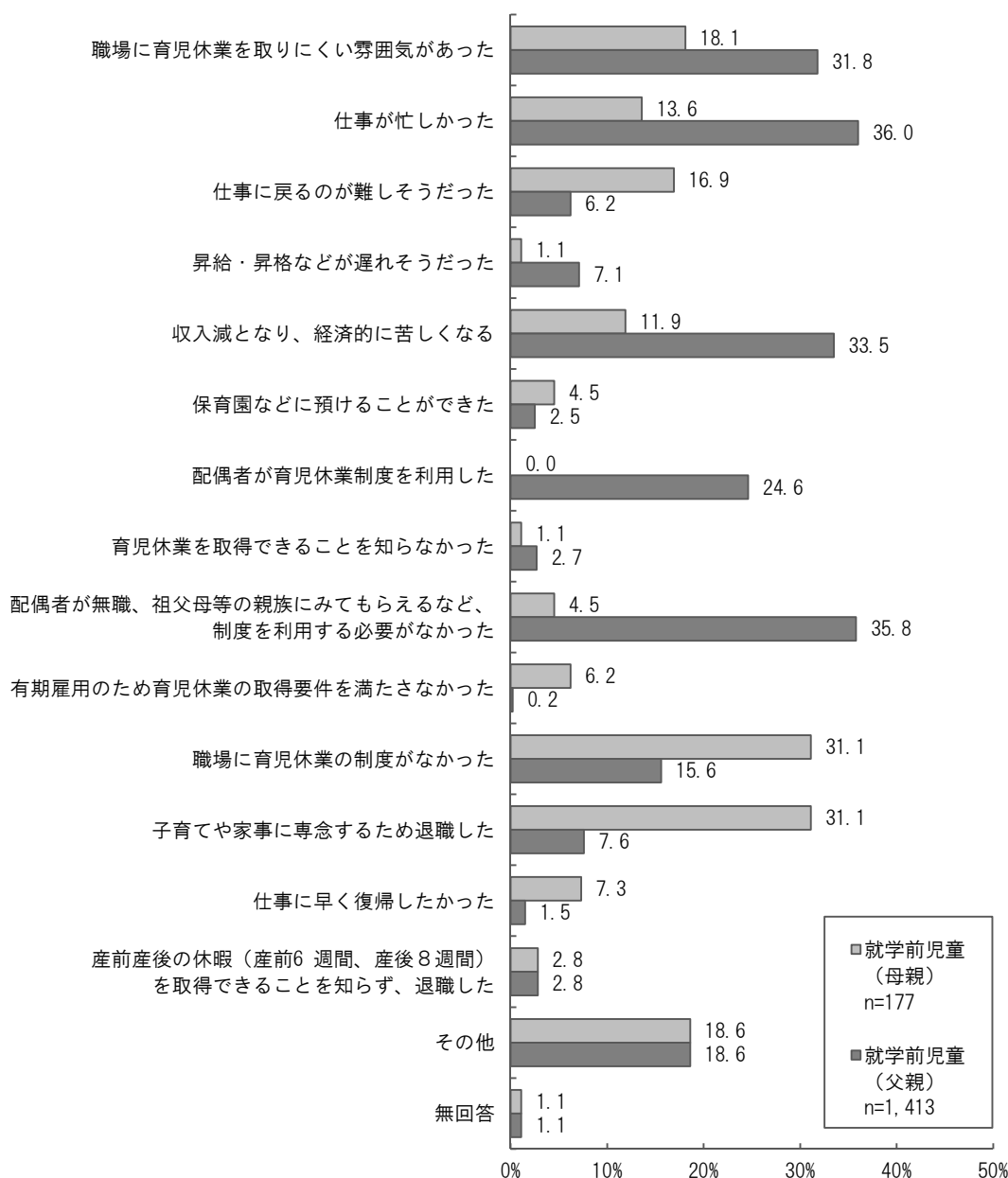
資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」（平成30年度）

第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

国では、男女ともに子育て等をしながら働き続けることのできる環境の整備を進めるため、育児休業制度の充実と取得率の向上に向けた取り組みを進めていますが、実際に育児休業制度を利用することができない場合も存在しています。ニーズ調査（就学前児童）によると、何等かの形で母親が育児休業を取得した割合は 30.8%、育児休業を取得していない割合は 10.0%で、父親の場合、育児休業を取得した割合は 3.0%で、育児休業を取得していない割合は 79.7%でした。

育児休業を取得していない理由については、母親では「職場に育児休業の制度がなかった」「子育てや家事に専念するため退職した」がともに 31.1%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 18.1%となっています。また、父親では「仕事が忙しかった」が 36.0%と最も高く、依然として育児休業を取得しにくい状況が存在しているものと思われます。

図表 2-3-8 育児休業を取得していない理由【複数選択可】（就学前児童）



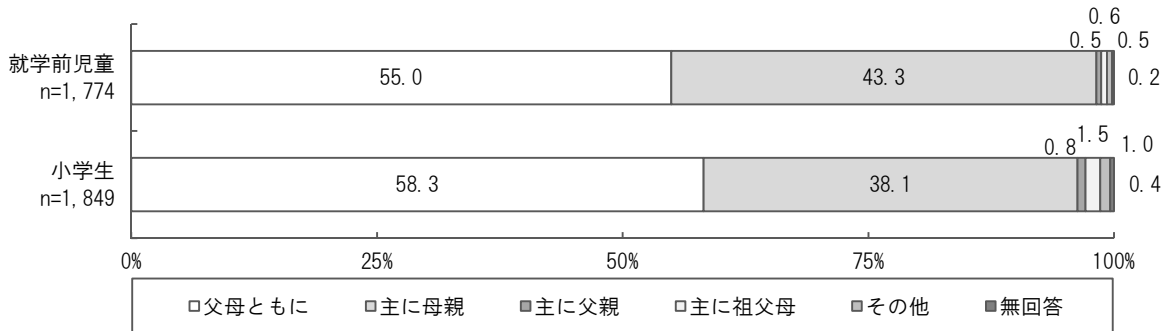
資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」（平成 30 年度）

第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

(3) 子育ての孤立化と負担感の増加

ニーズ調査（就学前児童・小学生）によると、子育てを主に行っている人については「父母ともに」が就学前児童 55.0%、小学生 58.3%、「主に母親」が就学前児童 43.3%、小学生 38.1%となっています。父母ともにと回答した割合が6割弱にとどまる背景には、父親の単身赴任、長時間労働等の就労状況や子育てに対する認識などにより、日常的に父親が子育てにかかわることが難しいという実態があるものと思われます。

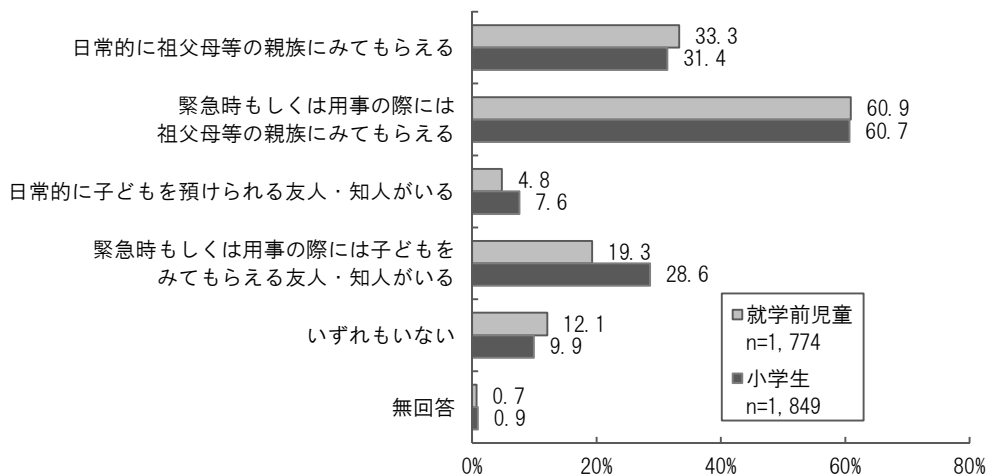
図表 2-3-9 子育てを主に行っている人



資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」（平成30年度）

日常的あるいは緊急時に子どもをみてもらえる親族や知人の有無についてニーズ調査（就学前児童・小学生）で尋ねたところ、そのような親族や知人がいないと回答した割合は、就学前児童で 12.1%、小学生で 9.9%となっており、身近な地域に子育てを支えあえるような祖父母や知人がいない世帯が1割前後存在しています。

図表 2-3-10 親族・知人等協力者の状況【複数選択可】

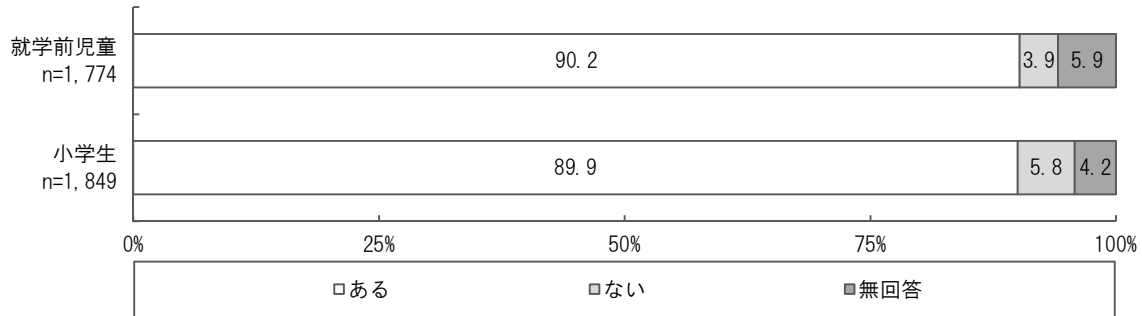


資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」（平成30年度）

第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

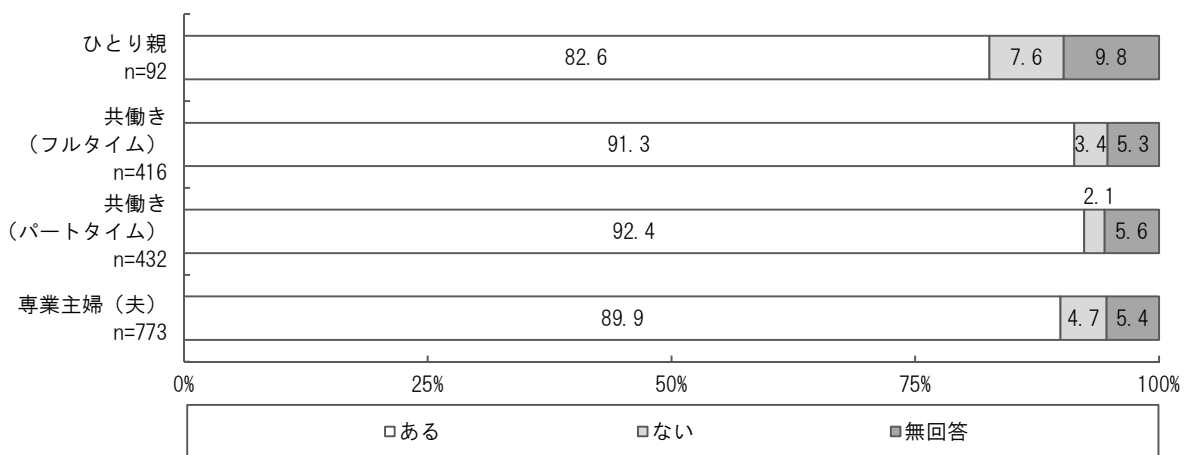
さらに、子育てをする上で気軽に相談できる人や場所があるかを尋ねたところ、就学前児童を持つ世帯の3.9%が気軽に相談できる人や場所がないと回答しました。その中でも、ひとり親世帯の7.6%は気軽に相談できる先がないと回答しています。小学生を持つ世帯では、気軽に相談できる人や場所がないと回答した割合は全体の5.8%でした。

図表 2-3-11 子育てに関して気軽に相談できる人や場所の有無



資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」（平成30年度）

図表 2-3-12 子育てに関して気軽に相談できる人や場所の有無（家庭類型別）（就学前児童）



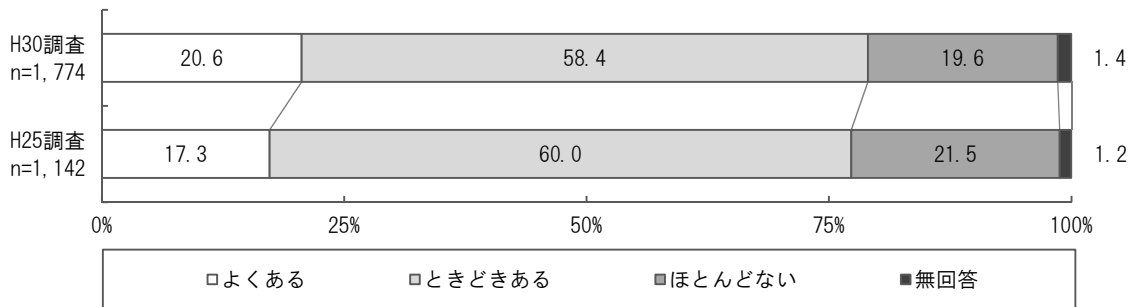
資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」（平成30年度）

第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

(4) 子育てに関する不安や悩み

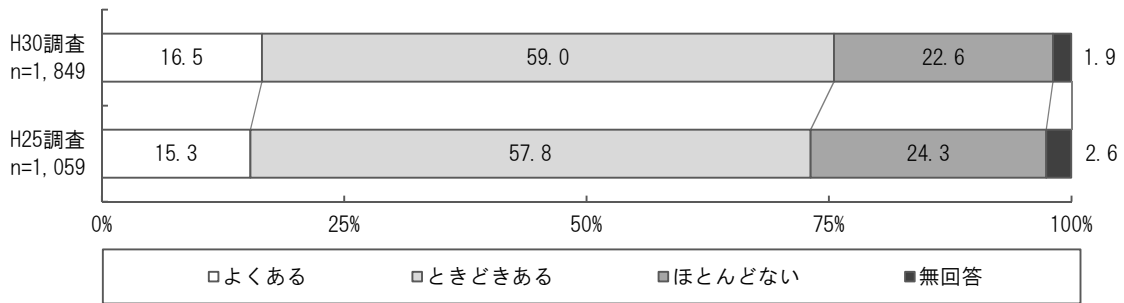
ニーズ調査（就学前児童・小学生）によると、子育てをする上で、不安やストレスが「よくある」「ときどきある」と回答した割合は、就学前児童を持つ世帯で79.0%と、5年前の調査と比較すると1.7ポイント増加しています。また小学生を持つ世帯では、不安やストレスが「よくある」「ときどきある」と回答した割合は75.5%で、5年前の調査と比較すると2.4ポイント増加し、子育てに関して不安や悩みを実感している世帯が増えていると思われます。

図表 2-3-13 子育ての不安やストレスの有無（前回比較）（就学前児童）



資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」（平成30年度）
 「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査」（平成25年度）

図表 2-3-14 子育ての不安やストレスの有無（前回比較）（小学生）



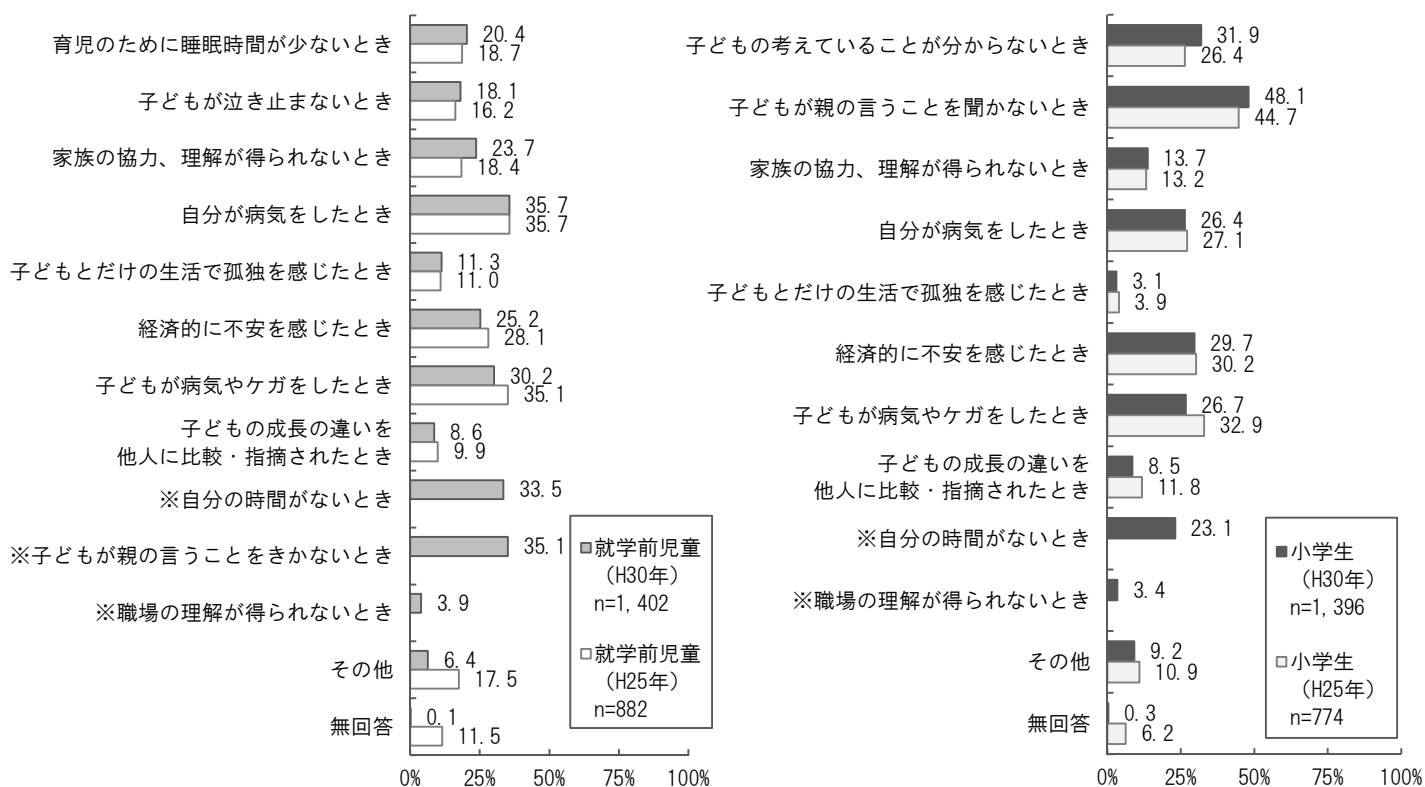
資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」（平成30年度）
 「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査」（平成25年度）

第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

子育ての不安やストレスの原因については、就学前児童では「自分が病気をしたとき」が35.7%と最も高く、次いで「子どもが親の言うことをきかないとき」が35.1%となっています。小学生では「子どもが親の言うことをきかないとき」が48.1%と最も高く、次いで「子どもの考えていることが分からないとき」が31.9%となっています。

また、前回調査と比較すると、就学前児童では「家族の協力、理解が得られないとき」が5.3ポイント高くなっており、小学生では「子どもの考えていることが分からないとき」が5.5ポイント高くなっています。

図表 2-3-15・2-3-16 子育ての不安やストレスの原因【3つまで選択可】



※は平成25年度調査にはありません。

資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」(平成30年度)
 「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査」(平成25年度)

第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

ニーズ調査（就学前児童・小学生）によると、就学前の子どもを持つ保護者の子育ての悩みとして最も多かったのは「子育ての仕方（育児の方針、しつけ、叱り方等）」でした。子育ての仕方の具体的な内容としては、自身の子育て方法に対する不安や、食育についての苦労等があげられています。

また、「育児、家事、仕事の両立」の具体的な内容としては、仕事からの帰宅時間や職場から緊急時に駆けつけることの難しさ等があげられています。

図表 2-3-17 子育てをする上での悩み（就学前児童）

順位	子育てをする上での悩み	割合（％）
1	子育ての仕方（育児の方針、しつけ、叱り方等）	17.8
2	育児、家事、仕事の両立	9.8
3	子どもの居場所・遊び場が少ないこと	9.5
4	経済的な負担	9.3
5	子育てに関連する配偶者等の家族に関する悩み	7.5

資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」（平成30年度）

小学生の子どもを持つ保護者の子育ての悩みとして最も多かったのは「経済的な負担」でした。子育ての仕方の具体的な内容としては、学童の費用負担や、将来必要になる教育費への不安等があげられています。

また、「子育ての仕方（育児の方針、反抗期の対応等）」の具体的な内容としては、兄弟それぞれへの接し方や不登校の問題等があげられています。

図表 2-3-18 子育てをする上での悩み（小学生）

順位	子育てをする上での悩み	割合（％）
1	経済的な負担	13.9
2	子育ての仕方（育児の方針、反抗期の対応等）	12.3
3	子どもの友人関係、いじめの不安	7.9
4	子供と向き合う時間が少ない	6.1
5	育児、家事、仕事の両立	5.7

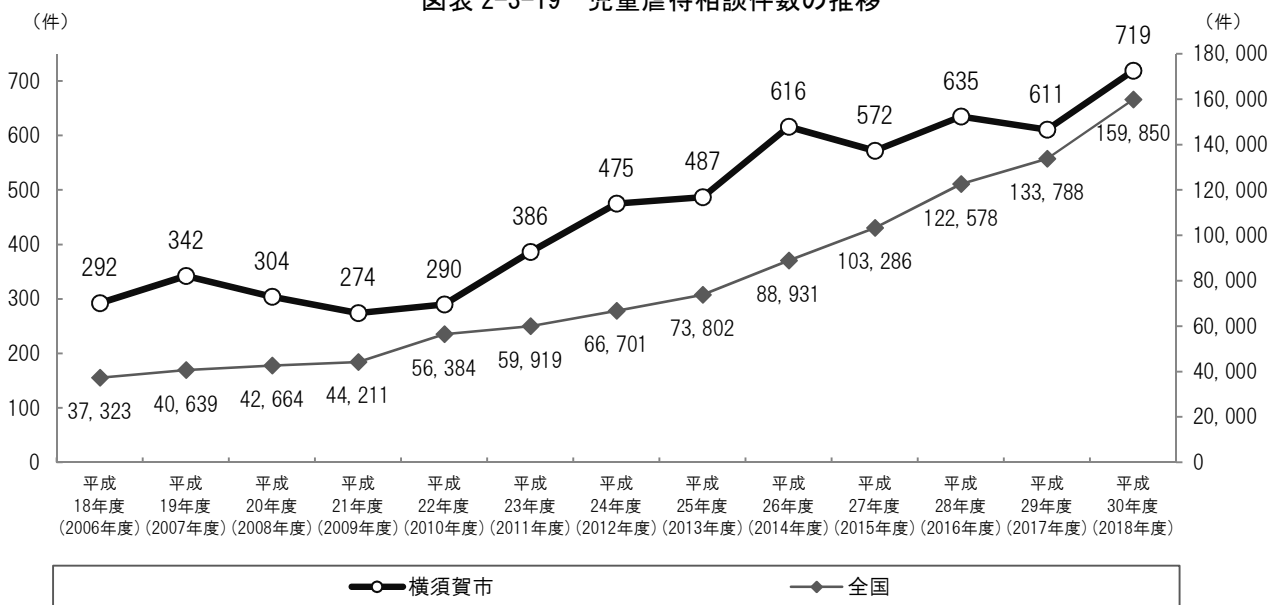
資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」（平成30年度）

(5) 社会的養育を取り巻く現状

① 児童虐待相談件数の増加

本市が児童相談所を設置した平成18年度以降の児童虐待相談受付件数を見ると、社会の児童虐待の意識の高まりや子育てに関わる不安やストレスなどにより増加傾向にあり、平成30年度では719件となっています。国の数値も本市同様に増加し、平成30年度では過去最高件数となりました。

図表 2-3-19 児童虐待相談件数の推移

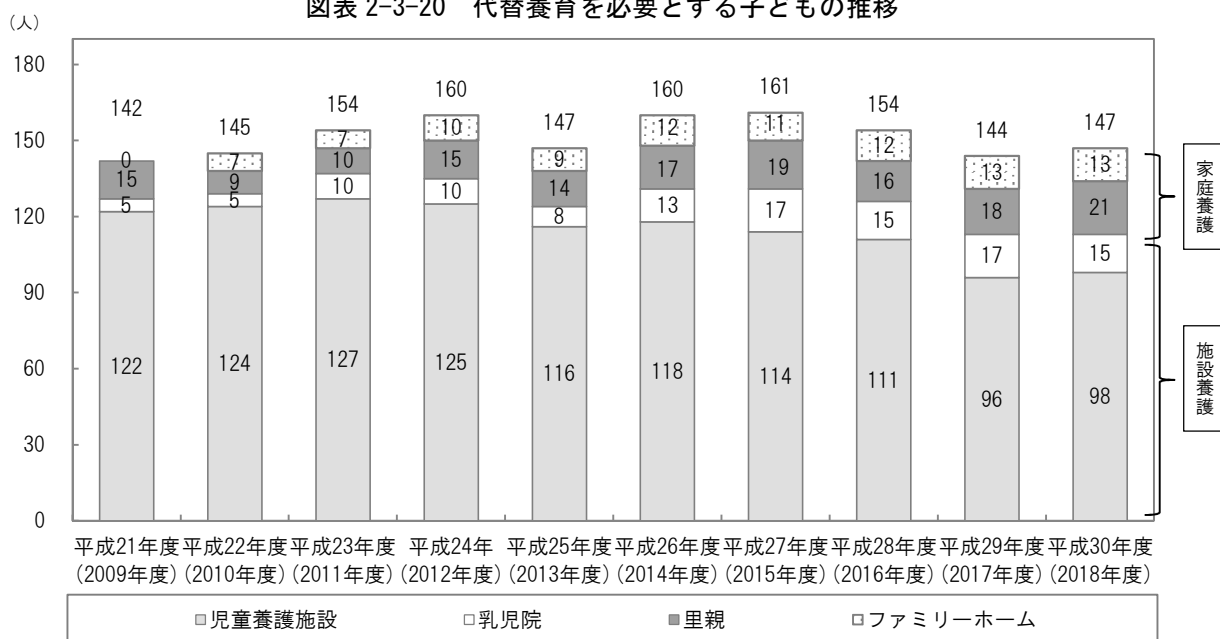


資料：横須賀市「児童相談所事業概要」、厚生労働省「福祉行政報告例」

② 代替養育を必要とする子どもの推移

社会的養護のうち、保護者と分離し、施設や里親等による養育を行う代替養育を必要とする子どもの数は、過去10年においては、145人から160人前後で推移しています。

図表 2-3-20 代替養育を必要とする子どもの推移



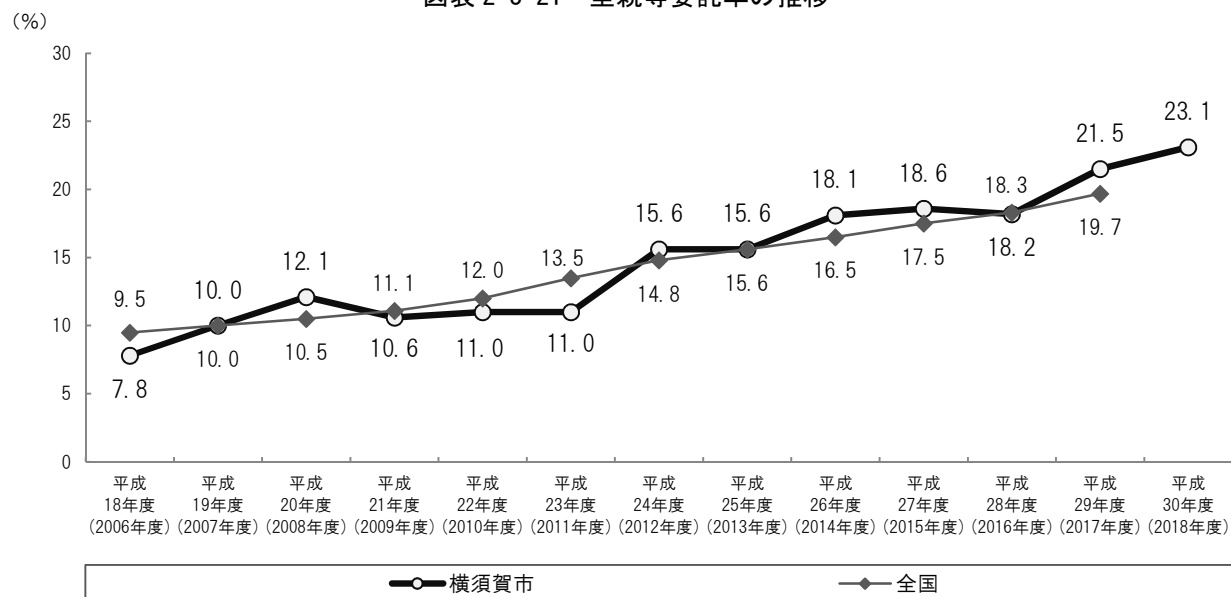
資料：横須賀市「児童相談所事業概要」

第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

③ 里親等委託率の推移

里親等委託率については、穏やかではありますが、上昇傾向にあります。国の数値も本市同様に穏やかな上昇傾向にあります。

図表 2-3-21 里親等委託率の推移



資料：横須賀市「児童相談所事業概要」、厚生労働省「福祉行政報告例」

(6) 子どもの貧困

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されず、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境整備及び教育の機会均等を図るため、平成25年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が公布され、また、この法律を総合的に推進するための「子供の貧困対策に関する大綱」が定められ、国や自治体等において様々な取り組みが進められています。

その後、令和元年6月には、基本理念や推進体制等について改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が公布され、同時に大綱が見直しされるなど、子どもの貧困対策の更なる推進が求められています。

このような状況の中、本市においても、子どもの生活実態を把握するため、小学5年生と中学2年生の児童・生徒及びその保護者を対象として「横須賀市子どもの生活等に関するアンケート」(以下「実態調査」)を実施するとともに、大綱に定められた指標について、把握に努めています。

① 教育に関する現状

本市における生活保護世帯に属する子どもの進学率は、中学校卒業後では95.3%、高等学校卒業後では38.5%で、また、児童養護施設の子どもの進学率は、中学校卒業後では100%、高等学校卒業後では25.0%と、児童養護施設の高等学校卒業後を除き、概ね国と同等の数値となっています。

図表 2-3-22 子どもの進学率

区 分		横須賀市	国
生活保護世帯に属する子どもの進学率	中学校卒業後	95.3%	93.7%
	高等学校卒業後	38.5%	36.0%
児童養護施設の子どもの進学率	中学校卒業後	100.0%	95.8%
	高等学校卒業後	25.0%	30.8%

資料：横須賀市福祉部・こども育成部、厚生労働省社会・援護局保護課及び子ども家庭局家庭福祉課調べ

第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

②生活に関する現状

ア) 経済的な状況

実態調査では、世帯収入により、概ね国の貧困線以下に相当する世帯を生活困難層Ⅰ、概ね国の貧困線は上回るものの中央値以下に相当する世帯を生活困難層Ⅱと定義して集計したところ、生活困難層Ⅰが約7%~9%、生活困難層Ⅱが18%前後という結果となりました。

なお、平成27年に国が実施した国民生活基礎調査では、子どもの貧困率は13.9%となっています。

図表 2-3-23 生活困難層（3区分）結果ほか

調査種別	横須賀市（実態調査結果）					国 （子どもの 貧困率）
	全体	生活困難層Ⅰ	生活困難層Ⅱ	非生活困難層	判定不能	
小学5年生児童	1,382件 100.0%	123件 8.9%	242件 17.5%	786件 56.9%	231件 16.7%	13.9%
小学5年生保護者	1,390件 100.0%	125件 9.0%	242件 17.4%	794件 57.1%	229件 16.5%	
中学2年生生徒	967件 100.0%	72件 7.4%	177件 18.3%	553件 57.2%	165件 17.1%	
中学2年生保護者	978件 100.0%	72件 7.4%	179件 18.3%	560件 57.3%	167件 17.1%	

※収入未回答等により区分できない世帯を「判定不能」としています。

実態調査結果における生活困難層Ⅰの数値は国調査結果と同じ条件で算出している数値ではありません。

資料：「横須賀市子どもの生活等に関するアンケート」（平成30年度）、厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成27年）

さらに、実態調査において、ひとり親世帯における生活困難層Ⅰの割合を集計したところ、41.3%という結果になり、平成27年に国が実施した国民生活基礎調査結果におけるひとり親の貧困率（子どもがいる現役世帯のうち大人1人の貧困率）の50.8%を下回ってはいるものの、ひとり親世帯における家計の厳しさがうかがえます。

図表 2-3-24 ひとり親世帯における生活困難層Ⅰの割合ほか

区 分	割合等
横須賀市（ひとり親世帯における生活困難層Ⅰの割合）	41.3%
国（子どもがいる現役世帯のうち大人1人の貧困率）	50.8%

※実態調査結果における生活困難層Ⅰの数値は国調査結果と同じ条件で算出している数値ではありません。

資料：「横須賀市子どもの生活等に関するアンケート」（平成30年度）、厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成27年）

第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

また、ひとり親世帯において、養育費を受け取っていない割合は母子世帯で73.3%、父子世帯で97.6%と国の数値と比べると高い状況にあります。

図表 2-3-25 ひとり親世帯における養育費を受け取っていない割合

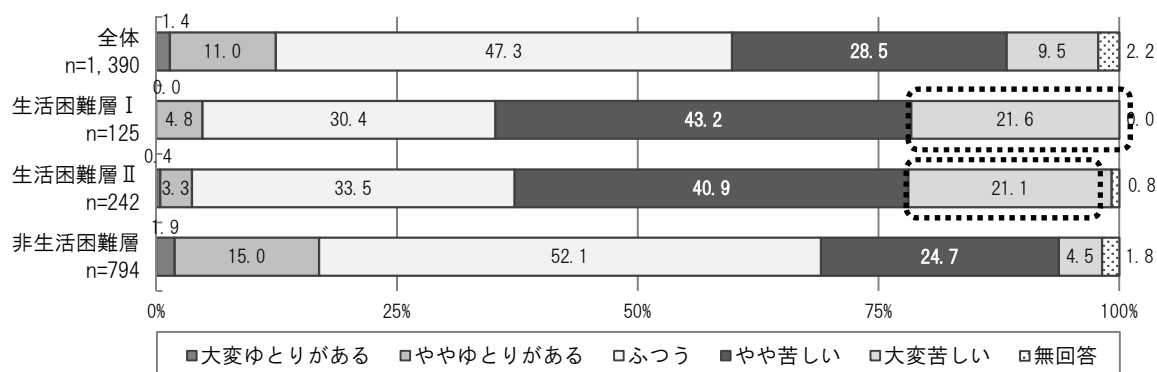
区 分		横須賀市	国
ひとり親世帯における 養育費を受け取っていない割合	母子世帯	73.3%	69.8%
	父子世帯	97.6%	90.2%

資料：横須賀市子ども育成部（平成31年4月1日時点）、厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査（特別集計）」（平成28年度）

イ) 暮らしの状況

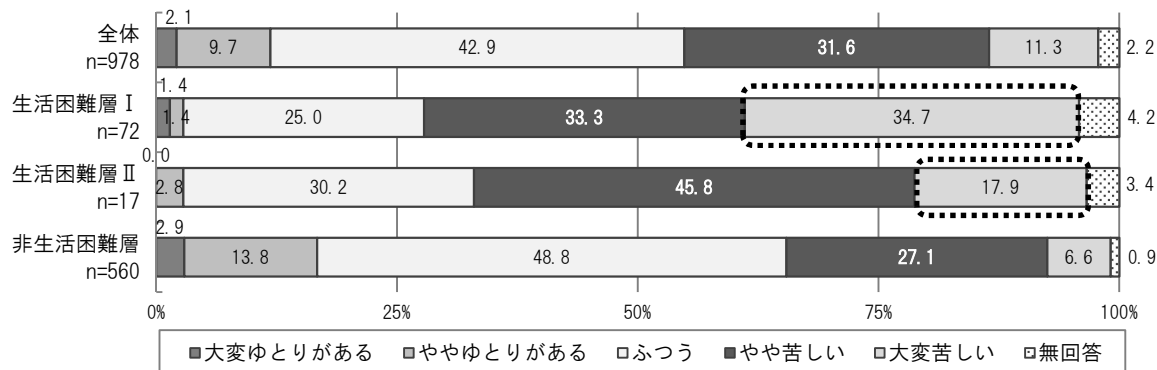
実態調査では、現在の暮らしの状況について、生活困難層Ⅰでは「大変苦しい」が、非生活困難層よりも約17~28ポイント高くなっているなど、生活困難層Ⅰ及びⅡにおいて「やや苦しい」「大変苦しい」の割合が高くなっており、家計の厳しさがうかがえます。

図表 2-3-26 現在の暮らしの状況（小5）



資料：「横須賀市子どもの生活等に関するアンケート」（平成30年度）

図表 2-3-27 現在の暮らしの状況（中2）



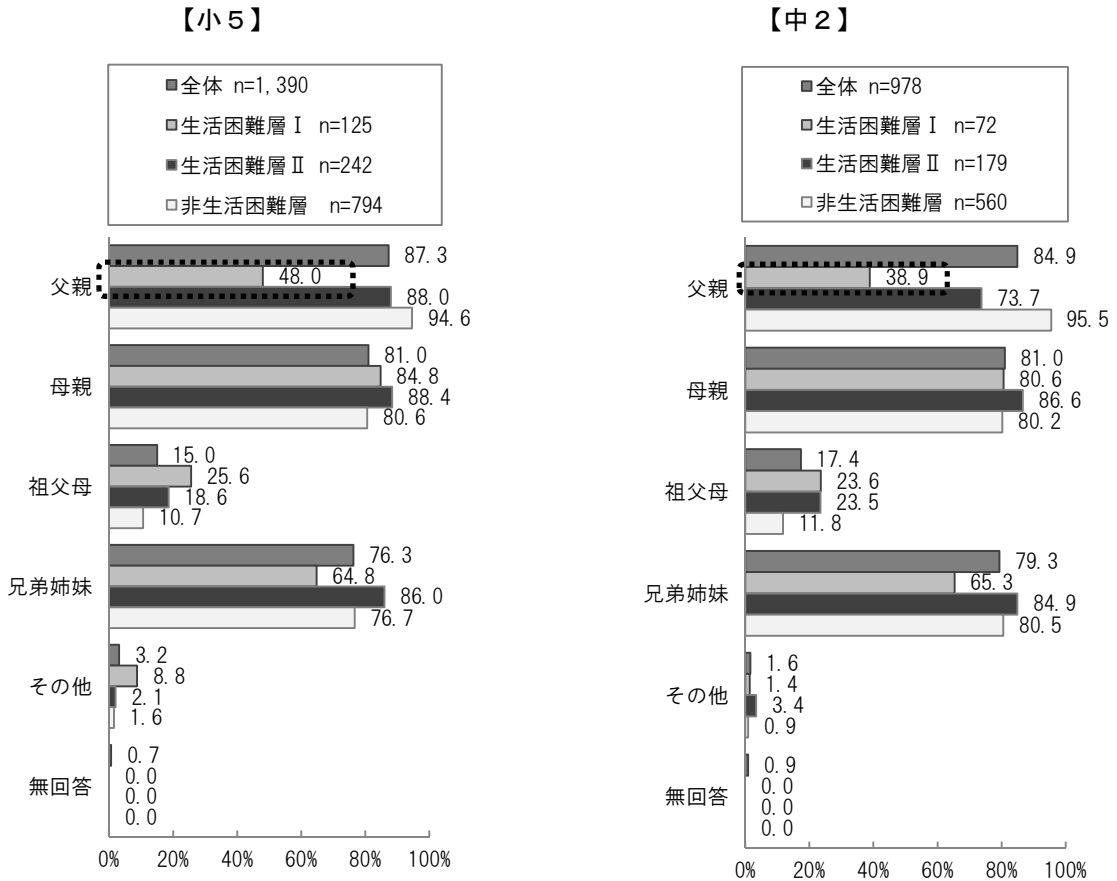
資料：「横須賀市子どもの生活等に関するアンケート」（平成30年度）

第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

また、同居している家族について、生活困難層Ⅰでは、「父親」が小5で48.0%、中2で38.9%となっており、また、世帯人員についても、「2人」が小5で21.6%、中2で29.2%となっています。

このことから、母子家庭・親一人子一人というような世帯が多いことがうかがえます。

図表 2-3-28・2-3-29 同居している家族

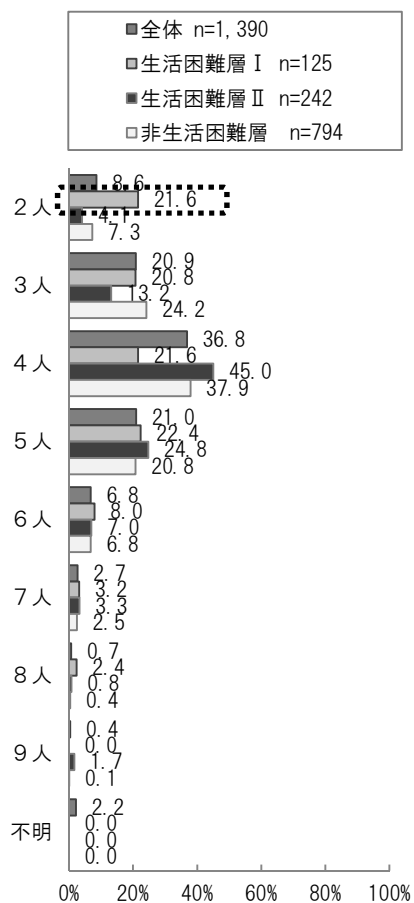


資料：「横須賀市子どもの生活等に関するアンケート」（平成30年度）

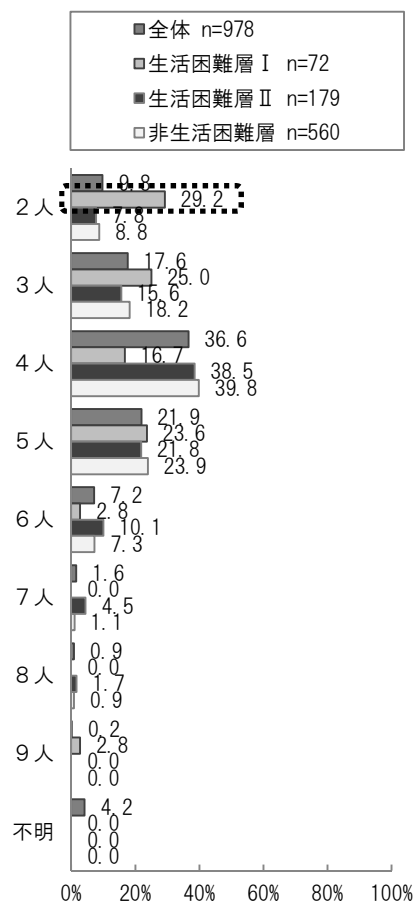
第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

図表 2-3-30・2-3-31 同居している家族（世帯人員）

【小5】



【中2】



資料：「横須賀市子どもの生活等に関するアンケート」（平成30年度）

第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

実態調査では、具体的な暮らしの状況として、過去1年間において、食料や衣服、光熱水費について経済的な理由により購入することができなかつたり、滞納した経験の有無を尋ねています。

結果としては、全体では食料 14.5%、衣服 19.8%、光熱水費 3.0%～3.8%が購入することができなかつたり、滞納した経験があるとの回答がありました。

また、ひとり親世帯では、食料 27.3%、衣服 35.0%、光熱水費 7.2%～10.9%と、全体よりも高くなっています。

なお、平成29年に国立社会保障・人口問題研究所が実施した「生活と支え合いに関する調査」において、同様の調査を実施していますが、全ての項目について、本市の調査結果を上回っています。

図表 2-3-32 経済的な理由による食料、衣服、光熱水費の困窮経験

区 分		横須賀市	国
過去1年の食料困窮経験	全 体	14.5%	16.9%
	ひとり親世帯	27.3%	34.9%
過去1年の衣服が買えない経験	全 体	19.8%	20.9%
	ひとり親世帯	35.0%	39.7%
過去1年間の滞納経験 (全体)	電 気	3.3%	5.3%
	ガ ス	3.0%	6.2%
	水 道	3.8%	5.3%
過去1年間の滞納経験 (ひとり親世帯)	電 気	9.9%	14.8%
	ガ ス	10.9%	17.2%
	水 道	7.2%	13.8%

資料：「横須賀市子どもの生活等に関するアンケート」（平成30年度）

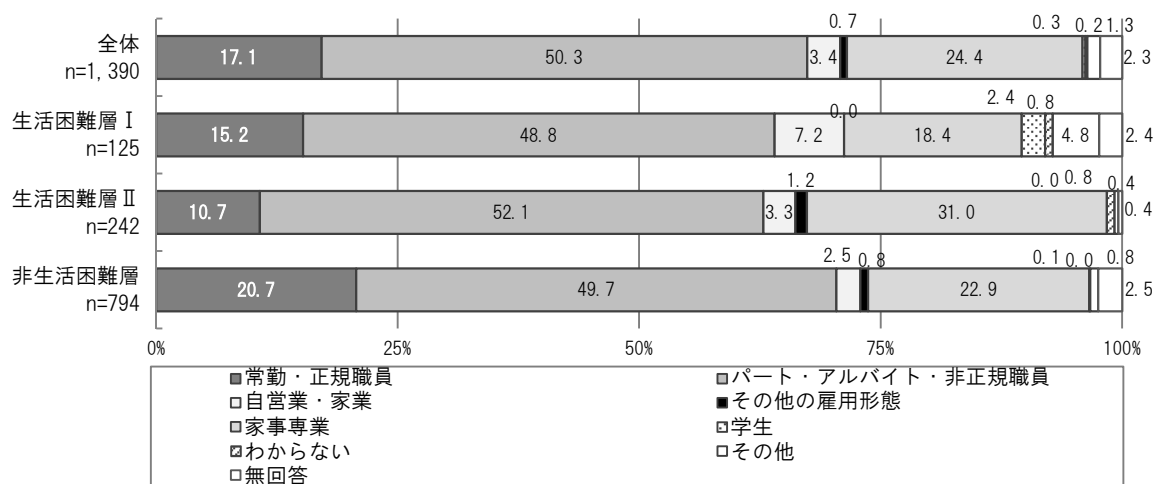
国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査（特別集計）」（平成29年）

第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

ウ) 就業の状況

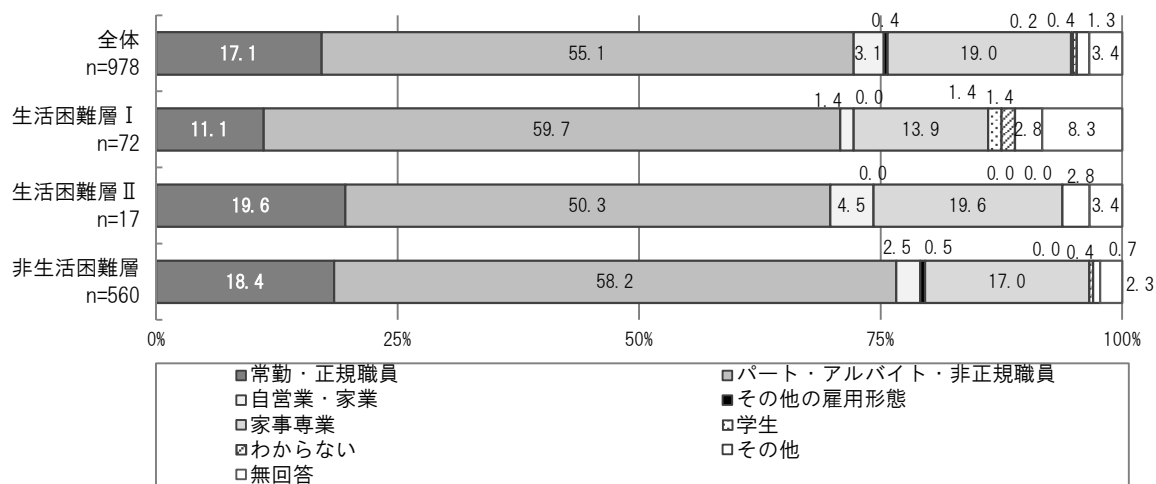
実態調査によると、母親の雇用については、いずれも「パート・アルバイト・非正規職員」の割合が最も高くなっていますが、小5及び中2ともに生活困難層Ⅰでは、「常勤・正規職員」が非生活困難層に比べ、約5～7ポイント低くなっています。

図表 2-3-33 母親の雇用形態（小5）



資料：「横須賀市子どもの生活等に関するアンケート」（平成30年度）

図表 2-3-34 母親の雇用形態（中2）

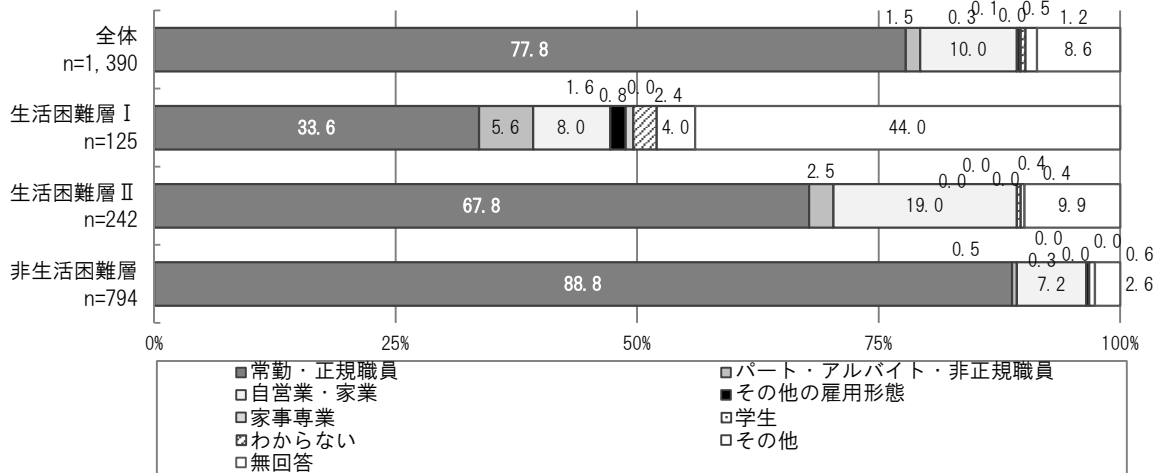


資料：「横須賀市子どもの生活等に関するアンケート」（平成30年度）

第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

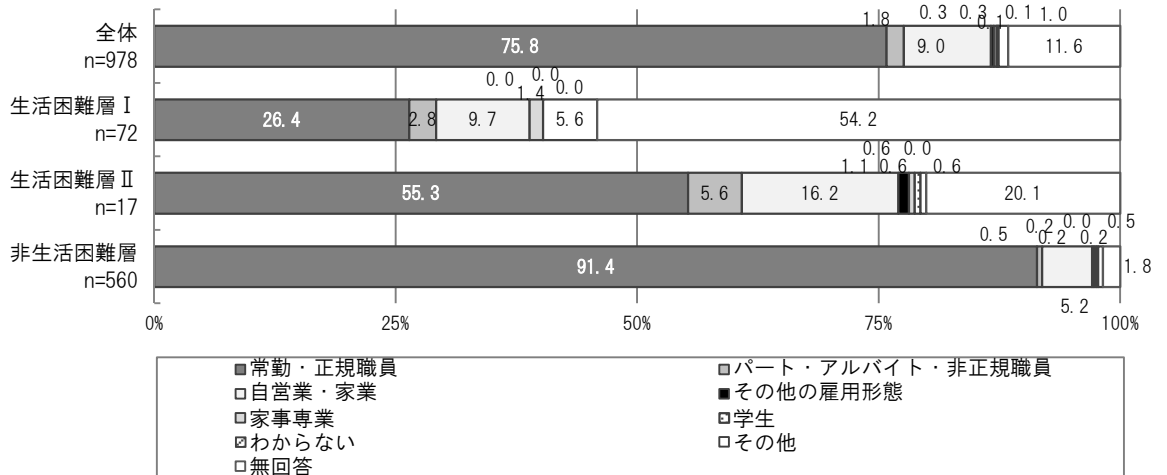
また、父親の雇用については、いずれも「常勤・正規職員」の割合が高くなっていきますが、小5及び中2ともに「常勤・正規職員」が生活困難層Ⅰでは、非生活困難層に比べ、約55～65ポイント低くなっています。

図表 2-3-35 父親の雇用形態（小5）



資料：「横須賀市子どもの生活等に関するアンケート」（平成30年度）

図表 2-3-36 父親の雇用形態（中2）



資料：「横須賀市子どもの生活等に関するアンケート」（平成30年度）

さらに、本市の児童扶養手当受給世帯における親の就業率を見ると、母子世帯で85.2%、父子世帯で84.3%と高い就業率となっています。

図表 2-3-37 児童扶養手当受給者における親の就業率

区分	母子世帯	父子世帯
児童扶養手当受給世帯における親の就業率	85.2%	84.3%

資料：横須賀市子ども育成部（令和元年8月1日時点）

(7) 子育て支援に対する要望

ニーズ調査（就学前児童）によると、子育てをする中で、どのような支援や対策が有効かについて、就学前児童では「仕事と家庭生活の両立支援」が 39.9%と最も高く、次いで「地域における子育て支援の充実」が 38.1%、「保育サービスの充実」が 36.4%となっています。

ニーズ調査の自由回答では、前述の「仕事と家庭生活の両立支援」に関するものとして、一時預かりの柔軟化や、病児・病後児保育への要望が多くみられました。また、「子どもの居場所や遊び場」に関するものとして、地域の公園の整備、公園の遊具の改善、屋内の遊び場の充実に関する要望が寄せられています。

図表 2-3-38 子育てをする中でどのような支援や対策が有効か【3つまで選択可】（就学前児童）

順位	子育てをする中でどのような支援や対策が有効か	割合 (%)
1	仕事と家庭生活の両立支援	39.9
2	地域における子育て支援の充実	38.1
3	保育サービスの充実	36.4
4	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	32.6
5	小学校の放課後等の居場所の充実	31.5

資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」（平成 30 年度）

子育てをする中でどのような支援や対策が有効かについて、小学生では「小学校の放課後等の居場所の充実」が 42.8%と最も高く、次いで「仕事と家庭生活の両立支援」が 37.4%、「子どもの教育環境」と「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」がともに 30.3%となっています。

ニーズ調査（小学生）の自由回答では、放課後の居場所に関する要望として、学童クラブの運営支援を求める意見、学童クラブの保育料が高く利用できないという意見、夏休み・土日等の預かりの要望等が多くみられました。

図表 2-3-39 子育てをする中でどのような支援や対策が有効か【3つまで選択可】（小学生）

順位	子育てをする中でどのような支援や対策が有効か	割合 (%)
1	小学校の放課後等の居場所の充実	42.8
2	仕事と家庭生活の両立支援	37.4
3	子どもの教育環境	30.3
4	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	30.3
5	地域における子育て支援の充実	28.4

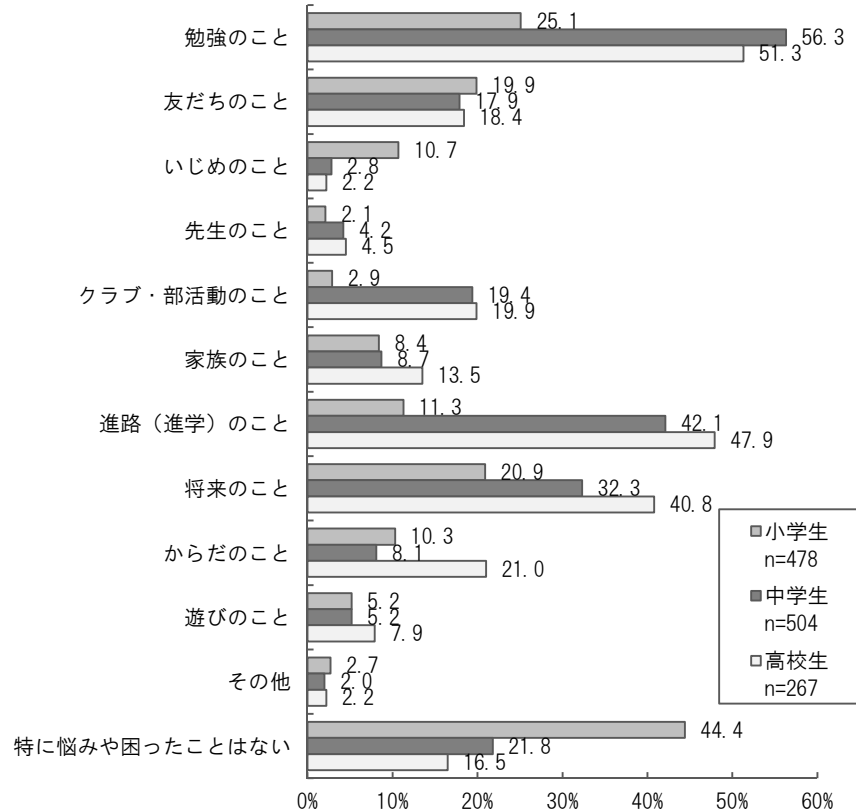
資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」（平成 30 年度）

第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

(8) 青少年の悩み、将来に対する希望

小学生、中学生、高校生を対象とした横須賀市教育アンケート報告で、悩みや困ったことの内容について尋ねたところ、小学生では「勉強のこと」が25.1%、「将来のこと」が20.9%でした。中学生では「勉強のこと」が56.3%、「進路（進学）のこと」が42.1%でした。高校生では「勉強のこと」が51.3%、「進路（進学）のこと」が47.9%でした。

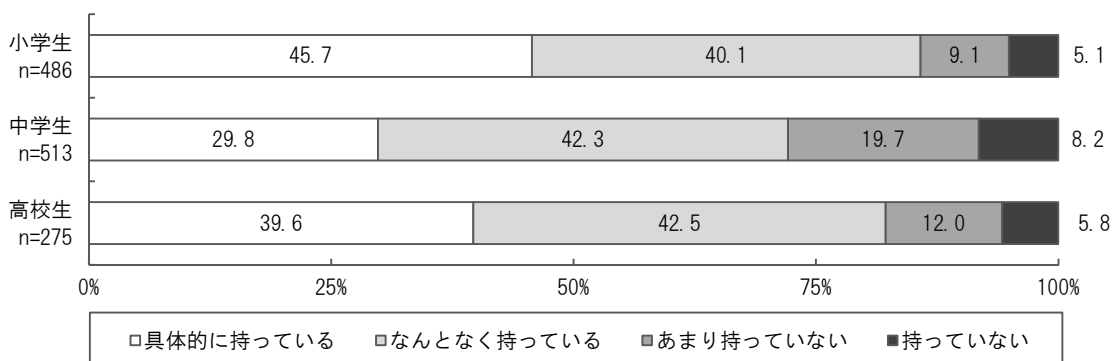
図表 2-3-40 悩みや困ったことの有無（小学生・中学生・高校生）



資料：「横須賀市教育アンケート報告書（学校教育編）」（平成29年度）

また、自分の将来に対する希望を持っているかを尋ねたところ、小学生の9.1%、中学生の19.7%、高校生の12.0%が「あまり希望を持っていない」と回答しています。

図表 2-3-41 自分の将来に対する希望（小学生・中学生・高校生）



資料：「横須賀市教育アンケート報告書（学校教育編）」（平成29年度）

4 現在の子ども・子育て支援施策と利用状況

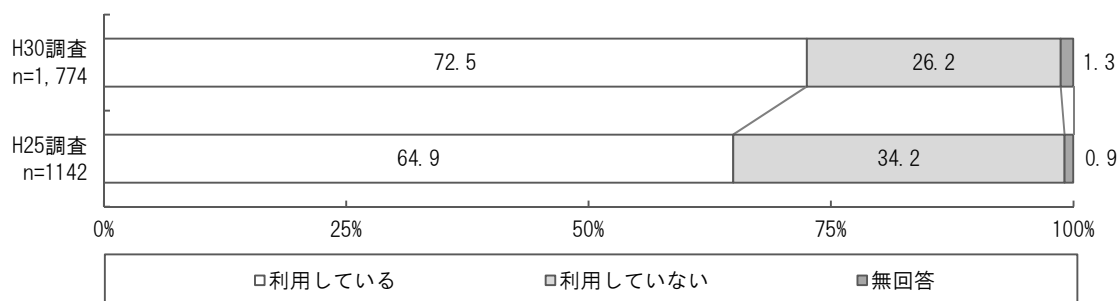
(1) 幼児期の学校教育・保育事業の利用状況

① ニーズ調査による教育・保育事業の利用状況

ニーズ調査（就学前児童）によると、幼稚園や保育所等の「定期的な教育・保育の事業」を利用しているのは全体の72.5%でした。5年前の調査と比較すると、定期的な教育・保育事業の利用者は64.9%から7.6ポイント増加しています。

幼稚園や保育所等の定期的な教育・保育の事業の利用者のうち、幼稚園の利用者は44.5%、認可保育所（保育所）は30.3%、認定こども園は18.5%でした。

図表 2-4-1 定期的な教育・保育事業の利用状況



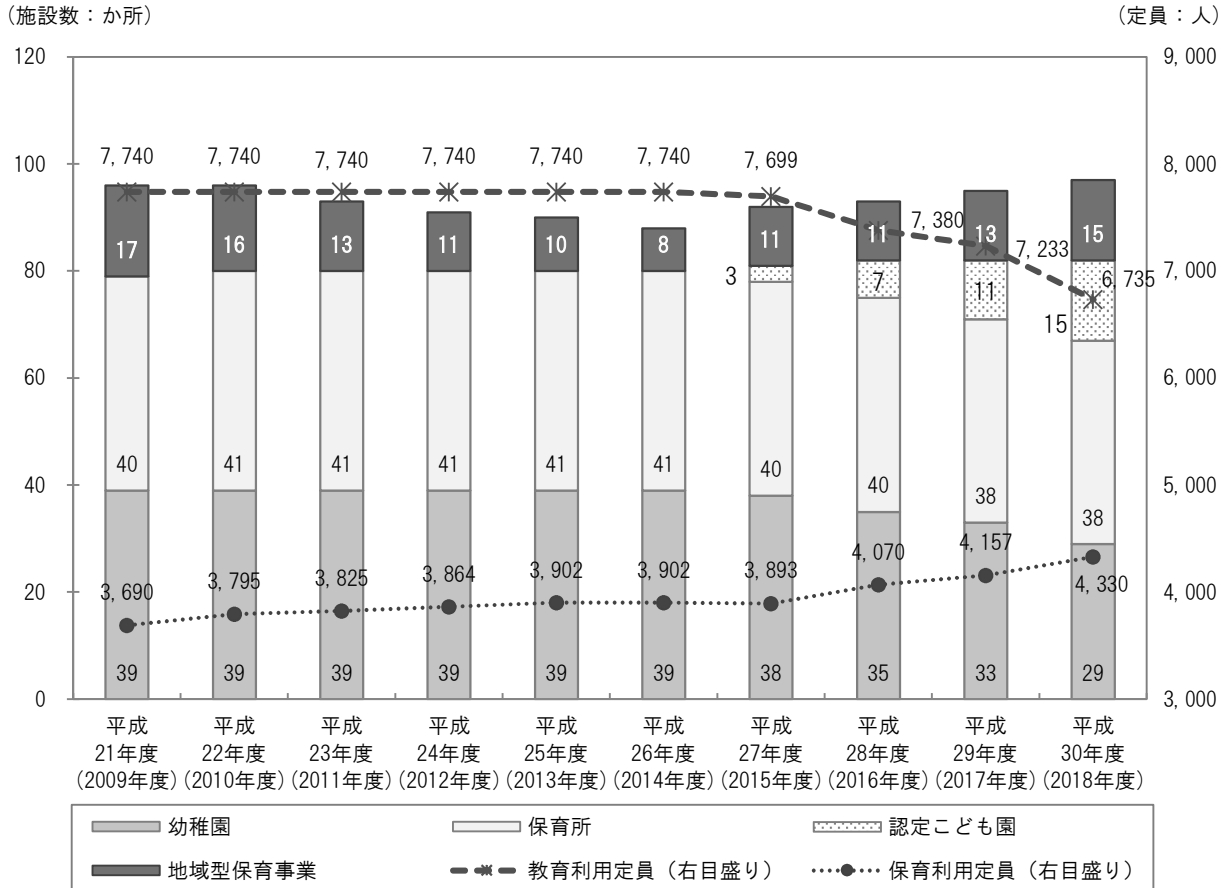
資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」（平成30年度）
 「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査」（平成25年度）

第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

② 教育・保育施設等の設置状況

平成21年度から平成30年度の10年間で、640人の保育定員の拡充を進めました。また、平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートし、本市でも認定こども園の普及に努め、平成30年度では15か所設置しています。

図表 2-4-2 教育・保育施設等の設置状況



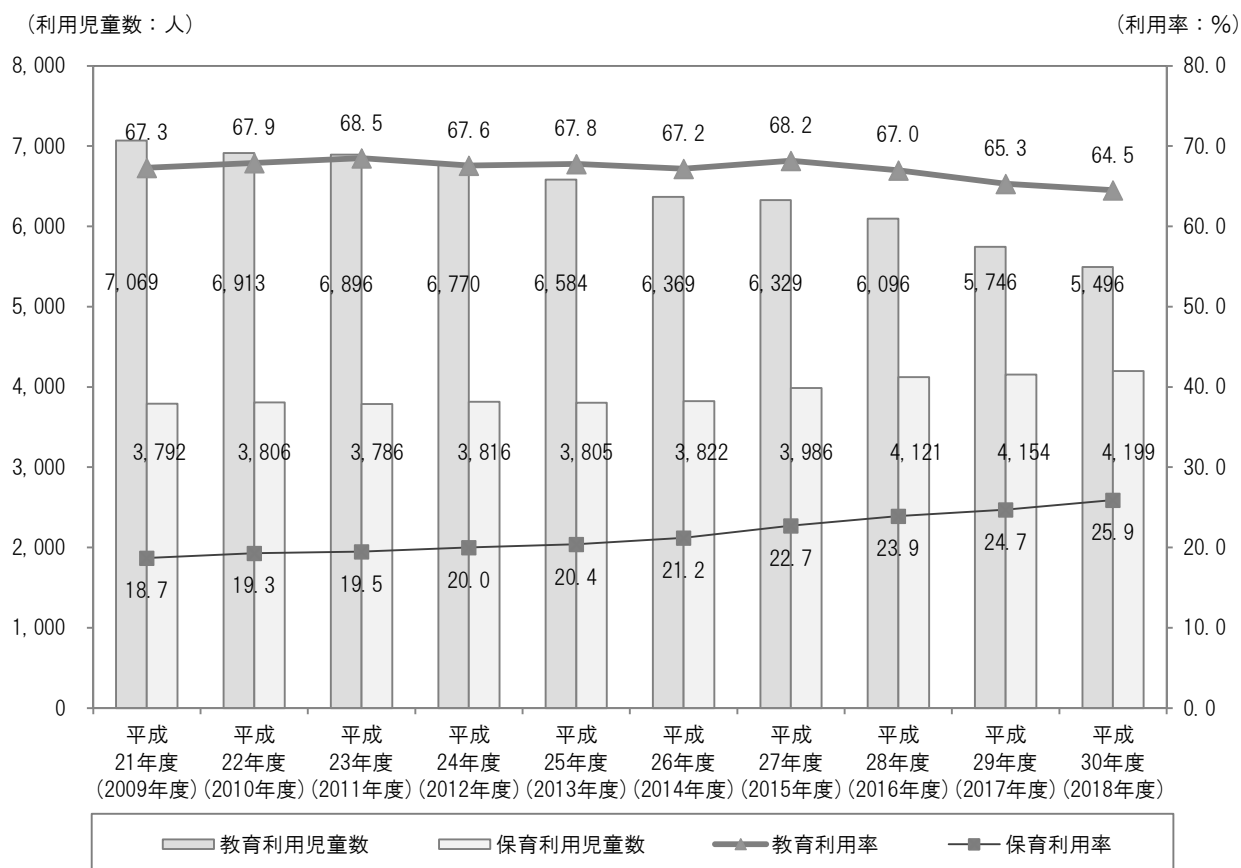
※保育利用定員は平成26年度まで認可定員、平成27年度以降は利用定員(2号・3号)の合計
 教育利用定員は認可定員(私学助成幼稚園)と利用定員(1号認定)の合計

第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

③ 教育・保育施設等の利用状況

教育利用については、利用児童数は減少しているものの、利用率は60%台で推移しています。また、保育利用については、保護者の就業率の上昇に伴い、利用児童数、利用率ともに大きく増加しています。

図表 2-4-3 教育・保育施設等の利用状況



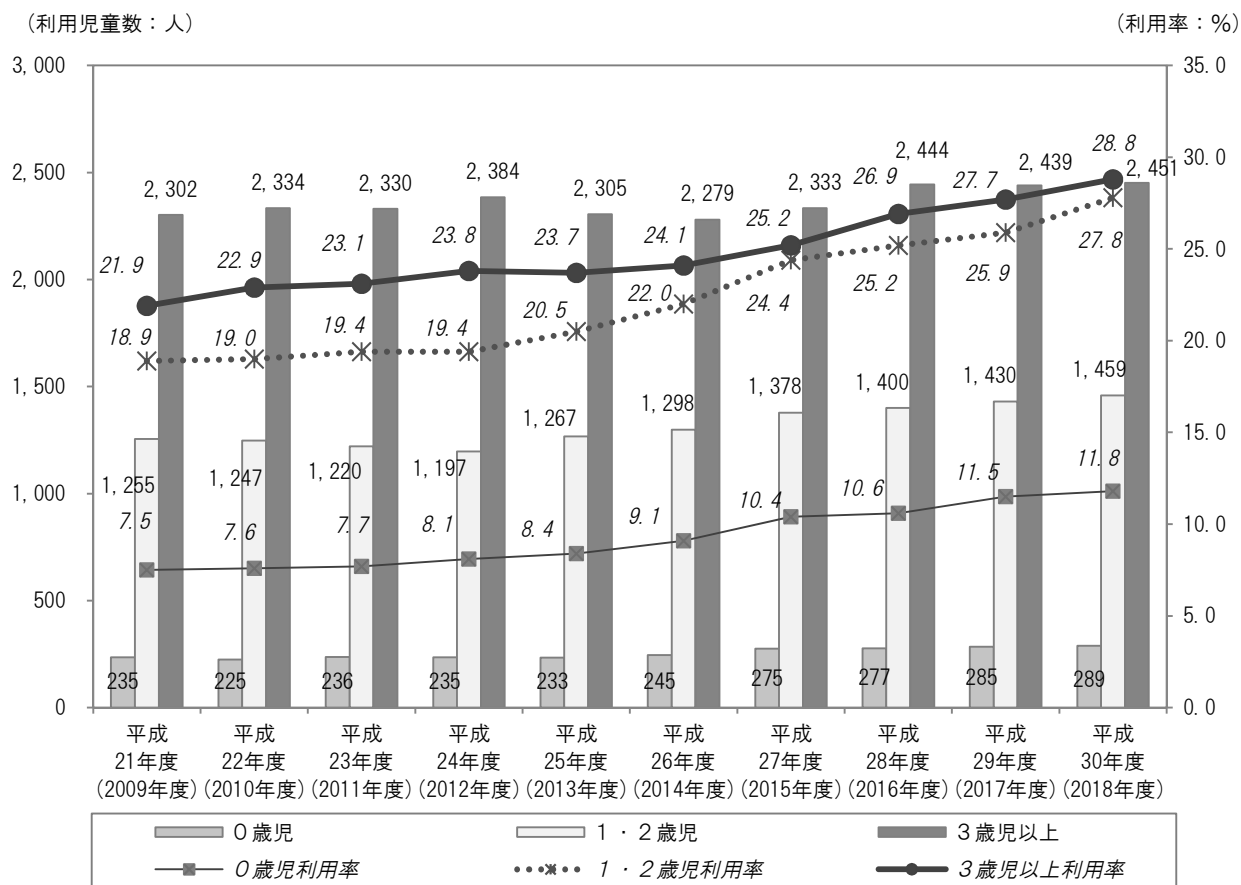
※数値は各年度当初

第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

④ 年齢別保育の利用状況

保育利用を年齢別に見ると、各年齢とも上昇していますが、特に1・2歳児の利用については、3歳以上の利用率に年々近づき、平成30年度では、ほぼ同等となりました。

図表 2-4-4 年齢別保育の利用状況

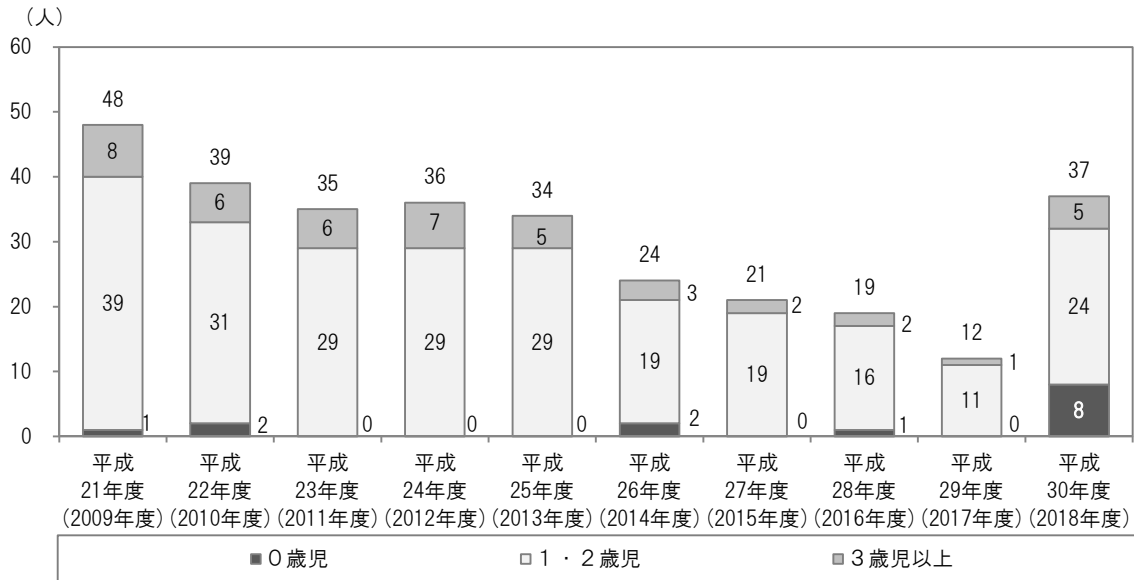


※数値は各年度当初

⑤ 待機児童数の状況

待機児童数は平成21年度以降、減少傾向にありましたが、利用申込みの増加等により平成30年度に大幅に増加しました。待機児童数を年齢別に見ると、1・2歳児が大部分を占めています。

図表 2-4-5 待機児童数の状況



※数値は各年度当初

第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

⑥ 幼児教育・保育の無償化の状況

幼児教育・保育の無償化は、子ども・子育て支援新制度成立時に国の付帯決議に盛り込まれ、平成26年度以降段階的に実施しています。特に令和元年10月からは子ども・子育て支援法の改正により、新たに子育てのための施設等利用給付制度が創設され、無償化の範囲が大幅に広がりました。

本市では、これまでも独自に保育料の負担軽減を進めていますが、国の無償化の取り組みに加え、さらに独自の取り組みを進めています。

図表 2-4-6 幼児教育・保育の無償化の取り組み状況

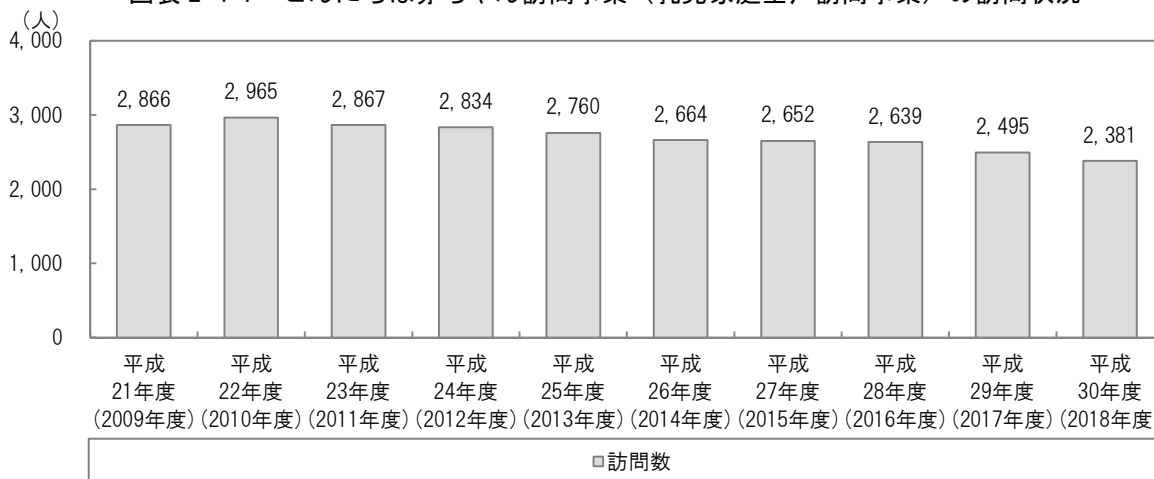
年度	国の取り組み	横須賀市の取り組み
平成26年度 (2014年度)	○幼稚園の保育料について ・生活保護世帯の保育料6,600円を無償化 ・第2子は半額、第3子以降は無償とする軽減措置の所得制限を撤廃	国と同様
平成27年度 (2015年度)	○幼稚園の保育料について ・市町村民税非課税世帯の保育料を9,100円から3,000円に引下げ	国と同様
平成28年度 (2016年度)	○年収約360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・兄弟の年齢に関わらず、第2子は半額、第3子以降は無償化 ・ひとり親世帯においては、第1子は半額、第2子以降は無償化	国と同様
平成29年度 (2017年度)	○市町村民税非課税世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・第2子完全無償化 ○年収約360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ①ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置の拡充 ②①以外の世帯において、1号認定子どもの負担軽減	国と同様
平成30年度 (2018年度)	○幼稚園等の保育料について ・1号認定子どものうち、年収約360万円未満相当世帯の第1子及び第2子の負担軽減	○国の取り組みに加え、年収約360万円未満相当世帯の幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料を無償化
令和元年度 (2019年度) (10月から)	○幼稚園、保育所、認定こども園等 ①3～5歳児 無償化 ②0～2歳児 市町村民税非課税世帯を対象として無償化 ○幼稚園の預かり保育 ・保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額11,300円までの範囲で無償化 ○認可外保育施設等 ①3～5歳児 保育の必要性の認定を受けた場合、月額37,000円までの範囲で無償化 ②0～2歳児 保育の必要性があると認定された市町村民税非課税世帯を対象として、月額42,000円までの範囲で無償化	○国の取り組みに加え、年収約500万円未満相当世帯の0～2歳児の保育料を無償化

(2) 地域子ども・子育て支援事業の利用状況

① こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）の訪問状況

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問するこんにちは赤ちゃん訪問事業は、毎年度ほぼ全ての家庭への訪問を行っており、養育環境の把握は全て行っています。

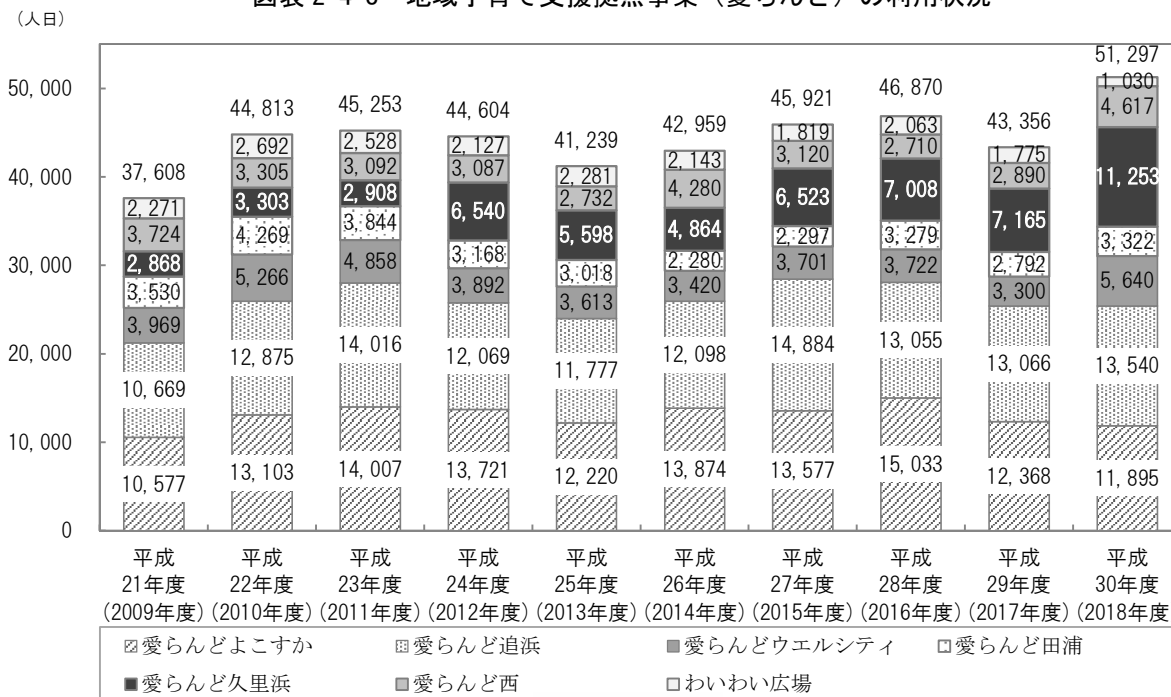
図表 2-4-7 こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）の訪問状況



② 地域子育て支援拠点事業（愛らんど）の利用状況

地域子育て支援拠点事業の利用実績は、平成29年度までは年間延40,000人台で推移し、特に子育てアドバイザーを配置している、愛らんどよこすか、愛らんど追浜の利用が多く、全体の50~60%を占めています。平成30年7月から愛らんどウェルシティ、愛らんど久里浜、愛らんど西に子育てアドバイザーを配置したことにより平成30年度では50,000人を超える利用となりました。

図表 2-4-8 地域子育て支援拠点事業（愛らんど）の利用状況

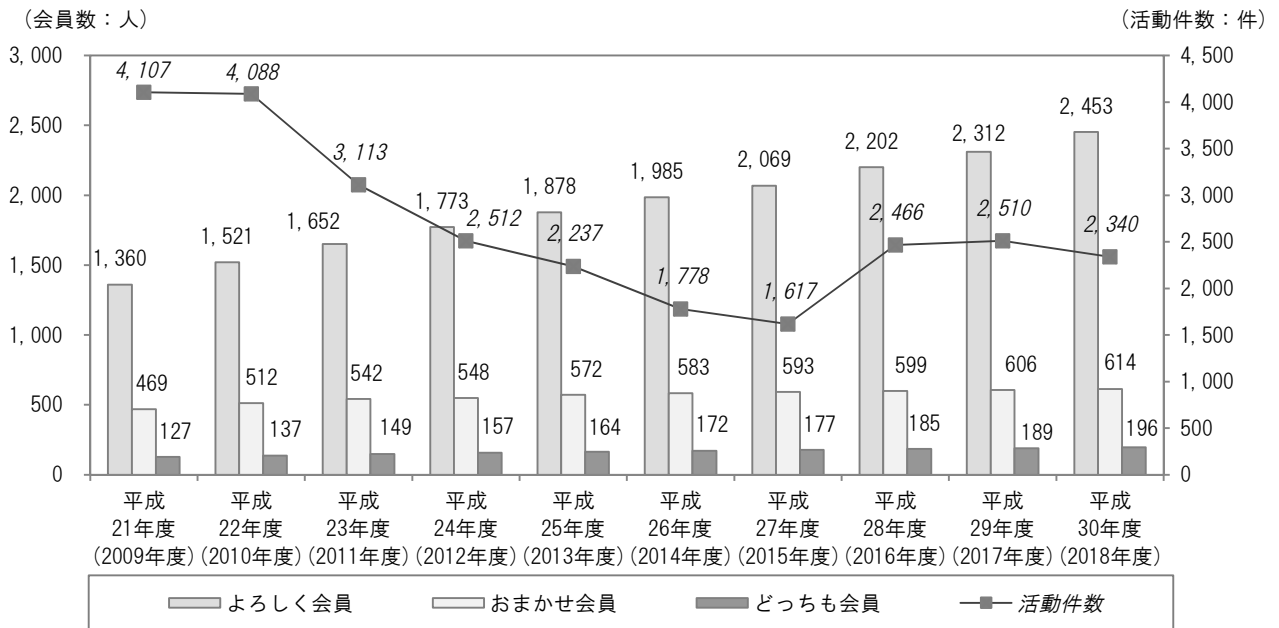


第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

③ ファミリー・サポート・センター事業の会員数及び活動件数の状況

ファミリー・サポート・センターの会員数は、子どもを預かってほしい「よろしく会員」が大きく増加している反面、子どもを預かる「おまかせ会員」の増加が追いついていない状況となっています。また、活動件数は平成27年度まで減少傾向にありましたが、平成28年度以降増加傾向にあります。

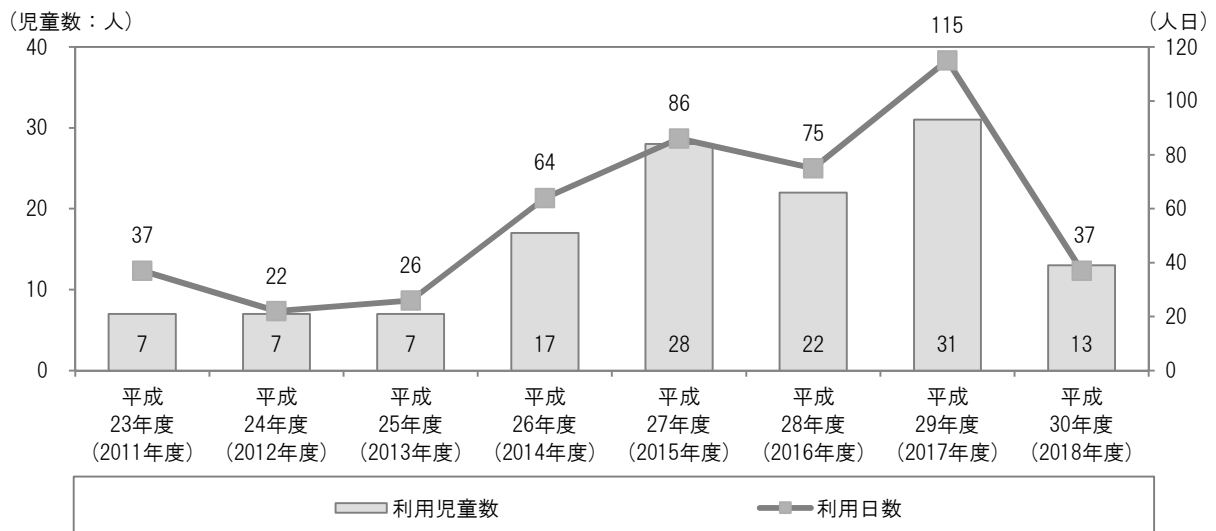
図表 2-4-9 ファミリー・サポート・センター事業の会員数及び活動件数の状況



④ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の利用状況

保護者の病気や育児疲れ等により子どもの養育が困難になった場合に、児童養護施設等で子どもを預かる子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の利用状況は、平成26年度以降増加傾向にありましたが、平成30年度は大きく減少しました。

図表 2-4-10 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の利用状況

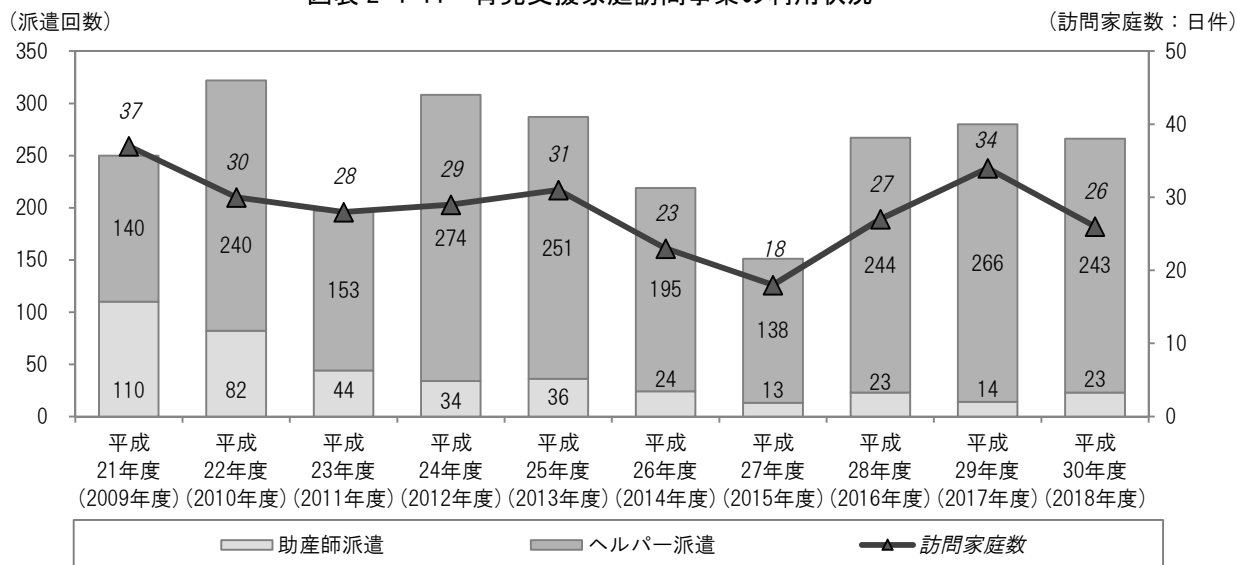


第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

⑤ 育児支援家庭訪問事業の利用状況

様々な要因で子育てが困難になっている家庭にヘルパーや助産師を派遣し、家事や育児の援助等を行う育児支援家庭訪問事業の利用実績は、年間訪問家庭数 20 件台から 30 件台で推移しています。

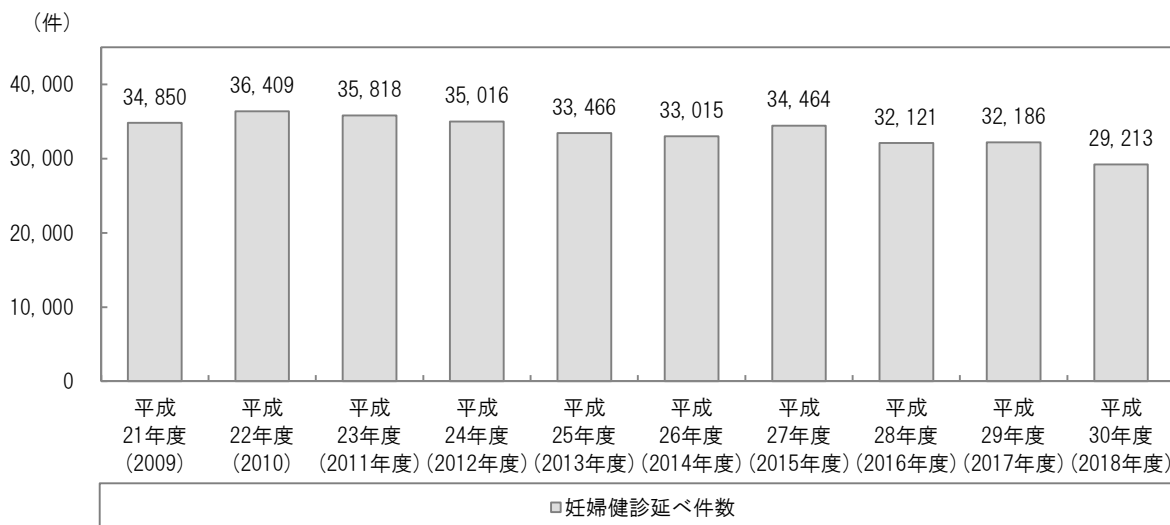
図表 2-4-11 育児支援家庭訪問事業の利用状況



⑥ 妊婦健康診査の実施状況

妊婦と子どもの健康を守るため、医療機関や助産所で行う健康診査費用の一部を助成しています。妊婦健康診査の件数実績は、平成29年度までは年間延30,000件台の利用で推移していましたが、平成30年度では30,000件を下回っています。（妊婦1人当たり16回までの助成）

図表 2-4-12 妊婦健康診査の実施状況

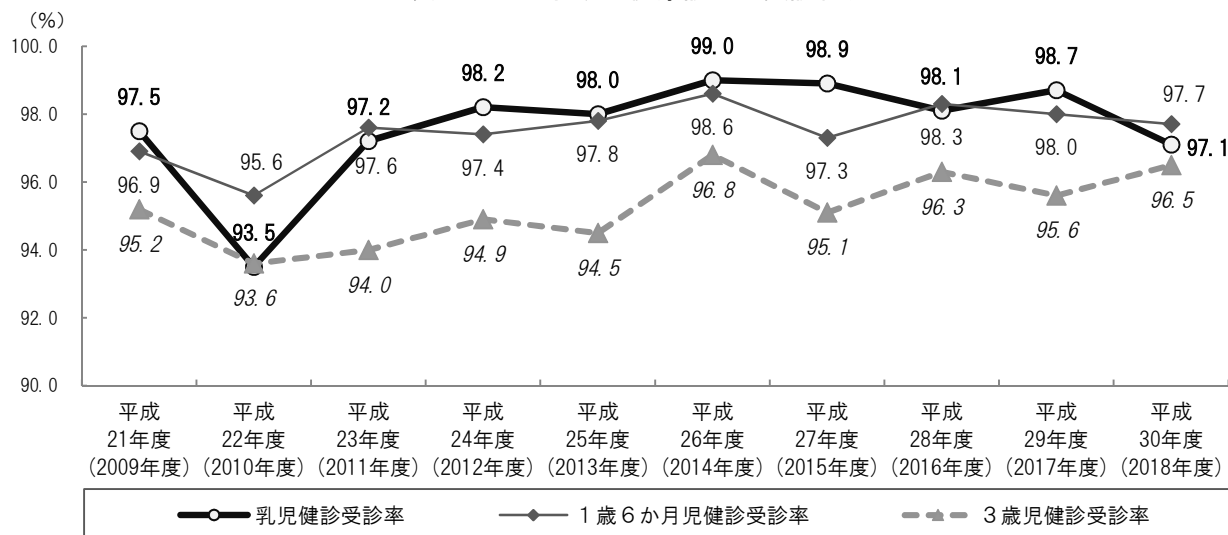


第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

⑦ 乳幼児健康診査の受診状況

乳幼児の健康保持や増進を目的として乳幼児健康診査を実施していますが、未受診者の受診勧奨や、土日の健診を実施するなど、受診率の向上に努め、近年では95%を超える受診率となっています。

図表 2-4-13 乳幼児健康診査の受診状況

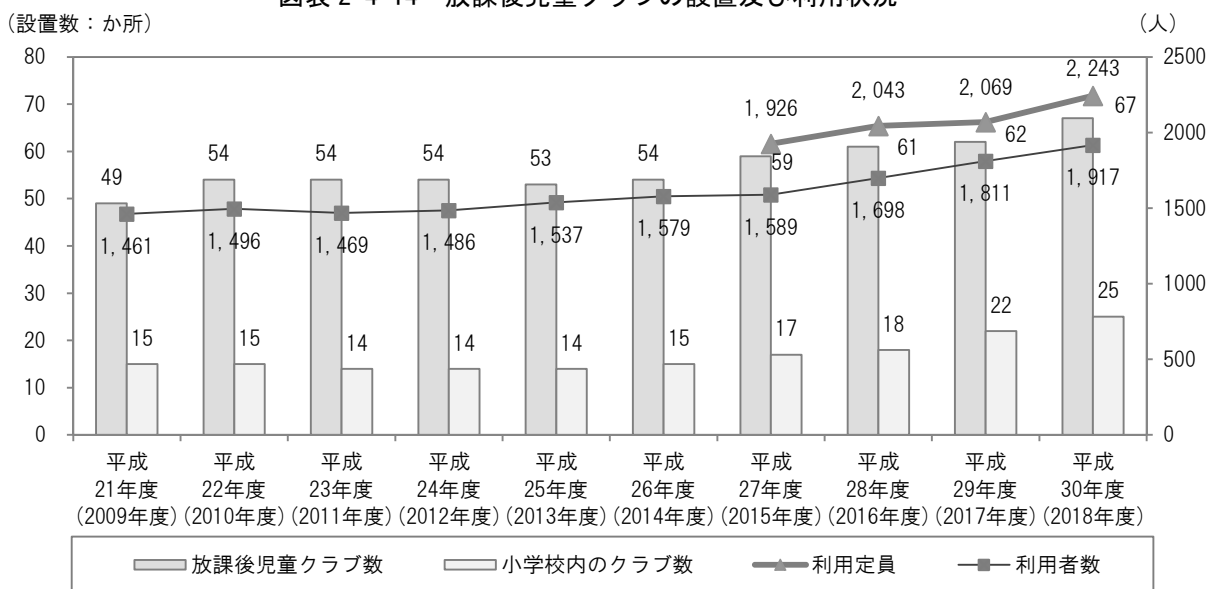


第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

⑧ 放課後児童クラブの設置及び利用状況

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後児童支援員のもと、適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブの利用状況については、クラブの設置数及び利用者数ともに増加しています。前期プランでは、小学校内で実施するクラブを10か所増することとしていますが、平成30年度では25か所となりました。

図表 2-4-14 放課後児童クラブの設置及び利用状況

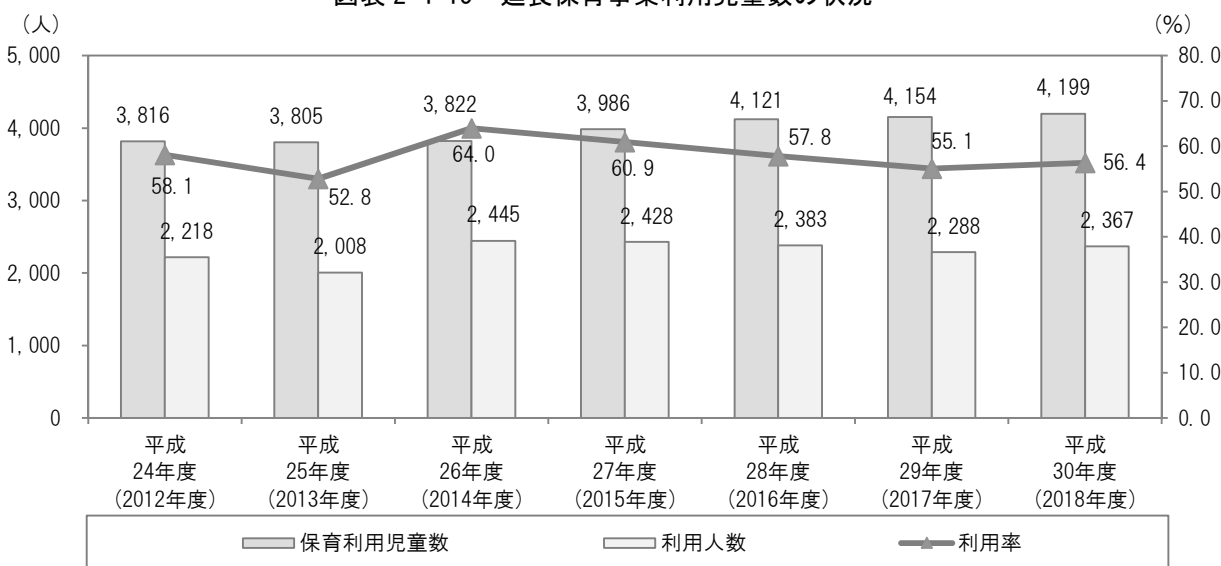


※利用定員は平成27年度から設定

⑨ 延長保育事業利用児童数の状況

本市の全ての教育・保育施設等では、延長保育事業を実施しています。各年度2,000人から2,400人程度利用され、利用率は50~60%となっています。

図表 2-4-15 延長保育事業利用児童数の状況



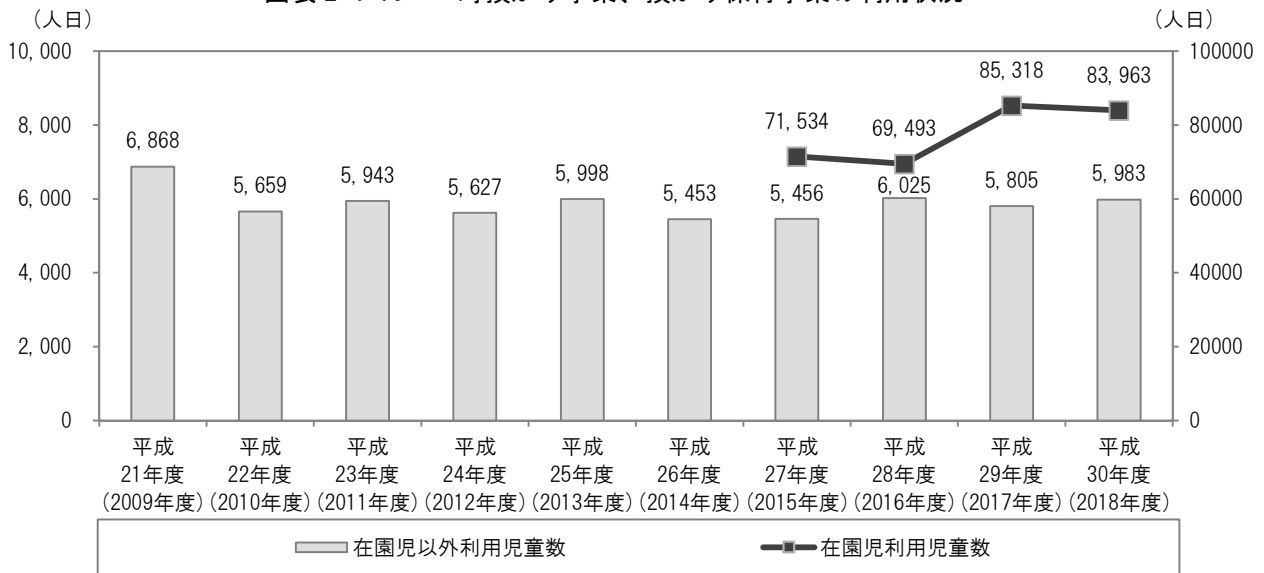
※延長保育事業利用児童数は年間を通じての利用児童数
保育利用児童数は各年度4月1日時点での利用児童数

第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

⑩ 一時預かり事業、預かり保育事業の利用状況

一時預かり事業のうち、在園児以外の利用は、市内に8か所の保育所や認定こども園で事業を実施し、年間延5,000人から6,000人の利用で推移しています。また、在園児の利用では、平成27年度から教育利用の前後に利用する一時預かり事業(幼稚園型)が制度化され、平成30年度は預かり保育事業と合わせて延83,963人の利用がありました。

図表 2-4-16 一時預かり事業、預かり保育事業の利用状況

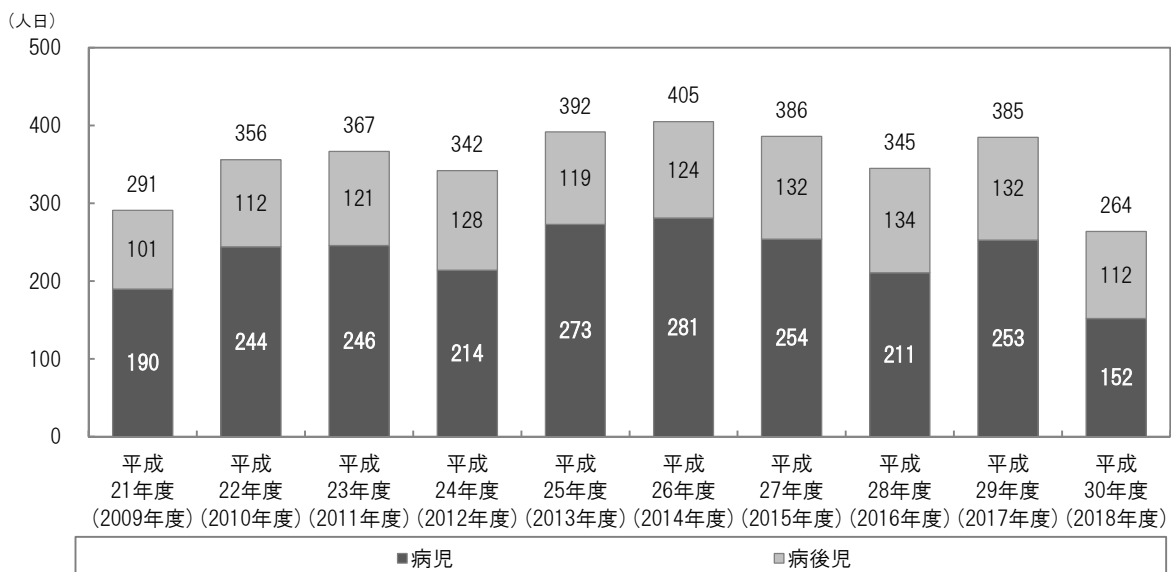


※在園児以外利用児童数は、一時預かり事業(一般型)の数値
 在園児利用児童数は、預かり保育事業と一時預かり事業(幼稚園型)の合計数値
 (一時預かり事業(幼稚園型)は平成27年度から実施)

⑪ 病児・病後児保育センターの利用状況

病児・病後児保育センターの利用状況は、年度で多寡はあるものの年間延250人から400人程度で推移しています。

図表 2-4-17 病児・病後児保育センターの利用状況



第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

(3) これまでの計画の状況

よこすか次世代育成プラン（平成20年度～平成26年度）及び横須賀子ども未来プラン（平成27年度～令和元年度）の進捗状況等は以下のとおりです。

図表 2-4-18 よこすか次世代育成プラン及び横須賀子ども未来プランの進捗状況等

事業名	区分	よこすか次世代育成プラン		横須賀子ども未来プラン	
		平成22年度 (2010年度) (実績)	平成26年度 (2014年度) (実績)	平成30年度 (2018年度) (実績)	令和元年度 (2019年度) (計画)
幼児期の学校教育・保育 (1号認定子ども)	利用 定員等	7,740人	7,740人	6,735人	6,505人
幼児期の学校教育・保育 (2号認定子ども)	利用 定員等	3,795人	3,902人	2,578人	2,920人
幼児期の学校教育・保育 (3号認定子ども)				1,752人	2,475人
利用者支援事業 (基本型・特定型)	か所数	—(※1)	—(※1)	1か所	5か所
利用者支援事業 (母子保健型)	か所数	—(※1)	—(※1)	1か所	—(※3)
地域子育て支援拠点事業 (愛らんど)	か所数	センター型 2か所	センター型 2か所	センター型 5か所	センター型 8か所
妊婦健康診査事業	健診 延べ件数	36,409件	33,015件	29,213件	33,500件
こんにちは赤ちゃん訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	訪問数	2,965人	2,664人	2,381人	2,317人
育児支援家庭訪問事業	訪問 家庭数	30件	23件	26件	28件
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	延べ 利用日数	—(※1)	64日	37日	50日
ファミリー・サポート・ センター事業	活動件数	4,088件	1,778件	2,340件	—(※3)
一時預かり事業 (在園児対象)	延べ 利用人数	—(※2)	—(※2)	83,963人	37,873人
一時預かり事業 (在園児対象以外)	か所数	7か所	8か所	8か所	31か所
	延べ 利用人数	5,659人	5,453人	5,983人	22,414人
延長保育事業	か所数	全施設	全施設	全施設	全施設
病児・病後児保育事業	か所数	1か所	1か所	1か所	2か所
	延べ 利用人数	356人	405人	264人	2,855人
放課後児童クラブ	か所数	54か所	54か所	67か所	79か所
	利用人数	1,496人	1,579人	1,917人	—(※3)
	利用定員	—(※2)	—(※2)	2,243人	2,381人

※—(※1)は、事業の実施がなかった年度

—(※2)は、子ども・子育て支援新制度施行前であるため、数値の集計を行っていない項目

—(※3)は、計画数値を設定していない項目

第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況





第3章

子ども・子育て支援に関する視点と プランの方向性



1 子ども・子育て支援を進める上での基本的な視点

視点1 少子化、人口減少を改善、解消するための視点

本市は、自然環境に恵まれたまちですが、首都圏に位置している都市の中では、高齢化のスピードが速く、早くから人口減少が表面化しています。

これまでも、人口減少の解消に向けた取り組みを進めていますが、依然として少子高齢化を伴う人口減少が進み、今後も同様の傾向が続くことが予想されます。

少子化が進む背景には、未婚化や晩婚化の進行等結婚に対する考え方、経済的な事情、ライフスタイルの多様化等様々な理由があげられます。

また、少子化に伴って子どもが集団で育つ環境が少なくなり、保護者自身も多くの子どもの中で育つ環境ではなかった場合が多く、家庭や地域において、子どもが育つ環境と育てる環境が孤立する傾向があると考えられます。

本プランにおいては、これまで以上に安全で安心した子ども・子育て支援環境を整え、子ども自身が主体性を持って、たくましく育つ力を育めるような施策を進めるとともに、子育て世代やこれから子育てをする世代から、横須賀に住み続けたい、住んでみたいと思われる施策を進めます。

なお、少子化や人口減少を改善、解消するための視点については、全ての子ども・子育て支援の根幹であることから、全ての視点に共通する重要な考え方であり、現状のニーズを汲み取るだけでなく、今後望まれるニーズについても、積極的に取り入れます。

視点2 仕事と子育ての両立をかなえるための視点

様々な統計や、本市が実施した調査等から共働き家庭が増加している現状がわかりますが、国では今後さらに女性の就業率が高まると予想しています。

これまでも、仕事と子育ての両立支援として、国が進める育児休業制度の充実、本市においては、保育所等や放課後児童クラブの充実を進めていますが、依然としてニーズを十分に満たしているとは言えません。

「ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月）」では、保育の受け皿確保など子育て環境の整備を進め、労働力を確保し一億総活躍社会の実現に向けた成長と分配の好循環のメカニズムが示され、さらに女性の就業率80%にも対応できる保育の受け皿確保を整備する「子育て安心プラン（平成29年6月）」や、「新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月）」が公表されました。

本プランでは、現在の就労状況だけでなく、潜在的なニーズも汲み取りながら、これまで以上の取り組みを進め、待機児童や小1の壁を解消できる施策を進めます。

また、母親の就業率が高まる中、子育て家庭では依然として母親が子育てを主に行っている場合が多く、社会などの理解も十分に進んでいないことから、子育てに関して母親が孤立し、ストレスを感じている場合が少なくありません。

本プランにおいては、仕事と子育てが両立できるまちの実現に向け、質が確保された保育所等や放課後児童クラブ等の充実のほか、家庭、職場、教育・保育施設、地域など、子ども・子育て支援に関わる全ての方々の理解のもと、母親の負担感や孤立感を和らげられるような施策を進めます。

視点3 子ども・子育てに対する不安や負担の軽減等子育てを楽しく思えるような視点

ひとり親世帯の増加、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化等様々な理由から、子どもが祖父母や地域の住民など多くの人と直接関わりながら育ち、成長することが難しい状況となっています。

また、子育てをしている親の世代でも、少子化が進む過程で育ち、自身に子どもができるまで、子どもと触れ合う経験が少ないまま親となり、子育てに戸惑いを感じる場合があります。

さらに、幼稚園や保育所等に未就園の子どもを持つ家庭では、父母のどちらかが子育ての時間がありながらも、日常的に協力してもらえる親族や相談できる場所の確保が難しい場合もあり、子育てが不安や負担に感じるが多くなる傾向にあります。

本来子育ては子どもの成長を感じ、その成長を楽しみながら行っていくものではありませんが、不安や負担、孤立感を持ちながらの子育てでは、子育て家庭全体が沈滞しがちになり、社会全体に影響を及ぼします。

そのため、親子が気軽に集えるような場の提供や、子育てに対して悩みを抱えている場合の相談体制を充実するなど、子育て家庭の不安や負担を少しでも軽減する必要があります。

また、子育てに関しては家庭や地域での支え合いが第一に必要ですが、近年では幼稚園や保育所、認定こども園等への期待が高まっているとともに、妊娠期、出産期、子育て期といった一連の子育ての中で、きめ細やかな支援も求められています。

本プランでは家庭、地域、教育・保育施設等、学校、行政機関等あらゆる人たちが、子どもや子育て家庭に関わりを持ち、子どもの育ちを見守ることができる支援体制の充実を図るとともに、親が楽しく充実感を持ちながら子育てに向き合える環境づくりを進め、次に親になる世代に対しても子育てが楽しいと思われる施策を進めます。

視点4 多様な子育てニーズに対応する視点

18歳未満の子どもを持つ家庭は約34,000世帯（平成27年時点）で、その家庭の状況や、求められているニーズは様々です。

平成30年度に実施したニーズ調査では「子育てにとってどのような支援が必要か」の質問に対し、地域における仕事と家庭生活の両立支援、地域における子育て支援の充実、保育サービスの充実、小学校の放課後等の居場所の充実といった回答を得ていますが、その他の回答などから、子どもや親の交流の場、一時預かり、子育てに対する経済的な支援等にも多くのニーズがあると考えられます。

このように子ども・子育て支援のニーズについては、子どもや保護者の年齢、就業状況、家族構成等により様々ですが、本プランではニーズ調査等から現在のニーズだけでなく潜在的なニーズを汲み取り、利用者に寄り添った施策を進めます。

また、施策を進めるにあたっては、周知が十分でないために、施策が知られていない場合や、正しい情報が行き届いていないために利用をためらう場合などが見受けられるので、施策の周知についても積極的に行っていきます。

視点5 特に支援を必要とする子どもやその家庭への視点

児童福祉法では、全ての子どもが適切に養育され、その生活が保障されながら心身の健やかな成長及び発達や自立が図られる権利を有しています。

本プランでは障害、疾病、虐待、貧困等により子どもが健やかに成長できる環境を確保できない場合において、それぞれの状況に応じた支援を進めます。

① 児童虐待防止対策

子どもの心身の健やかな発達を妨げ、生命を脅かす児童虐待の発生は依然として増え、近年においても悲惨な事件が後を絶ちません。このような中、昭和22年の制定時から見直されてこなかった児童福祉法の理念規定が見直され、「子どもが権利の主体であること」、「子どもの最善の利益が優先されること」、「より家庭に近い環境での養育が優先されること」が明記されました。このことを受け、本プランでは、関係機関等との連携を強化し、これまで以上に児童虐待の早期発見に努めるとともに、社会的養護が必要な子どもについても、できる限り家庭的な養育環境での支援を進めます。

また、児童虐待の発生そのものを予防できるような取り組みについても積極的に進めます。

② 子どもの貧困対策

国が平成28年国民生活基礎調査をもとに発表した子どもの貧困率が13.9%とされ、前回の平成25年の16.3%に比べ改善したものの、依然として7人に1人の子どもが経済的に困窮していると言われています。

本市においても、平成30年度に実態調査を実施し、概ね国の貧困線以下に相当すると考えられる世帯は小学5年生で9.0%、中学2年生で7.4%程度という結果になり、特にその世帯においては、健康や食事、家庭生活等様々な場面で苦しい状況がうかがえます。

この状況は子どもに責任があるものではなく、経済的な困窮等を理由に、子どもの教育機会が失われたり、健康が損なわれるなど子どもの現在及び将来が左右されることはあってはなりません。

そのため、本プランでは、今回の調査結果等を踏まえ、必要な支援を進めます。

③ 障害児施策の推進

発達の遅れや障害のある子ども、医療的なケアが必要な子どもが増えている中で、本プランでは、障害の有無に関わらず、子どもの能力や可能性を最大限に発揮しながら、ともに育ち合えるよう、社会全体で支える環境づくりを進めます。

また、病気や障害等の早期発見・早期治療・療育の取り組みを行い、子どものライフステージに沿って教育・福祉・医療等の関係機関が連携した支援を進めます。

④ ひとり親家庭の自立支援

本市のひとり親家庭の割合は、国と同様に増加傾向にあります。国の数値に比べ高い現状にあります。

ひとり親家庭では、経済面だけでなく生活の中に多くの不安を抱えながら子育てをし

第3章 子ども・子育て支援に関する視点とプランの方向性

ている場合が多く、子どもだけでなく保護者への支援も重要となります。

本プランでは、ひとり親家庭が十分な子育てができるような支援を行うとともに、子育てをしながら自立できるような支援を進めます。

視点6 子どもや青少年が健やかに成長するための視点

子どもが成長するに際して、特に青少年の場合には、自身が多感な時期であり、生活範囲が広がることから、自身の勉強や将来、クラブ活動、友達等特有の悩みを抱えています。

また、様々な危険から身を守る力が十分でないため、外部要因の影響を受けやすい危うさがある一方で、青少年期における経験は、人格の形成に大きな影響を及ぼし、年齢や境遇を異にする人との交流は、自らの視野を広げ人間性豊かな成長につながり、さらに地域での見守りや適切な相談者の存在は、身近に潜む危険から子どもを守り、不安の解消と健全な成長を支えることとなります。

本プランでは、子どもや青少年が将来に希望を持ち、たくましく健やかに育つ力を持てるような環境づくりを家庭、地域、事業者、行政等が一体となって積極的に進めます。

2 基本的な視点を踏まえたプランの方向性

子どもは、社会に元気を与えてくれる存在であるとともに、これからの横須賀を創るためのかけがえのない希望です。

横須賀の子どもが健やかに育ち、成長するには、保護者が安心感や充足感を持ちながら子育てをすることが第一に必要なようになりますが、様々な状況におかれている子育て家庭が、安心して子育てできる環境を地域や行政等子育てに関わる全ての人々が支える必要があります。

本プランでは、子ども・子育て支援を進める上での視点を踏まえながら、

子どもの健やかな成長を 地域で育むまち横須賀

を目指します。

第3章 子ども・子育て支援に関する視点とプランの方向性





第4章 具体的な施策



1 施策体系

(1) 施策体系一覧

プランの方向性	大柱	中柱	掲載ページ
子どもの健やかな成長を地域で育むまち横須賀	1 子育て支援の推進	(1) 教育・保育環境の向上	58
		(2) 幼児期の教育・保育の充実	60
		(3) 家庭等における子育て支援の充実	62
	2 子育てしやすい地域・社会づくり	(1) 地域で子育てを支援する環境づくり	65
		(2) 子育てしやすいまちづくりの推進	67
	3 妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援	(1) 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援	69
		(2) 子どもと家庭の健康づくり	71
	4 子どもと青少年が心身ともに健やかに成長するための環境づくり	(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の推進	74
		(2) 放課後児童の居場所の充実	79
		(3) 子どもと青少年の多様な体験、社会参加、キャリアアップの促進	80
		(4) 青少年を取り巻く環境の健全化	82
	5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた環境づくり	84
		(2) 仕事と子育ての調和した家庭づくりに向けた啓発	85
	6 特に支援を必要とする子どもとその家庭への支援の充実	(1) 児童虐待防止対策の充実	86
		(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	89
		(3) 障害児施策の推進	90
		(4) 社会的養護体制の充実	92
	7 子どもの貧困対策	(1) 経済・生活の支援	94
		(2) 教育の支援	96

第4章 具体的な施策

(2) 施策体系図

子どもの健やかな成長を

大柱1 子育て支援の推進

中柱1 教育・保育環境の向上

- ア 教育・保育施設等の働く環境の充実
- イ 幼稚園教諭、保育士等の資質向上・人材確保
- ウ 幼児教育の推進
- エ 就学前教育・保育と小学校教育の連携
- オ 届出保育施設の育成

中柱2 幼児期の教育・保育の充実

- ア 保育定員の拡充
- イ 認定こども園への移行推進
- ウ 横須賀市公立保育園再編実施計画の推進
- エ 地域型保育事業の充実
- オ 幼稚園での預かり保育の拡充
- カ 企業主導型保育所の設置支援
- キ 延長保育、休日保育の推進

中柱3 家庭等における子育て支援の充実

- ア 妊産婦のケア体制の充実【再掲】
- イ こんにちは赤ちゃん訪問事業の推進【再掲】
- ウ 地域子育て支援事業利用のための相談機能の充実
- エ ファミリー・サポート・センターの推進
- オ 一時預かり事業の拡充
- カ 病児・病後児保育の充実
- キ ショートステイ事業の推進
- ク 育児支援家庭訪問事業の推進
- ケ 出前型子育て相談、訪問指導、訪問相談の充実
- コ 家庭教育の推進
- サ 幼稚園、保育所等での家庭教育への意識啓発

大柱2 子育てしやすい地域・社会づくり

中柱1 地域で子育てを支援する環境づくり

- ア 保健、医療、福祉のネットワークづくり
- イ 関係部局での相談体制の充実と情報提供
- ウ 地域での相談体制の充実と情報提供
- エ 子育てグループ等の活動支援
- オ 主任児童委員の活動支援
- カ 子育て中の父親のネットワークづくり

中柱2 子育てしやすいまちづくりの推進

- ア 小児医療費助成事業の推進
- イ 子育てに適する市営住宅の提供
- ウ 市営住宅申込みにおける義務教育世帯に係る収入基準の緩和
- エ 教育・保育等に関する経済的負担の軽減
- オ 防犯意識の啓発と防犯活動の推進
- カ 子どもの防火防災教育の推進
- キ 「すかりぶ」の取り組み

地域で育むまち横須賀

大柱3 妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援

中柱1 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援

- ア 不妊・不育専門相談センター事業の推進
- イ 特定不妊治療費助成事業等の推進
- ウ 女性健康支援相談体制の推進
- エ 妊産婦のケア体制の充実
- オ こんにちは赤ちゃん訪問事業の推進
- カ 保健、医療、福祉のネットワークづくり【再掲】
- キ 出前型子育て相談、訪問指導、訪問相談の充実【再掲】
- ク 妊娠、出産、子育てに関する学習機会の提供

中柱2 子どもと家庭の健康づくり

- ア 妊産婦健康診査の推進
- イ 乳幼児健康診査の推進
- ウ かかりつけ医・薬局の確保
- エ 予防接種の推進
- オ 乳児事故予防教室の実施
- カ 救急医療の充実
- キ むし歯及び歯周疾患予防の推進
- ク 妊婦の喫煙と受動喫煙の予防啓発
- ケ 幼児期における食育の推進
- コ ピロリ菌対策事業

大柱4 子どもと青少年が心身ともに健やかに成長するための環境づくり

中柱1 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の推進

- ア 地域資源や外部人材等を活用した指導の推進
- イ 体験学習、交流活動の機会の充実
- ウ 芸術鑑賞教育の実施
- エ ホームタウンチーム活動推進事業
- オ 子どもの生活リズムの確立
- カ 思春期の健康づくりの推進
- キ 多様な性の理解推進
- ク 健康教育の推進
- ケ 体力づくりの推進
- コ 学校における食育の推進
- サ 学習支援員の配置
- シ 就学前教育・保育と小学校教育の連携【再掲】
- ス 社会的居場所づくり支援事業の充実
- セ 関係部局での相談体制の充実と情報提供【再掲】
- ソ 地域での相談体制の充実と情報提供【再掲】

中柱2 放課後児童の居場所の充実

- ア 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の充実
- イ 放課後子ども教室の充実
- ウ 一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の推進
- エ 放課後児童クラブの公設化の検討
- オ 既存施設の活用の推進

中柱3 子どもと青少年の多様な体験、社会参加、キャリアアップの促進

- ア 青少年関係団体の活動支援の推進
- イ 若い世代のリーダー養成の充実
- ウ 若者の就労促進
- エ 学校外での多様な体験の推進
- オ 明日の文化の担い手の育成

中柱4 青少年を取り巻く環境の健全化

- ア 社会環境健全化活動の推進
- イ 青少年を取り巻く環境の健全化に関する意識啓発

子どもの健やかな成長を

大柱5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

中柱1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた環境づくり

- ア 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現にむけた事業主に対する広報、啓発、情報提供
- イ 多様な保育サービスの充実
- ウ 企業主導型保育所の設置支援【再掲】

中柱2 仕事と子育ての調和した家庭づくりに向けた啓発

- ア 固定的な性別役割意識を超えてともに協力し、子どもを育てることの意義に関する学習の機会の提供
- イ 妊娠、出産、子育てに関する学習機会の提供【3-（1）-クの再掲】

大柱6 特に支援を必要とする子どもとその家庭への支援の充実

中柱1 児童虐待防止対策の充実

- ア 児童虐待の発生予防と早期発見、早期対応
- イ 特定妊婦等への支援
- ウ 妊産婦のケア体制の充実【再掲】
- エ こんにちは赤ちゃん訪問事業の推進【再掲】
- オ 育児支援家庭訪問事業の推進【再掲】
- カ 子どもの人権に関する意識啓発、学習機会の充実

中柱2 ひとり親家庭の自立支援の推進

- ア ひとり親家庭等の就業支援
- イ ひとり親家庭等の子育て・生活支援
- ウ ひとり親家庭等の養育費確保支援
- エ ひとり親家庭等の経済的支援

中柱3 障害児施策の推進

- ア 経過健診（フォローアップ教室）の充実
- イ 療育相談センターの充実
- ウ 障害福祉サービスと地域生活支援事業の整備
- エ 障害の多様化に伴う教育的ニーズに対応した支援
- オ 障害児入所施設の確保

中柱4 社会的養護体制の充実

- ア 児童虐待の発生予防と早期発見、早期対応【再掲】
- イ 家庭養護の充実
- ウ 児童養護施設等の充実
- エ 家庭での養育支援の推進
- オ 子どもの自立支援の推進
- カ 社会的養護にかかわる職員の資質の向上
- キ 子どもの権利擁護の推進

地域で育むまち横須賀

大柱7 子どもの貧困対策

中柱1 経済・生活の支援

- ア 子育て家庭への経済的支援
- イ ひとり親家庭等の就業支援【再掲】
- ウ ひとり親家庭等の子育て・生活支援【再掲】
- エ ひとり親家庭等の養育費確保支援【再掲】
- オ ひとり親家庭等の経済的支援【再掲】
- カ 子どものライフステージに応じた支援

中柱2 教育の支援

- ア 社会的居場所づくり支援事業の充実【再掲】
- イ 社会的養護を必要とする子どもの自立支援の充実

第4章 具体的な施策

2 施策

大柱1 子育て支援の推進

全ての家庭が、安心して子育てができるよう、子育てサービスや子育てに対する相談体制等を充実するとともに、子育て支援を支える職員等が安心して子どもと向き合えるような環境を整えます。

ニーズ調査結果等から求める姿

◎ニーズ調査（平成30年度）結果から

図表 4-2-1 子育てを楽しんでいるか

		現状 (平成30年)	前回 (平成25年)
楽しいと感じることの方が多い	就学前児童調査	69.4%	70.1%
	小学生調査	65.1%	61.6%

◆子育てを楽しめるようなまちを目指します。

◎現状の分析から

図表 4-2-2 待機児童数

	現状 (令和元年度)	5年前 (平成26年度)
待機児童数	70人	24人

◆待機児童の解消を実現し、安心して子育てできるまちを目指します。

中柱1 教育・保育環境の向上

- 乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であります。このような特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育ができるよう支援します。
- 保護者の就労状況等に関わらず、質の高い教育・保育が受けられるよう、認定こども園の普及を推進します。
- 教育・保育を支える職員への研修や、配置基準や処遇改善の維持・向上を図ることにより、安心した教育・保育環境を整えるとともに、質の高い人材を育成します。

1-(1)-ア 教育・保育施設等の働く環境の充実			
<p>教育・保育施設等で働く職員が安心して子どもと向き合えるとともに、自身の子育ても両立できるような環境を整える取り組みを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の職員配置基準を上回る配置基準の維持 ・保育士等に対する処遇改善の実施 ・教育・保育施設等職員の保育所等への優先入所 等 			
担当課	幼保児童施設課、保育課、教育指導課	対象年齢等	支援者

1-(1)-イ 幼稚園教諭、保育士等の資質向上・人材確保			
<p>教育・保育施設等で働く職員の資質向上を図るため、様々な研修や講習会等を実施します。また、保育の担い手となる保育人材を確保するための取り組みを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職セミナー、相談会の実施（市、幼稚園、保育会等の共同開催） ・幼稚園教諭、保育士等を対象としたキャリアアップ研修の実施 ・子育て支援員研修の実施 ・保育士・保育所支援センターの運営 等 			
担当課	保育課、教育指導課	対象年齢等	支援者

1-(1)-ウ 幼児教育の推進			
<p>幼児教育の質の向上に向けて、各種助成を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教材費購入費補助 等 			
担当課	幼保児童施設課	対象年齢等	3歳～就学前、支援者

1-(1)-エ 就学前教育・保育と小学校教育の連携			
<p>就学前の子どもがスムーズに小学校での生活に移行できるよう幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との連携を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校による情報交換会の開催 ・近隣小学校との給食体験や防災訓練等を通じた連携 等 			
担当課	保育課、教育指導課	対象年齢等	0歳～小学生、支援者

1-(1)-オ 届出保育施設の育成			
<p>保護者が安心して子どもを預けられるよう、指導、監督の実施や巡回指導員を配置し、届出保育施設の保育の質の確保・向上に努めます。</p>			
担当課	幼保児童施設課	対象年齢等	0歳～就学前、支援者

第4章 具体的な施策

中柱2 幼児期の教育・保育の充実

- 子育て家庭における様々な教育・保育ニーズを汲み取り、必要なサービスを充実します。

1-(2)-ア 保育定員の拡充	
<p>就業率の増加など今後も増加する保育ニーズに対応するため、認定こども園への移行や保育所定員の拡充等を進めます。</p> <p>特に待機児童の多い低年齢児の受け入れを拡充するため、小規模保育事業等を積極的に設置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号認定子ども 利用定員 5,846人 ・2号認定子ども 利用定員 2,955人 ・3号認定子ども 利用定員 2,354人 	
担当課	幼保児童施設課、保育課 対象年齢等 0歳～就学前

1-(2)-イ 認定こども園への移行推進	
<p>保育ニーズに対応するため、認定こども園への移行等を推進し、待機児童の解消を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園 31か所 	
担当課	幼保児童施設課、保育課 対象年齢等 0歳～就学前

1-(2)-ウ 横須賀市公立保育園再編実施計画の推進	
<p>横須賀市公立保育園再編実施計画を推進し、公立保育園の再配置及び民営化等を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)中央こども園の整備(上町保育園・鶴が丘保育園の統合) 令和4年4月開園予定 ・逸見保育園の民営化 令和3年4月移行予定 	
担当課	保育課 対象年齢等 0歳～就学前

1-(2)-エ 地域型保育事業の充実	
<p>地域の保育ニーズに対応するため、0歳～2歳児を対象とした地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業等)を充実します。</p> <p>特に待機児童の多い低年齢児の受け入れを拡充するため、小規模保育事業等を積極的に設置します。</p>	
担当課	幼保児童施設課、保育課 対象年齢等 0歳～就学前

1-(2)-オ 幼稚園での預かり保育の拡充				
<p>多様化する教育・保育ニーズに対応するため、教育時間の前後や休日・長期休業期間中等の受け入れを拡充します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園での預かり保育の実施 ・幼稚園型一時預かり事業の実施 				
担当課	<table border="1"> <tr> <td>幼保児童施設課</td> <td>対象年齢等</td> <td>3歳～就学前</td> </tr> </table>	幼保児童施設課	対象年齢等	3歳～就学前
幼保児童施設課	対象年齢等	3歳～就学前		

1-(2)-カ 企業主導型保育所の設置支援				
<p>多様な就業形態に対応し、待機児童の解消、仕事と子育ての両立に資する企業主導型保育事業所の設置について積極的に支援します。</p>				
担当課	<table border="1"> <tr> <td>幼保児童施設課、 企業誘致・工業振興課</td> <td>対象年齢等</td> <td>0歳～就学前、事業主</td> </tr> </table>	幼保児童施設課、 企業誘致・工業振興課	対象年齢等	0歳～就学前、事業主
幼保児童施設課、 企業誘致・工業振興課	対象年齢等	0歳～就学前、事業主		

1-(2)-キ 延長保育、休日保育の推進				
<p>働き方の多様化による保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全施設での延長保育の実施 ・休日保育実施施設 1か所 				
担当課	<table border="1"> <tr> <td>幼保児童施設課、保育課</td> <td>対象年齢等</td> <td>0歳～就学前</td> </tr> </table>	幼保児童施設課、保育課	対象年齢等	0歳～就学前
幼保児童施設課、保育課	対象年齢等	0歳～就学前		

第4章 具体的な施策

中柱3 家庭等における子育て支援の充実

- 子育てに伴う不安や悩みを和らげるため、様々な機会や場を通じた相談体制の充実を図ります。
- 多様な子育て家庭の支援ニーズを汲み取り、一時預かり事業、親子の居場所、病児・病後児保育等様々な子育て支援事業を提供します。
- 様々な教室や相談等を通じて、家庭での教育力の向上を支援します。

1-(3)-ア 妊産婦のケア体制の充実【3-(1)-エの再掲】	
<p>母子健康手帳交付時から、若年や経済的困窮等がある妊婦を早期に発見し支援を行います。また、産婦健康診査やこにちは赤ちゃん訪問、乳児健康診査時にメンタルヘルスチェック等を行います。特に出産後から4か月までの母親の孤立感を軽減する取り組みを進めます。妊産婦のメンタルヘルス相談を実施し、子育てのストレス軽減を図ります。また、心身のケアや育児サポート等きめ細かな支援を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス相談の実施 ・産後ケアの実施 ・利用者支援事業（母子保健型） ・母子健康手帳交付時面接及び医療機関との連携 ・支援を要する妊婦等の相談 ・授乳相談の実施 等 	
担当課	こども健康課
対象年齢等	妊産婦

1-(3)-イ こにちは赤ちゃん訪問事業の推進【3-(1)-オの再掲】	
<p>妊娠初期から子育てに対して、切れ目のない相談体制を整えるため、生後4か月までの乳児がいる家庭への訪問指導、相談等を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全世帯への家庭訪問の実施 等 	
担当課	こども健康課
対象年齢等	誕生前～生後4か月、保護者

1-(3)-ウ 地域子育て支援事業利用のための相談機能の充実	
<p>地域の身近な相談窓口である健康福祉センターや愛らんど、保育所等で、子どもや子育てに関する相談に対応するとともに、必要な情報を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター型事業 7か所 ・わいわい広場 10か所 ・利用者支援事業（基本型） 1か所 	
担当課	保育課
対象年齢等	0歳～就学前、保護者

1-(3)-エ ファミリー・サポート・センターの推進	
<p>ファミリー・サポート・センターの提供会員を市内全域で確保するよう努るとともに、提供会員の資質の維持、向上のための研修会や提供会員、依頼会員同士の交流会を行い、制度の活性化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援会員の募集・研修 等 	
担当課	保育課 対象年齢等 3か月～小学生

1-(3)-オ 一時預かり事業の拡充	
<p>不定期な仕事や通院、冠婚葬祭、リフレッシュ等様々な理由で保育できないときに一時的に子どもを預かる一時預かり事業を拡充します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり事業実施施設 14か所 	
担当課	幼保児童施設課、保育課 対象年齢等 0歳～就学前

1-(3)-カ 病児・病後児保育の充実	
<p>子どもが病気や病気回復期の場合に対応するため、保護者が安心して子どもを預けられる病児・病後児保育を拡充します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)中央こども園での病児・病後児保育の実施 ・民間ベビーシッター事業者等の保育サービス利用による訪問型病児・病後児保育利用助成制度の利用促進 等 	
担当課	幼保児童施設課 対象年齢等 0歳～小学生

1-(3)-キ ショートステイ事業の推進	
<p>保護者が病気や育児疲れ等により、子どもの養育が一時的に困難になった場合に、乳児院や児童養護施設でその家庭の子どもを一時的に預かる事業を実施します。</p>	
担当課	こども青少年支援課 対象年齢等 0歳～18歳未満

1-(3)-ク 育児支援家庭訪問事業の推進	
<p>様々な原因で子育てが困難になっている家庭にヘルパーや助産師を派遣し、育児、家事の援助や育児に関する技術指導を行うことにより、子育ての負担の軽減や環境の改善を図ります。</p>	
担当課	こども青少年支援課 対象年齢等 誕生前～18歳未満、保護者

1-(3)-ケ 出前型子育て相談、訪問指導、訪問相談の充実	
<p>子育てアドバイザーや保健師、管理栄養士、歯科衛生士が、求めに応じて地域でのイベント、集会、子育てグループの活動の場で、出前型育児相談を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てグループ支援 ・出張親子サロン「わいわい広場」 等 	
担当課	こども健康課、保育課、 保健所健康づくり課 対象年齢等 誕生前～就学前、保護者、 支援者

第4章 具体的な施策

1-(3)-コ		家庭教育の推進	
BCG予防接種時に、ブックスタートパック（絵本2冊と赤ちゃん用ブックリスト等）や乳幼児向け行事の情報等を提供します。3歳児健康診査時に幼児向けブックリスト等の情報を提供します。PTA協議会に家庭教育講演会を委託します。市民大学やコミュニティセンターで家庭教育に関する講座を実施します。これらにより、家庭の教育力の向上を図ります。			
担当課	こども健康課、生涯学習課、中央図書館、地域コミュニティ支援課、各行政センター	対象年齢等	0歳～中学生、保護者

1-(3)-サ		幼稚園、保育所等での家庭教育への意識啓発	
家庭での子どもとの関わりについて保護者の意識を啓発するため、幼稚園、保育所等の専門知識をより生かすことができる教室等を開催します。			
担当課	保育課、教育指導課、保健所健康づくり課	対象年齢等	0歳～就学前、保護者

大柱2 子育てしやすい地域・社会づくり

子どもと子育て家庭が、地域の中で安心して過ごすことができるような取り組みを進めます。また、教育・保育や医療等の負担を軽減するなど、子育てしやすいまちづくりを目指します。

ニーズ調査結果等から求める姿

◎ニーズ調査（平成30年度）結果から

図表 4-2-3 地域における子育て環境や支援への満足度（就学前調査）

	現状 (平成30年)	前回 (平成25年)
満足度5（高い）	3.7%	1.8%
満足度4	19.4%	13.6%
満足度3	43.5%	42.7%
満足度2	21.8%	26.1%
満足度1（低い）	8.8%	11.8%
無効・無回答	2.8%	3.9%

◆地域における子育て環境が充実するようなまちを目指します。

図表 4-2-4 気軽に相談できる人や場所があるか

		現状 (平成30年)	前回 (平成25年)
気軽に相談できる人や場所がある	就学前児童調査	90.2%	89.8%
	小学生調査	89.9%	86.1%

◆地域で安心した子育てができるまちを目指します。

中柱1 地域で子育てを支援する環境づくり

- 子育て支援に関する地域コミュニティのネットワークづくりを支援し、社会全体で子どもと子育て家庭を支えることを目指します。
- 子育てに悩みや不安を抱える家庭に対して適切な支援ができるよう、保健、医療、福祉の連携を強化します。
- はぐくみかん、健康福祉センター、親子サロン、幼稚園、保育所、学校、主任児童委員等地域での相談体制を整えます。

第4章 具体的な施策

2-(1)-ア 保健、医療、福祉のネットワークづくり			
<p>保健、医療、福祉の連携を図り、妊娠、出産や子育てに対して適切な支援ができるよう、関係機関の職員で構成する連絡会の開催等により、ネットワークを強化していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周産期保健看護連絡会の開催 ・周産期のメンタルヘルスを考える会との連携 ・こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 等 			
担当課	こども健康課、こども青少年支援課	対象年齢等	誕生日前～18歳未満、妊婦、保護者

2-(1)-イ 関係部局での相談体制の充実と情報提供			
<p>はぐくみかんでの子どもや青少年に関する総合相談機能を関係機関との連携を図りながら充実するとともに、広報や子育てガイド、ホームページ等により子育て支援や青少年の健全育成に関する情報を提供します。</p> <p>教育委員会には、教育相談窓口を設置して、学校教育にかかわる相談に対し速やかに対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種ガイドブックの作成・配布 ・各種相談の実施 ・来所相談、電話相談、メール相談の実施 ・外国語による相談支援 等 			
担当課	こども青少年支援課、こども健康課、児童相談所、こども育成総務課、支援教育課	対象年齢等	誕生日前～20歳未満、保護者、支援者

2-(1)-ウ 地域での相談体制の充実と情報提供			
<p>地域の身近な相談窓口である健康福祉センターや愛らんど、保育所、学校の相談員、教育委員会の教育相談、子育て支援団体により、子どもや子育てに関する相談に対応するとともに、必要な情報を提供します。また、子育て支援や関係機関と連携し、相談体制を充実します。</p>			
担当課	こども健康課、保育課、支援教育課、こども育成総務課	対象年齢等	0歳～18歳、保護者

2-(1)-エ 子育てグループ等の活動支援			
<p>子育てグループの組織化や活動を支援します。子育て中の親が気軽に安心して集える場として、既存の公共施設の活用を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園・保育所の園庭開放 ・子育てグループへの支援、市民協働事業の実施 ・補助金交付等の活動支援 等 			
担当課	保育課、こども健康課、こども育成総務課、教育指導課、保健所健康づくり課、市民生活課	対象年齢等	0歳～就学前、保護者、支援者

2-(1)-オ 主任児童委員の活動支援		対象年齢等	支援者
主任児童委員が子育てに悩みや不安を抱える保護者の相談の対応やサポートができるよう、活動の場の提供や職員の派遣等、地域の実情に応じた支援を行います。			
<ul style="list-style-type: none"> 主任児童委員連絡会議の定期的実施 主任児童委員への研修の実施 等 			
担当課	保育課、こども健康課、児童相談所、福祉総務課	対象年齢等	支援者

2-(1)-カ 子育て中の父親のネットワークづくり		対象年齢等	
父親が子育てに参加する意識を高めるため、情報交換会や父親向けの子育て冊子による情報提供などを行うとともに、初めて子育てに臨む父親に、子育て経験のある父親の経験談やアドバイスを聞く機会を提供し、父子で参加できる体験教室等を開催します。			
<ul style="list-style-type: none"> 父親応援講座の開催 			
担当課	保育課	対象年齢等	0歳～就学前、保護者

中柱2 子育てしやすいまちづくりの推進

- 子育て家庭が抱える健康、防犯、災害、住居、経済的な負担や不安等を軽減し、横須賀市で子育てをして良かったと実感できるようなまちづくりを進めます。

2-(2)-ア 小児医療費助成事業の推進		対象年齢等	
必要なときに適切な医療を受けられることにより、安心して子どもを育てられるよう、医療費の助成を行います。			
<ul style="list-style-type: none"> 中学校3年生まで助成（所得制限なし） 			
担当課	こども青少年給付課	対象年齢等	0歳～中学生

2-(2)-イ 子育てに適する市営住宅の提供		対象年齢等	
子育て世帯を支援するため、小学校就学前までの子どもを扶養する若年夫婦世帯を対象として、入居期限付き（入居期限は10年間、または小学校未就学児である子どもが中学を卒業するまでの間のいずれか短い方）の優先枠を設定します。また、入居期間満了時に、子どもが中学校を卒業していないなどの一定の要件を満たすことで、最長5年間の延長が可能です。			
担当課	市営住宅課	対象年齢等	就学前の子どもがいる世帯

2-(2)-ウ 市営住宅申込みにおける義務教育世帯に係る収入基準の緩和		対象年齢等	
子育て世帯を支援するため、高齢者や障害者がいる世帯と同様に子育て世帯等の特に居住の安定を図る必要がある世帯を「裁量階級」とし、入居者収入基準を緩和することで、市営住宅への入居を可能とします。			
担当課	市営住宅課	対象年齢等	中学校卒業前の子どもがいる世帯

第4章 具体的な施策

2-(2)-エ 教育・保育等に関する経済的負担の軽減	
<p>幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等の保育料の軽減を図り、経済的な負担を軽減します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設、認可外保育所等に関する保育料の無償化及び負担軽減 ・放課後児童クラブに関する保育料の負担軽減 ・実費徴収に係る補足給付 等 	
担当課	保育課、幼保児童施設課、 こども育成総務課
対象年齢等	0歳～小学生、保護者

2-(2)-オ 防犯意識の啓発と防犯活動の推進	
<p>子どもや青少年が犯罪に巻き込まれないよう、インターネットやSNSの利用に関する講座等を通じ、市民の防犯意識の啓発や幼稚園、保育所、認定こども園、学校等の施設内における安全対策を推進します。関係機関や地域団体等との情報共有、連携を図るとともに、子どもの避難所の確保や、通学路等のパトロールを行い、防犯活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体への防犯関係物品の支給 ・防犯講話、講座、研修会の開催 等 	
担当課	地域安全課、こども育成総務課、 こども青少年支援課、保育課、 支援教育課
対象年齢等	0歳～20歳未満、保護者、 支援者

2-(2)-カ 子どもの防火防災教育の推進	
<p>幼稚園、保育所、認定こども園、小学校が行う防火教室を通じて、正しい花火の取り扱い、火遊び防止等の啓発活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火教室の実施 	
担当課	予防課
対象年齢等	幼児、小学校3・4年生

2-(2)-キ 「すかりぶ」の取り組み	
<p>市、横須賀商工会議所、市内事業者が一体となって、市内在住の結婚・子育て世代を中心に、くらしの応援サービス情報を提供していく“子育て応援ひろば「すかりぶ」”の取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結婚・子育て世帯向けのくらしの応援サービスの情報提供を実施 	
担当課	都市魅力創造発進課
対象年齢等	18歳以下の子どもの保護者、 妊婦・配偶者、18歳～49歳

大柱3 妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援

妊娠前、妊娠、出産、子育てを通じて母子の健康が確保されるような支援を進めるとともに、様々な悩みに対して、切れ目なく、きめ細やかな支援を進めます。

ニーズ調査結果等から求める姿

◎ニーズ調査（平成30年度）結果から

図表 4-2-5 子育てをする上での、不安やストレスの有無

		現状 (平成30年)	前回 (平成25年)
よくある	就学前児童調査	20.6%	17.3%
	小学生調査	16.5%	15.3%



◆子育てをする上で、不安やストレスがないようなまちを目指します。

中柱1 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援

- 望んだ時に妊娠、出産ができるように、妊娠前からの支援を行います。
- 妊娠前、妊娠、出産、子育てまでの様々な悩みに切れ目なく、きめ細やかな支援を行うことで、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを推進します。

3-(1)-ア 不妊・不育専門相談センター事業の推進			
子どもを希望する夫婦などが安心して妊娠・出産できるように、こども健康課内に相談センターを設置するなど相談体制の充実を図ります。			
・不妊・不育専門相談センターの実施			
担当課	こども健康課	対象年齢等	子どもを希望する夫婦、支援者

3-(1)-イ 特定不妊治療費助成事業等の推進			
不妊・不育症治療の経済的負担を軽減するため、配偶者間の特定不妊治療、不育症検査費及び治療費を助成します。			
・治療費の一部を助成			
・不妊・不育症相談の実施 等			
担当課	こども健康課	対象年齢等	子どもを希望する夫婦

第4章 具体的な施策

3-(1)-ウ 女性健康支援相談体制の推進			
<p>生涯を通じた女性の健康保持及び増進を図るため、ライフステージに応じた心身の悩みに関する相談体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周産期メンタルヘルス相談、妊娠 SOS 相談 ・妊娠、出産、子育てに関する情報提供 等 			
担当課	こども健康課、児童相談所	対象年齢等	主に思春期から周産期の女性

3-(1)-エ 妊産婦のケア体制の充実			
<p>母子健康手帳交付時から、若年や経済的困窮等がある妊婦を早期に発見し支援を行います。また、産婦健康診査やこにちは赤ちゃん訪問、乳児健康診査時にメンタルヘルスチェック等を行います。特に出産後から4か月までの母親の孤立感を軽減する取り組みを進めます。妊産婦のメンタルヘルス相談を実施し、子育てのストレス軽減を図ります。また、心身のケアや育児サポート等きめ細かな支援を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス相談の実施 ・産後ケアの実施 ・利用者支援事業（母子保健型） ・母子健康手帳交付時面接及び医療機関との連携 ・支援を要する妊婦等の相談 ・授乳相談の実施 等 			
担当課	こども健康課	対象年齢等	妊産婦

3-(1)-オ こにちは赤ちゃん訪問事業の推進			
<p>妊娠初期から子育てに対して、切れ目のない相談体制を整えるために、生後4か月までの乳児がいる家庭への訪問指導、相談等を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全世帯への家庭訪問の実施 等 			
担当課	こども健康課	対象年齢等	誕生前～生後4か月、保護者

3-(1)-カ 保健、医療、福祉のネットワークづくり【2-(1)-アの再掲】			
<p>保健、医療、福祉の連携を図り、妊娠、出産や子育てに対して適切な支援ができるよう、関係機関の職員で構成する連絡会の開催等により、ネットワークを強化していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周産期保健看護連絡会の開催 ・周産期のメンタルヘルスを考える会との連携 ・こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 等 			
担当課	こども健康課、こども青少年支援課	対象年齢等	誕生前～18歳未満、妊婦、保護者

3-(1)-キ 出前型子育て相談、訪問指導、訪問相談の充実【1-(3)-ケの再掲】	
<p>子育てアドバイザーや保健師、管理栄養士、歯科衛生士が、求めに応じて地域でのイベント、集会、子育てグループの活動の場で、出前型育児相談を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てグループ支援 ・出張親子サロン「わいわい広場」等 	
担当課	こども健康課、保育課、保健所健康づくり課
対象年齢等	誕生前～就学前、保護者、支援者

3-(1)-ク 妊娠、出産、子育てに関する学習機会の提供	
<p>健やかな妊娠と出産に関する学習の機会を提供するため、妊婦とその配偶者を対象に「プレママ、プレパパ教室」を休日にも開催します。また、子育て支援教室や乳幼児健康診査の機会に、親子の愛着形成の重要性について市民の意識を啓発します。特に子育てにおける父親の役割について考える機会、情報を提供します。母子健康手帳交付時に各種教室の周知を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレママ、プレパパ教室の開催 ・プレママ、プレパパ歯科教室の開催 ・各種子育て教室の開催 	
担当課	こども健康課、保健所健康づくり課
対象年齢等	誕生前

中柱2 子どもと家庭の健康づくり

- 妊娠から出産後における、様々な場面において、治療費助成、健康診査、予防接種、相談事業等母子の健康を支える多面的な取り組みを進めます。

3-(2)-ア 妊産婦健康診査の推進	
<p>安全な出産のために妊婦健康診査を実施し、妊婦の健康管理の向上と経済的負担の軽減を図ります。また、産後うつ等の予防や新生児への虐待防止を図るため、産婦健康診査時にメンタルヘルスチェック等を行い、必要な妊産婦への支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査、産婦健康診査費用の一部を助成 ・妊婦歯科検診の実施 等 	
担当課	こども健康課、保健所健康づくり課
対象年齢等	妊産婦

3-(2)-イ 乳幼児健康診査の推進	
<p>病気や発達障害、虐待等を早期に発見し的確な指導を行えるよう、乳幼児健康診査の質の向上を図るとともに、健康診査未受診者の状況を把握し、未受診者に対し、子どもの健全育成に欠かせない重要な保健、福祉情報を提供します。また、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えるため、早期発見を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の実施 ・1歳6か月児健康診査（歯科）、2歳6か月児歯科健康診査、3歳児健康診査（歯科）の実施 ・新生児聴覚検査に対する助成 等 	
担当課	こども健康課、保健所健康づくり課
対象年齢等	0歳～3歳

第4章 具体的な施策

3-(2)-ウ		かかりつけ医・薬局の確保	
<p>かかりつけ医・薬局の確保を図るため、母子健康手帳交付時面接や乳幼児健康診査、予防接種、講演会等の機会に、啓発を行います。</p>			
担当課	こども健康課	対象年齢等	乳幼児、保護者

3-(2)-エ		予防接種の推進	
<p>感染症の集団発生を防ぐため、予防接種未接種者への啓発を行い、接種率の向上を図ります。特にMR2期については、厚生労働省の指針にある接種率95%以上を目標とし、接種期間を一年延長するとともに、きめ細かい勧奨等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種講座の開催 			
担当課	こども健康課	対象年齢等	0歳～19歳

3-(2)-オ		乳児事故予防教室の実施	
<p>乳児の不慮の事故を予防するため、予防教室を実施するなど市民の意識を啓発します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児事故防止教室の開催 ・こんにちは赤ちゃん訪問等での配布冊子を活用した意識啓発 等 			
担当課	救急課、こども健康課	対象年齢等	乳児、保護者

3-(2)-カ		救急医療の充実	
<p>救急医療センター事業及び広域病院群輪番制運営事業等、救急医療を推進します。</p>			
担当課	地域医療推進課	対象年齢等	全年齢

3-(2)-キ		むし歯及び歯周疾患予防の推進	
<p>生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進するため、子どもの年齢に応じた歯科健康診査や、むし歯予防教室、学校歯科巡回教室を行います。また、歯科健康診査を受診する機会の減る18歳以上の市民に対して、成人歯科健康診査を実施します。喫煙は歯周疾患を悪化させることから、歯科領域からの禁煙支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科教室、歯みがき教室の実施 等 			
担当課	保健所健康づくり課	対象年齢等	0歳～30歳

3-(2)-ク		妊婦の喫煙と受動喫煙の予防啓発	
<p>健やかな妊娠、出産のため、妊婦本人やその家族、周囲の人の禁煙を啓発し、妊婦の喫煙、妊婦や子ども、青少年の受動喫煙を予防します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時の面接等での情報提供 等 			
担当課	こども健康課、保健所健康づくり課	対象年齢等	誕生前

3-(2)-ケ 幼児期における食育の推進			
<p>栄養面だけでなく、食材をつくる人、調理する人等への感謝の気持ちや、食品の安全性に対する意識を啓発し、食を通じた家族のふれあいや子どもの心の成長を促します。また、個食、孤食、拒食、過食といった食に対する問題の発生予防に取り組みます。さらに、保育所、幼保連携型認定こども園の設置に関して原則調理室を設け、給食の提供について、きめ細かな対応を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 子どもの年齢に応じた食育に関する教室の開催 • 乳幼児健康診査での相談指導 等 			
担当課	保健所健康づくり課、こども健康課、保育課、幼保児童施設課	対象年齢等	誕生前～就学前、保護者

3-(2)-コ ピロリ菌対策事業			
<p>若年層の将来の胃がん発症のリスク低減及び感染予防のため、中学2年生を対象に全額公費負担でピロリ菌検査・除菌事業を実施します。</p>			
担当課	保健所健康づくり課	対象年齢等	中学2年生

第4章 具体的な施策

大柱4 子どもと青少年が心身ともに健やかに成長するための環境づくり

子どもと青少年が多く時間を過ごす学校等での教育環境の充実や、家庭や地域の教育力の向上、放課後児童の居場所の充実等の取り組みを進めます。また、子どもと青少年の多様な体験や社会参加を促進するとともに、青少年を取り巻く環境の健全化に努め、青少年が安全で安心して成長できるまちづくりを進めます。

ニーズ調査結果等から求める姿

◎ニーズ調査（平成30年度）結果から

図表 4-2-6 地域における子育て環境や支援への満足度（小学生調査）

	現状 (平成30年)	前回 (平成25年)
満足度5（高い）	2.4%	3.0%
満足度4	15.7%	12.3%
満足度3	46.1%	42.2%
満足度2	23.6%	28.6%
満足度1（低い）	10.5%	10.2%
無効・無回答	1.7%	3.7%

◆地域における子育て環境が充実するようなまちを目指します。

中柱1 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の推進

- 自然や芸術、スポーツ、先端技術等の地域資源に触れ、地域の多様な人との関わり合いを通じて、多面的で豊かな学びの機会を充実します。
- 子どもや青少年の健全育成に向けた啓発活動や体力づくりの取り組みを進めます。
- 様々な困難を抱える子どもや子育て家庭への相談体制を整えるとともに、学習支援や社会参加に向けた支援を進めます。

4-(1)-ア

地域資源や外部人材等を活用した指導の推進

本市の自然や芸術文化、先端技術等の地域資源を活用するとともに、地域教育ボランティアや外部人材の協力を得ながら児童、生徒の学習活動を実施します。

- ・保育園や学校等での環境教育指導者による環境学習の開催
- ・自然観察会の実施 等

担当課

教育指導課、環境企画課、
自然環境共生課、博物館運営課

対象年齢等

3歳～中学生、保護者

4-(1)-イ 体験学習、交流活動の機会の充実			
<p>総合的な学習の時間等を活用し、児童、生徒が自然や動植物とふれあったり、地域の高齢者との交流を通して昔の遊びを体験したりする機会を提供します。また、職場見学、職場体験等のキャリア教育を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学、高校生の職場体験の受け入れ ・ 地域高齢者との交流会の実施 ・ 体験学習の実施 等 			
担当課	教育指導課、保育課、博物館運営課	対象年齢等	0歳～高校生

4-(1)-ウ 芸術鑑賞教育の実施			
<p>幼稚園、保育所、認定こども園等の子どもに対し、芸術にふれあう機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学芸員とともに行う対話型鑑賞教育の実施 ・ 幼児が美術館に来館して行う、対話型鑑賞教育及び鑑賞マナー教育の実施 等 			
担当課	保育課、美術館運営課	対象年齢等	0歳～就学前

4-(1)-エ ホームタウンチーム活動推進事業			
<p>体を動かすことや、スポーツの楽しさを伝え、子どもに夢や感動を与えることができるよう、横須賀市をホームタウンとするプロスポーツチームと連携し、現役選手やコーチによる学校訪問を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜 DeNA ベイスターズファームチームによる小学校訪問 ・ 横浜 DeNA ベイスターズ球団マスコットと、オフィシャルパフォーマンスチーム diana による幼稚園等訪問 ・ 横浜 F・マリノスのコーチが幼稚園等に訪問 			
担当課	スポーツ振興課	対象年齢等	0歳～12歳(特別支援学校は13歳～18歳も対象)

4-(1)-オ 子どもの生活リズムの確立			
<p>幼稚園、保育所、認定こども園での指導や乳幼児健康診査、子育て教室等を通じて子どもにとっての適切な運動、休養及び睡眠の必要性に対する意識を啓発し、子どもの健康を大切にされた家庭生活となるよう、生活リズムの確立を進めます。</p>			
担当課	こども健康課、保育課	対象年齢等	0歳～就学前、保護者

第4章 具体的な施策

4-(1)-カ 思春期の健康づくりの推進	
<p>望ましい食習慣や生活リズム、喫煙、飲酒、薬物乱用の防止等について、児童、生徒の意識を啓発し、思春期の健康づくりを進めます。また、命の大切さ、避妊、性感染症及びエイズについて学ぶ機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する教室の開催 ・エイズに関する啓発の実施 ・体と心の変化、命の大切さ、妊娠等に関する健康教育及び性に関する指導の実施 等 	
担当課	こども健康課、保健所健康づくり課、保健体育課
対象年齢等	思春期

4-(1)-キ 多様な性の理解推進	
<p>男性と女性で分けることや、恋愛の対象を異性と決めつけず、一人一人の性の在り方は異なり、性の多様性を理解する大切さを伝える機会を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性的マイノリティに関する研修の実施 ・性的マイノリティ啓発パネルの貸し出し ・性的マイノリティ啓発リーフレットの配布 	
担当課	人権・男女共同参画課、教育指導課、支援教育課
対象年齢等	小学生～高校生

4-(1)-ク 健康教育の推進	
<p>児童生徒の体力や運動能力、運動習慣等に関する実態を把握し、その結果を活用して、体育・健康に関する指導が学校の教育活動全体を通じて適切に行われるよう推進します。また、児童生徒が自ら考え、判断して、生涯にわたって健康的な生活を送ることができるよう、生活習慣を見直す機会の確保や、食に関する指導等の健康教育を推進します。</p>	
担当課	保健体育課
対象年齢等	小学生～中学生

4-(1)-ケ 体力づくりの推進	
<p>子どもの体力の実態を把握するため、小中学校等で新体力テストを実施します。実施結果を体育、保健体育の授業での指導の工夫、改善や子どもが自ら進んで体力向上を図ることに活用し、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣、意欲、能力を高めます。</p>	
担当課	保健体育課、保育課
対象年齢等	0歳～中学生

4-(1)-コ 学校における食育の推進			
<p>子どもが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭を中核とした学校、家庭、地域の連携・協働による食育の充実を図ります。また、中学校完全給食の実施に向けて、小中学校9年間を通した食に関する指導の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「給食時間マニュアル」に基づいた給食指導 ・中学校完全給食の実施 等 			
担当課	保健体育課	対象年齢等	小学生～中学生

4-(1)-サ 学習支援員の配置			
<p>児童・生徒が確かな学力を身につけられるよう、「横須賀市学力向上推進プラン」に基づき、学力向上の取り組みを充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全小・中学校に配置 			
担当課	教育指導課	対象年齢等	小学生～中学生

4-(1)-シ 就学前教育・保育と小学校教育の連携【1-(1)-エの再掲】			
<p>就学前の子どもがスムーズに小学校での生活に移行できるよう幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との連携を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校による情報交換会の開催 ・近隣小学校との給食体験や防災訓練等を通じた連携 等 			
担当課	保育課、教育指導課	対象年齢等	0歳～小学生、支援者

4-(1)-ス 社会的居場所づくり支援事業の充実			
<p>生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども等のうち、学習支援を要する者、引きこもりや不登校となっている者の、健全な学習・育成・社会参加及び自立の助長を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯の小学・中学・高校生への個別学習支援 ・生活困窮世帯の中学生への学習支援 ・生活保護世帯等の子どもと保護者に対する相談 等 			
担当課	生活福祉課	対象年齢等	小学生～高校生

第4章 具体的な施策

4-(1)-セ 関係部局での相談体制の充実と情報提供【2-(1)-イの再掲】	
<p>はぐくみかんでの子どもや青少年に関する総合相談機能を関係機関との連携を図りながら充実するとともに、広報や子育てガイド、ホームページ等により子育て支援や青少年の健全育成に関する情報を提供します。</p> <p>教育委員会には、教育相談窓口を設置して、学校教育にかかわる相談に対し速やかに対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 各種ガイドブックの作成・配布 • 各種相談の実施 • 来所相談、電話相談、メール相談の実施 • 外国語による相談支援 等 	
担当課	<p>こども青少年支援課、こども健康課、児童相談所、こども育成総務課、支援教育課</p>
対象年齢等	<p>誕生日前～20歳未満、保護者、支援者</p>

4-(1)-ソ 地域での相談体制の充実と情報提供【2-(1)-ウの再掲】	
<p>地域の身近な相談窓口である健康福祉センターや愛らんど、保育所、学校の相談員、教育委員会の教育相談、子育て支援団体により、子どもや子育てに関する相談に対応するとともに、必要な情報を提供します。また、子育て支援や関係機関と連携し、相談体制を充実します。</p>	
担当課	<p>こども健康課、保育課、支援教育課、こども育成総務課</p>
対象年齢等	<p>0歳～18歳、保護者</p>

中柱2 放課後児童の居場所の充実

- 横須賀市放課後児童対策事業計画を着実に実施し、次代を担う子どもが放課後等の時間を安全・安心に楽しく学び・遊べる環境を確保します。
- 放課後児童の居場所として、放課後児童クラブと放課後子ども教室を充実するとともに、小学校への設置を進めます。また、青少年の家等の既存施設についても、放課後児童の居場所として活用します。

4-(2)-ア 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の充実			
放課後児童を対象とした放課後児童クラブに対する助成を行い、放課後、子どもが安心して過ごせる生活の場、遊びの場を確保します。また、安定した運営が確立されるよう、小学校の教室等の活用などによる場の確保を含め、制度の充実に努めます。引き続き放課後児童支援員等の処遇改善に努めるとともに、研修会を開催し、子どもの接し方や指導についての知識と技術向上を図ります。			
<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ数 83 か所 ・うち小学校実施数 30 か所 			
担当課	こども育成総務課、教育政策課	対象年齢等	0歳～小学生、保護者

4-(2)-イ 放課後子ども教室の充実			
小学生が放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、学習や多様な体験・活動を行う放課後子ども教室を拡充します。			
<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室数 7 か所以上 			
担当課	こども育成総務課、教育政策課	対象年齢等	小学生

4-(2)-ウ 一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の推進			
児童の健全育成を図り、放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、同一の小学校内に放課後児童クラブと放課後子ども教室を設置します。			
<ul style="list-style-type: none"> ・一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室実施数 2 か所以上 			
担当課	こども育成総務課、教育政策課	対象年齢等	小学生

4-(2)-エ 放課後児童クラブの公設化の検討			
現在1か所ある公設放課後児童クラブに加え、小学校に設置している、民設放課後児童クラブのうち、保護者の負担が大きいなどの問題を抱えているクラブについて、関係者との十分な協議を踏まえ、公設化を検討します。			
担当課	こども育成総務課	対象年齢等	小学生

第4章 具体的な施策

4-(2)-オ 既存施設の活用の推進	
子どもの接し方や指導についての知識と技術向上を図り、より利用しやすい放課後児童の居場所として、みんなの家等の既存施設を活用します。	
担当課	こども育成総務課
対象年齢等	小学生

中柱3 子どもと青少年の多様な体験、社会参加、キャリアアップの促進

- 青少年関係団体の活動支援、ジュニアリーダーの養成を通じて、青少年の地域参加の活動機会を充実します。
- 就職を目指す青少年を対象に、キャリア教育や就職に向けた資格取得の支援等、社会的自立に向けた支援を行います。
- 生活・文化体験活動、自然体験活動、社会体験活動等、学校外での子どもと青少年の多様な体験活動の場づくりを支援します。

4-(3)-ア 青少年関係団体の活動支援の推進	
青少年関係団体が子どもや青少年の健全育成のために様々な活動を行えるよう、活動の場の確保、活動のPR等を支援します。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 母親クラブ ・ 子ども会指導者協議会 ・ ジュニアリーダーズ ・ 青少年育成推進員連絡協議会 等 	
担当課	こども育成総務課
対象年齢等	0歳～22歳、支援者

4-(3)-イ 若い世代のリーダー養成の充実	
ジュニアリーダー養成講習会、研修会を開催し、地域で活動する青少年ボランティアのリーダーとしての人材を養成するとともに、地域における活動をはじめ、その活動を支援します。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 養成講習会修了者数 65人 ・ 地域活動参加者数 延べ205人 	
担当課	こども育成総務課
対象年齢等	小学3年生～22歳

4-（3）-ウ 若者の就労促進			
<p>横須賀市、横須賀商工会議所及び神奈川労働局の3者で締結した「横須賀市民の就労支援事業の実施に関する協定」に基づき、就職を目指す若者を対象に合同企業就職説明会を開催し、その人に合った職種や業種を選択できる機会を提供します。また、企業が求める技術・技能を習得することは就職に結びつきやすいため、県立職業技術校等に就学する者に奨励金を支給し支援します。その他、適時適切に就職情報を提供するなどして、若者の就労を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定事業 <ul style="list-style-type: none"> （i）若年求職者を対象とした合同企業就職説明会の開催 （ii）高校生を対象とした業種、企業説明会の開催やインターンシップの支援 ・県立職業技術等就学者奨励金の支給 ・ハローワークと連携した就職情報の提供 			
担当課	経済企画課	対象年齢等	18歳～40歳未満

4-（3）-エ 学校外での多様な体験の推進			
<p>子どもと青少年が異年齢とふれあったり、国内外の子どもや青少年と交流したりする機会を提供します。また、環境学習や野外活動、農業体験等、学校外での様々な体験活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験型環境学習の実施 ・自然観察会の実施 ・健康福祉センターにおける中学生の職場体験の受入れ ・農業体験の実施 等 			
担当課	こども育成総務課、こども健康課、国際交流課、環境企画課、自然環境共生課、農業水産課、博物館運営課	対象年齢等	0歳～大学生、保護者、教員

4-（3）-オ 明日の文化の担い手の育成			
<p>子どもが文化に親しみ、その優れた価値、楽しさを理解する取り組みや、様々な文化活動を体験する機会の充実を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーコンサートの実施 ・伝統芸能ワークショップの開催 ・小冊子「子ども向け横須賀ゆかりの歴史上の人物」の発行 ・地域の歴史や文化に関する資料の展示解説 ・民俗関係の映像展示 			
担当課	文化振興課、博物館運営課	対象年齢等	0歳～18歳、保護者

第4章 具体的な施策

中柱4 青少年を取り巻く環境の健全化

- 地域のパトロールや、事業者との協力により青少年が有害な環境に接する機会を減らす取り組みを進めます。また、インターネット等の適切な利用に関する啓発活動を行います。

4-(4)-ア		社会環境健全化活動の推進	
<p>青少年育成推進員等関係団体の協力を得て、青少年の非行問題が発生しやすい場所をパトロールするなど、青少年の非行防止に取り組みます。また、酒、たばこの未成年者への販売禁止、有害図書区分陳列、青少年の深夜立ち入り制限等の法令順守や青少年の見守り等について、事業者との協力関係をつくります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成協力店の拡充 ・青少年育成活動地域連絡会によるパトロール ・青少年育成推進員連絡協議会による非行防止キャンペーン 等 			
担当課	こども青少年支援課、 こども育成総務課	対象年齢等	4歳～20歳の子ども・青少年およびその家族、 関係機関

4-(4)-イ		青少年を取り巻く環境の健全化に関する意識啓発	
<p>インターネット上のトラブルや非行を防止するため、インターネット等の適切な利用に関する啓発活動を行うほか、青少年にとって望ましい環境づくり等についてユース出前トークを開催します。また、中学校区ごとに組織されている青少年育成活動地域連絡会の活動を支援し、青少年が健やかに成長する社会環境づくりに対する市民の意識を啓発します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成活動地域連絡会の活動支援 ・ユース出前トーク ・インターネット等の適切な利用に関する啓発用リーフレットの配布 等 			
担当課	こども青少年支援課、 こども育成総務課	対象年齢等	4歳～20歳、保護者

大柱5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

事業主に対する広報や啓発等により働き方の見直しを進めるとともに、子育て家庭が子育てと仕事を両立できるような多様な保育サービスを提供します。また、父親の子育てへの参加意識を高めるための環境づくりを進めます。

ニーズ調査結果等から求める姿

◎ニーズ調査（平成30年度）結果から

図表 4-2-7 子育てを主に行っている方

		現状 (平成30年)	前回 (平成25年)
父母ともに	就学前児童調査	55.0%	51.1%
	小学生調査	58.3%	53.9%
主に母親	就学前児童調査	43.3%	45.1%
	小学生調査	38.1%	40.8%



◆家族が協力して子育てができるようなまちを目指します。

◎現状の分析から

図表 4-2-8 平成30年度多様な保育サービスの提供状況

	平成30年度	平成26年度
認定こども園	15か所	0か所
保育所	38か所	41か所
幼稚園での預かり保育事業	公立を除き全園実施	36か所
一時預かり事業	8か所	8か所
延長保育事業	全園実施	全園実施
休日保育事業	1か所	1か所
病児・病後児保育事業	1か所	1か所
放課後児童クラブ	67か所	54か所
利用者支援事業(基本型・特定型)	1か所	0か所



◆仕事と子育ての両立が実現できるようなまちを目指します。

第4章 具体的な施策

中柱1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた環境づくり

- 事業主に対して多様な働き方の支援や、働き方の見直しについて、啓発を図ります。
- 子育て世帯が子育てと仕事を両立できるよう、ニーズに沿った保育サービスを提供します。

5-(1)-ア		仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現にむけた事業主に対する広報、啓発、情報提供	
<p>ワーク・ライフ・バランスの実現を図るための多様な働き方の支援と男性を含めた働き方の見直しのために、事業主に対し広報、啓発を行います。また、必要に応じて事業所内保育所設置に対する助成制度等関係情報を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所内保育所の設置に関する相談 ・ワーク・ライフ・バランスの取り組み事例紹介と啓発 等 			
担当課	人権・男女共同参画課、経済企画課、幼保児童施設課	対象年齢等	0歳～小学生、保護者、事業主

5-(1)-イ		多様な保育サービスの充実	
<p>延長保育、休日保育、幼稚園での預かり保育、放課後児童クラブ等、仕事と子育ての両立を支援する多様な保育サービスをさらに充実させるとともに、必要とする人が必要なときにサービスを受けられるよう情報を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園 31か所 ・保育所 31か所 ・幼稚園での預かり保育事業 全施設（公立施設を除く） ・一時預かり事業 14か所 ・延長保育事業 全施設 ・休日保育事業 1か所 ・病児・病後児保育事業 3か所 ・放課後児童クラブ 83か所 ・利用者支援事業（基本型・特定型） 2か所 			
担当課	幼保児童施設課、保育課、こども育成総務課	対象年齢等	0歳～小学生、保護者

5-(1)-ウ		企業主導型保育所の設置支援【1-(2)-力の再掲】	
<p>多様な就業形態に対応し、待機児童の解消、仕事と子育ての両立に資する企業主導型保育事業所の設置について積極的に支援します。</p>			
担当課	幼保児童施設課、企業誘致・工業振興課	対象年齢等	0歳～就学前、事業主

中柱2 仕事と子育ての調和した家庭づくりに向けた啓発

- 子どもや青少年に対して、男女が協力して子どもを育てることの大切さについて学ぶ機会を提供します。
- 妊婦とその配偶者を対象に、子育てにおける父親の役割について考える機会や、情報提供を行い、父親の子育てへの参加を啓発します。

5-(2)-ア		固定的な性別役割意識を超えてともに協力し、子どもを育てることの意義に関する学習の機会の提供	
家庭の役割の大切さや、固定的な性別役割意識を超えて、ともに協力して家庭を築き、子どもを育てることについての学習の機会を提供します。 <ul style="list-style-type: none"> ・各種講座や講演会の開催 ・広報紙や冊子等の作成配布 等 			
担当課	人権・男女共同参画課、教育指導課	対象年齢等	小学生～高校生、保護者

5-(2)-イ		妊娠、出産、子育てに関する学習機会の提供【3-(1)-クの再掲】	
健やかな妊娠と出産に関する学習の機会を提供するため、妊婦とその配偶者を対象に「プレママ、プレパパ教室」を休日も開催します。また、子育て支援教室や乳幼児健康診査の機会に、親子の愛着形成の重要性について市民の意識を啓発します。特に子育てにおける父親の役割について考える機会、情報を提供します。母子健康手帳交付時に各種教室の周知を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・プレママ、プレパパ教室の開催 ・プレママ、プレパパ歯科教室の開催 ・各種子育て教室の開催 			
担当課	こども健康課、保健所健康づくり課	対象年齢等	誕生前

第4章 具体的な施策

大柱6 特に支援を必要とする子どもとその家庭への支援

児童虐待やひとり親家庭、障害児とその家庭等困難を抱える子どもや、家庭に対する様々な支援を充実します。また、家庭の事情により児童養護施設等に入所している子どもを対象として社会的養護の体制や支援について充実します。

ニーズ調査結果等から求める姿

◎現状の分析から

図表 4-2-9 児童虐待相談件数

	平成 30 年度	平成 26 年度
児童虐待相談件数	719 件	616 件



◆児童虐待の予防等に努め、子どもが健やかに育つことができるようなまちを目指します。

中柱1 児童虐待防止対策の充実

- 子育てに伴う不安や悩みを抱える家庭に対して早期にニーズを汲み取り、児童虐待を予防します。
- 市の関係機関の連携により、児童虐待の早期発見及び早期対応に努めます。

6-(1)-ア 児童虐待の発生予防と早期発見、早期対応	
<p>子育て支援関係機関の連携を図り、健康福祉センター、幼稚園、保育所、認定こども園、学校等において、児童虐待の発生予防と早期発見及び早期対応に努めます。</p> <p>支援が必要な児童生徒へのアプローチや養育等で悩む保護者に対するサポートを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待予防に関する啓発活動を行う ・こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 ・未就園児等全戸訪問の実施 ・指導監査時の確認 ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・相談員等を活用 ・親子支援相談の実施 等 	
担当課	<p>こども青少年支援課、こども健康課、児童相談所、支援教育課、保育課、幼保児童施設課</p> <p>対象年齢等 誕生日前～18歳未満、保護者</p>

6-(1)-イ 特定妊婦等への支援			
<p>妊娠の可能性があり、若年や経済的困窮等が理由で受診が難しい女性の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市販薬での妊娠検査 ・医療機関での妊娠判定検査の全額補助 ・支援を要する妊婦等の相談、同行受診等 			
担当課	こども健康課	対象年齢等	誕生前～

6-(1)-ウ 妊産婦のケア体制の充実【3-(1)-エの再掲】			
<p>母子健康手帳交付時から、若年や経済的困窮等がある妊婦を早期に発見し支援を行います。また、産婦健康診査やこんにちは赤ちゃん訪問、乳児健康診査時にメンタルヘルスチェック等を行います。特に出産後から4か月までの母親の孤立感を軽減する取り組みを進めます。妊産婦のメンタルヘルス相談を実施し、子育てのストレス軽減を図ります。また、心身のケアや育児サポート等きめ細かな支援を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス相談の実施 ・産後ケアの実施 ・利用者支援事業（母子保健型） ・母子健康手帳交付時面接及び医療機関との連携 ・支援を要する妊婦等の相談 ・授乳相談の実施 等 			
担当課	こども健康課	対象年齢等	妊産婦

6-(1)-エ こんにちは赤ちゃん訪問事業の推進【3-(1)-オの再掲】			
<p>妊娠初期からの子育てに対して、切れ目のない相談体制を整えるため、生後4か月までの乳児がいる家庭への訪問指導、相談等を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全世帯への家庭訪問の実施 等 			
担当課	こども健康課	対象年齢等	誕生前～生後4か月、保護者

6-(1)-オ 育児支援家庭訪問事業の推進【1-(3)-クの再掲】			
<p>様々な原因で子育てが困難になっている家庭にヘルパーや助産師を派遣し、育児、家事の援助や育児に関する技術指導を行うことにより、子育ての負担の軽減や環境の改善を図ります。</p>			
担当課	こども青少年支援課	対象年齢等	誕生前～18歳未満、保護者

第4章 具体的な施策

6-(1)-カ		子どもの人権に関する意識啓発、学習機会の充実	
<p>出前トークや学習会等の開催を通じ、いじめや虐待の防止、命や自分自身の大切さ等について、子どもや青少年をはじめ、広く市民に向けて子どもの人権についての正しい理解の普及・啓発を行います。</p> <p>特にしつけのための体罰が法改正により禁止となったことを踏まえ、その周知・啓発を行い、子どもの権利擁護に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレー」において啓発活動の実施 ・体罰によらない子育て等の推進についての啓発活動の実施 ・子どもの人権を考える講座の開催 等 			
担当課	こども青少年支援課、こども健康課、幼保児童施設課、児童相談所、人権・男女共同参画課、教育指導課、生涯学習課	対象年齢等	誕生前～大学生、保護者

中柱2 ひとり親家庭の自立支援の推進

- 様々な状況にあるひとり親家庭に対し、経済的な支援はもとより、就労や生活等の視点から、各家庭が自立できるような取り組みを進めます。

6-(2)-ア ひとり親家庭等の就業支援			
ひとり親等の自立を支援するため、ハローワーク、商工会議所と連携した就業支援を推進します。また、キャリアコンサルタントの配置による就業・転職相談を実施するとともに、スキルアップのための講座の受講等に必要となる費用の一部を給付します。			
<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク、商工会議所と連携した就業支援（在宅就業等を含む）の推進 ・キャリアコンサルタントによる就業・転職相談の実施 ・高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金等の各種給付 			
担当課	こども青少年給付課	対象年齢等	0歳～18歳、保護者

6-(2)-イ ひとり親家庭等の子育て・生活支援			
ひとり親家庭等の孤立化を防ぐため、自立支援員による相談支援や、情報交換・仲間づくりのための交流会及び子どものしつけ・育児や健康管理等に関する講習会を実施します。また、ひとり親等が病気等により急きょ生活支援が必要となった場合は、日常生活支援員を派遣します。			
<ul style="list-style-type: none"> ・母子、父子自立支援員による相談及び支援 ・ひとり親家庭等の仲間づくりや生活向上の推進 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施 			
担当課	こども青少年給付課	対象年齢等	0歳～18歳、保護者

6-(2)-ウ ひとり親家庭等の養育費確保支援			
離婚後のひとり親家庭が、養育費が享受できる社会の形成に寄与するため、養育費確保のための活動を支援します。			
<ul style="list-style-type: none"> ・養育費確保のための法律相談の実施 ・養育費確保のための公正証書等の作成や、保証契約の締結に要する費用の助成 			
担当課	こども青少年給付課	対象年齢等	0歳～20歳（「大学卒業まで」など特別の取り決めがある場合を除く）、保護者

6-(2)-エ ひとり親家庭等の経済的支援			
ひとり親等の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、経済的支援を実施します。			
<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付 			
担当課	こども青少年給付課	対象年齢等	0歳～18歳、保護者

第4章 具体的な施策

中柱3 障害児施策の推進

- 横須賀市障害児福祉計画を着実に実施し、障害や医療的ケアの有無にかかわらず、誰もが安心してくらするまちの実現を図ります。
- 発達の遅れや障害のある子どもを持つ家庭に対し、子育てに対する不安を軽減するために、療育の充実、ヘルパー派遣、ショートステイ、フォローアップ教室等を実施します。
- 療育相談センターや支援教育コーディネーター連絡会等を通じて、必要に応じた発達支援や教育支援を行います。

6-(3)-ア 経過健診（フォローアップ教室）の充実			
乳幼児健康診査後、発達の経過観察を行いながら、今後の子どもの療育や子育てについて保護者とともに考える場であるフォローアップ教室の開催方法等について検討し、内容を充実します。			
<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査後の経過健診の実施 ・1歳6か月健康診査後のフォローアップ教室の開催 			
担当課	こども健康課	対象年齢等	3か月～3歳

6-(3)-イ 療育相談センターの充実			
発達の遅れや障害のある概ね18歳までの子どもを対象に、幼稚園、保育所、認定こども園、学校等の地域と連携した支援を行います。診療部門では専門職による相談、評価、診療を、通園部門では、福祉型児童発達支援センターと医療型児童発達支援センターにおいて子どもに応じた専門的な療育支援を行います。地域生活支援部門では、保護者支援を含めた療育に関する様々な相談に応じ、巡回相談や各種教室の開催、相談支援事業、保育所等訪問支援を行います。			
担当課	こども青少年支援課	対象年齢等	0歳～18歳未満

6-(3)-ウ 障害福祉サービスと地域生活支援事業の整備			
ホームヘルパー派遣やショートステイ、移動支援等の事業について、他の施策を踏まえて有効で持続可能な制度として整えていきます。			
<ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルパー派遣 ・ショートステイや移動支援等の充実 ・サービス提供者の資質向上の研修 			
担当課	障害福祉課	対象年齢等	全年齢

6-(3)-イ 障害の多様化に伴う教育的ニーズに対応した支援			
<p>障害の多様化に対応した教育支援が行えるよう、支援教育コーディネーター連絡会の充実や、相談支援チームの巡回相談部が学校を訪問し巡回相談を行います</p> <p>特別支援学校（ろう、養護学校）は、障害のある子どもの教育支援の拠点として、学校や保護者の求めに応じて様々な相談に対応します。</p> <p>各学校は、保護者や関係機関と連携して就学前から就労までを見据えた個別の教育支援計画を必要に応じて作成し、実施します。</p> <p>就学前の障害児支援のため、幼稚園・こども園の教諭を対象に各種研修を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談の実施 ・個別の教育支援計画の作成 ・支援教育コーディネーター連絡会の開催 ・発達支援コーディネーター研修等の開催 			
担当課	支援教育課、こども青少年支援課	対象年齢等	0歳～18歳未満

6-(3)-オ 障害児入所施設の確保			
<p>障害のある児童が入所して、日常生活指導及び独立自活に必要な知識技能を養う福祉型障害児入所施設を1か所確保します。</p>			
担当課	幼保児童施設課、児童相談所	対象年齢等	0歳～18歳未満

第4章 具体的な施策

中柱4 社会的養護体制の充実

- 横須賀市社会的養育推進計画に掲げた取り組みを着実に実施し、「子どもが権利の主体」「子どもの最善の利益」「家庭養育優先」の実現を図ります。
- 関係機関との連携により、児童虐待の早期発見及び早期対応に努めます。
- 家庭養護を推進するために、里親制度の周知及び充実や小規模住居型児童養護事業（ファミリーホーム）を促進します。
- 児童養護施設等の機能充実を図り、施設に入所する児童の処遇の向上を図ります。
- 社会的養護を受けている児童の自立に向けた支援及びアフター・ケアを実施し、継続して安定した生活を送れるよう支援を行います。

6-(4)-ア 児童虐待の発生予防と早期発見、早期対応【6-(1)-アの再掲】			
<p>子育て支援関係機関の連携を図り、健康福祉センター、幼稚園、保育所、認定こども園、学校等において、児童虐待の発生予防と早期発見及び早期対応に努めます。</p> <p>支援が必要な児童生徒へのアプローチや養育等で悩む保護者に対するサポートを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待予防に関する啓発活動を行う ・こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 ・未就園児等全戸訪問の実施 ・指導監査時の確認 ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・相談員等を活用 ・親子支援相談の実施 等 			
担当課	こども青少年支援課、こども健康課、児童相談所、支援教育課、保育課、幼保児童施設課	対象年齢等	誕生日前～18歳未満、保護者

6-(4)-イ 家庭養護の充実			
<p>里親制度の周知を図り、新たに登録する里親を増やすよう努めます。里親を対象とする研修を実施し、里親制度等を充実するとともに、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を促進し、家庭養護を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童に対する面接や継続相談の実施 ・縁組里親の養成や養子縁組里親への委託推進 ・養育里親対象更新研修の実施 ・専門里親の新規養成 ・新規ファミリーホームの設置検討 等 			
担当課	幼保児童施設課、児童相談所	対象年齢等	0歳～18歳未満

6-(4)-ウ 児童養護施設等の充実			
<p>心のケアや治療を必要とする子どもに専門的なケアを行うとともに、学習の習慣付けを支援し、学校や施設での不適応を予防します。また、社会生活に関する情報提供等を通じて、施設退所後の自立に向けた支援を行います。子どものプライバシーに配慮した生活環境を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの専門的ケア ・施設等退所後の自立に向けた支援 ・児童養護施設学習支援事業の実施 			
担当課	幼保児童施設課、児童相談所	対象年齢等	0歳～18歳未満

6-(4)-エ 家庭での養育支援の推進			
<p>児童相談所に家族再統合専門チームを設置し、子どもが安心・安全に生活できるよう親子関係の調整を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待等で分離した親子の再統合について個別の分析を深める ・再構築、再統合の親子交流プランの作成、実施 			
担当課	児童相談所	対象年齢等	0歳～18歳未満

6-(4)-オ 子どもの自立支援の推進			
<p>施設等退所後、生活や就職についての相談等自立に向けた支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年自立支援関係機関連絡会議の開催 ・「地域の架け橋横須賀ステーション」等の活用による子どもの自立支援 ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施 			
担当課	こども青少年支援課、児童相談所 幼保児童施設課	対象年齢等	15歳～39歳

6-(4)-カ 社会的養護にかかわる職員の資質の向上			
<p>社会的養護の担い手となる職員の専門性を強化するための研修を実施し、職員の資質の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設職員を対象とした研修会の実施 			
担当課	幼保児童施設課、児童相談所	対象年齢等	0歳～18歳未満、支援者

6-(4)-キ 子どもの権利擁護の推進			
<p>施設入所時等に「子ども権利ノート」を配布し、子どもが自らの権利について学習し、理解できるよう促します。また、施設内虐待の予防策や対応策をまとめたガイドラインに沿って適切に対応し、子どもの権利を守ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども権利ノート」の配布 ・被措置児童等虐待対応ガイドラインの管理 			
担当課	児童相談所、幼保児童施設課	対象年齢等	0歳～18歳未満

第4章 具体的な施策

大柱7 子どもの貧困対策

子どもの現在及び将来が、生まれ育った家庭の事情等に左右されず、健やかに成長できるような取り組みを進めます。

ニーズ調査結果等から求める姿

◎現状の分析から

図表 4-2-10 子どもの進学率

		進学率
生活保護世帯に属する子どもの進学率	中学校卒業後	95.3%
	高等学校卒業後	38.5%
児童養護施設の子どもの進学率	中学校卒業後	100.0%
	高等学校卒業後	25.0%



◆生まれ育った家庭の事情に左右されず、教育の機会を確保できるようなまちを目指します。

中柱1 経済・生活の支援

●子どもが家庭の経済状況等によらず、健やかに成長できるような取り組みを進めます。

7-(1)-ア	子育て家庭への経済的支援		
	子育てにかかる経済的負担を軽減するため、各種費用の軽減、給付金の支給や医療費の助成等を行います。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育に関する経済的負担の軽減や実費徴収に係る補足給付 ・教育・保育施設、認可外保育所等に関する保育料の負担軽減 ・児童手当の支給 ・就学援助 等 		
担当課	幼保児童施設課、保育課、こども青少年給付課、支援教育課	対象年齢等	0歳～18歳、保護者

7-(1)-イ ひとり親家庭等の就業支援【6-(2)-アの再掲】			
ひとり親等の自立を支援するため、ハローワーク、商工会議所と連携した就業支援を推進します。また、キャリアコンサルタントの配置による就業・転職相談を実施するとともに、スキルアップのための講座の受講等に必要となる費用の一部を給付します。			
<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク、商工会議所と連携した就業支援（在宅就業等を含む）の推進 ・キャリアコンサルタントによる就業・転職相談の実施 ・高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金等の各種給付 			
担当課	こども青少年給付課	対象年齢等	0歳～18歳、保護者

7-(1)-ウ ひとり親家庭等の子育て・生活支援【6-(2)-イの再掲】			
ひとり親家庭等の孤立化を防ぐため、自立支援員による相談支援や、情報交換・仲間づくりのための交流会及び子どものしつけ・育児や健康管理等に関する講習会を実施します。また、ひとり親等が病気等により急きょ生活支援が必要となった場合は、日常生活支援員を派遣します。			
<ul style="list-style-type: none"> ・母子、父子自立支援員による相談及び支援 ・ひとり親家庭等の仲間づくりや生活向上の推進 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施 			
担当課	こども青少年給付課	対象年齢等	0歳～18歳、保護者

7-(1)-エ ひとり親家庭等の養育費確保支援【6-(2)-ウの再掲】			
離婚後のひとり親家庭が、養育費が享受できる社会の形成に寄与するため、養育費確保のための活動を支援します。			
<ul style="list-style-type: none"> ・養育費確保のための法律相談の実施 ・養育費確保のための公正証書等の作成や、保証契約の締結に要する費用の助成 			
担当課	こども青少年給付課	対象年齢等	0歳～20歳（「大学卒業まで」など特別の取り決めがある場合を除く）、保護者

7-(1)-オ ひとり親家庭等の経済的支援【6-(2)-エの再掲】			
ひとり親等の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、経済的支援を実施します。			
<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付 			
担当課	こども青少年給付課	対象年齢等	0歳～18歳、保護者

第4章 具体的な施策

7-(1)-カ		子どものライフステージに応じた支援	
<p>市、学校、関係機関等において、妊娠・出産から子どもの自立まで、子どものライフステージに応じた支援を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こにちは赤ちゃん訪問の実施 ・こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・相談員等の活用 ・児童養護施設等施設退所後の自立に向けた支援 等 			
担当課	こども青少年支援課、こども健康課、児童相談所、幼保児童施設課、支援教育課	対象年齢等	0歳～18歳未満

中柱2 教育の支援

- 子どもの教育機会が等しく保障されるような取り組みを進めます。

7-(2)-ア		社会的居場所づくり支援事業の充実【4-(1)-スの再掲】	
<p>生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども等のうち、学習支援を要する者、引きこもりや不登校となっている者の、健全な学習・育成・社会参加及び自立の助長を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯の小学・中学・高校生への個別学習支援 ・生活困窮世帯の中学生への学習支援 ・生活保護世帯等の子どもと保護者に対する相談 等 			
担当課	生活福祉課	対象年齢等	小学生～高校生

7-(2)-イ		社会的養護を必要とする子どもの自立支援の充実	
<p>社会的養護を必要とする子どもが施設退所後等に、自立した生活が営めるよう適宜支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設学習支援事業の実施 ・「地域の架け橋横須賀ステーション」等の活用による子どもの自立支援 			
担当課	児童相談所	対象年齢等	0歳～18歳未満

3 子ども・子育て支援法に基づく特定事業

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村が行う教育・保育や子ども・子育て支援事業について、提供する区域を定め、区域ごとに「量の見込み」、「確保方策」、「実施時期」や「認定こども園の普及に係る考え方」等を記載するよう定めています。

また、本市は児童相談所設置市であるため、都道府県事務である児童虐待防止対策の充実や社会的養護体制の充実等についても、同様に記載するよう定めています。

そのため、「2 施策」に加え、さらに詳細な施策内容等を以下のとおり加え、記載します。

(1) 教育・保育提供区域

① 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、子ども・子育て支援事業の量の見込み（目標事業量）を把握し、確保方策を検討する単位となる地域区分です。地理的な条件、人口、交通事情、既存の教育・保育施設の整備状況、市民の利用状況等を総合的に検討して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めます。

② 本市における教育・保育提供区域

基本指針に基づき、教育・保育提供区域を定める事業は、次に掲げる一覧のとおりです。幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の市内における地域的な利用範囲や、利用頻度等がそれぞれ異なることから、事業ごとに提供区域を設定しました。

図表 4-3-1 教育・保育提供区域

区 分		教育・保育提供区域
幼児期の学校教育・保育		5区域
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業 妊婦健康診査 こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業） 養育支援訪問事業とその他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） ファミリー・サポート・センター事業（就学後） 病児・病後児保育事業	全市域 単一区域
	地域子育て支援拠点事業（愛らんど） 一時預かり事業（在園児対象、在園児対象以外） 延長保育事業	5区域
	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	行政センター区域 （10区域）

第4章 具体的な施策

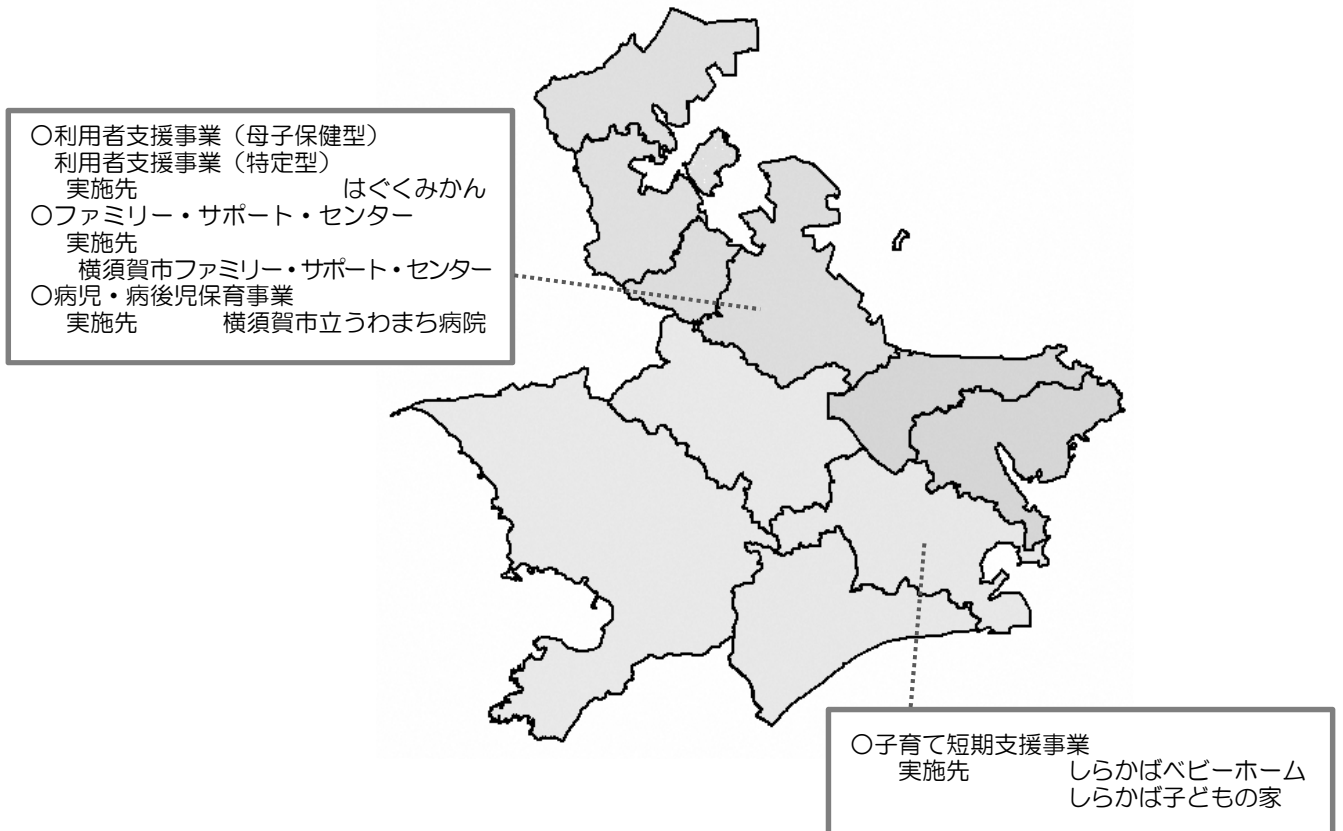
ア 全市域単一区域の事業

全市域単一区域として設定した事業は、事業の利用頻度が日常的ではなく、全市単位で事業の計画・管理・運営を行うことが効果的かつ効率的であると考えられる事業です。

全市域単一区域を設定する事業は、以下の7事業です

- 利用者支援事業
- 妊婦健康診査
- こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）
- 養育支援訪問事業とその他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業
- 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- ファミリー・サポート・センター事業
- 病児・病後児保育事業

図表 4-3-2 全市域単一区域



※平成 31 年 4 月 1 日現在

イ 行政センター区域を統合した5区域の事業

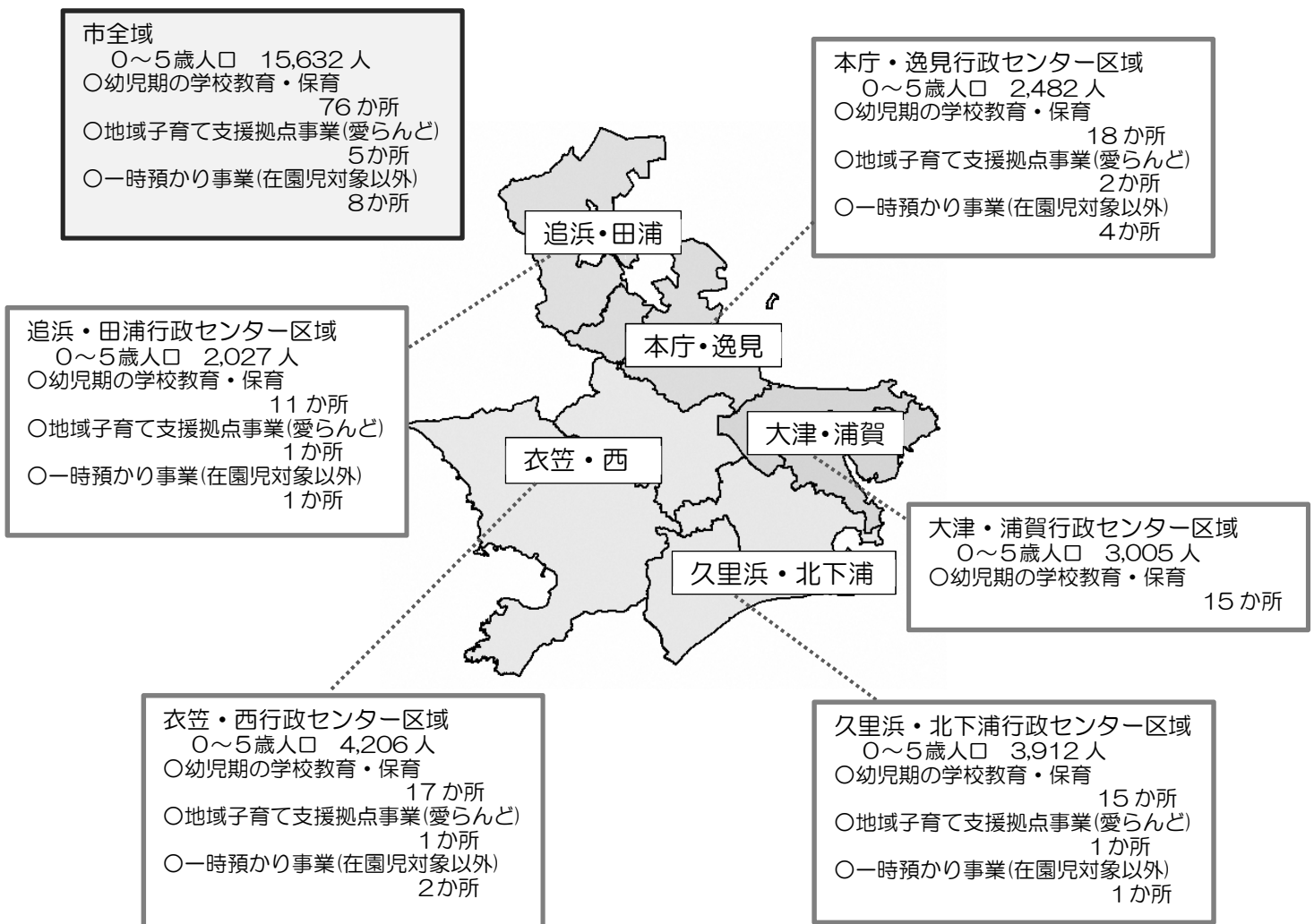
幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育施設は日常的に利用するものであることから、利用状況を勘案して、全市よりもきめ細やかな単位で、提供体制を検討する必要があります。

幼児期の学校教育・保育等のニーズを適切に把握し、対応する確保方策を計画することが求められています。幼児期の学校教育・保育と、それに密接に関連する事業については、利用状況等を踏まえて5区域とします。

5区域を設定する事業は、次の4事業です。

- 幼児期の学校教育・保育
- 地域子育て支援拠点事業（愛らんど）
- 一時預かり事業
- 延長保育事業

図表 4-3-3 提供区域5区域



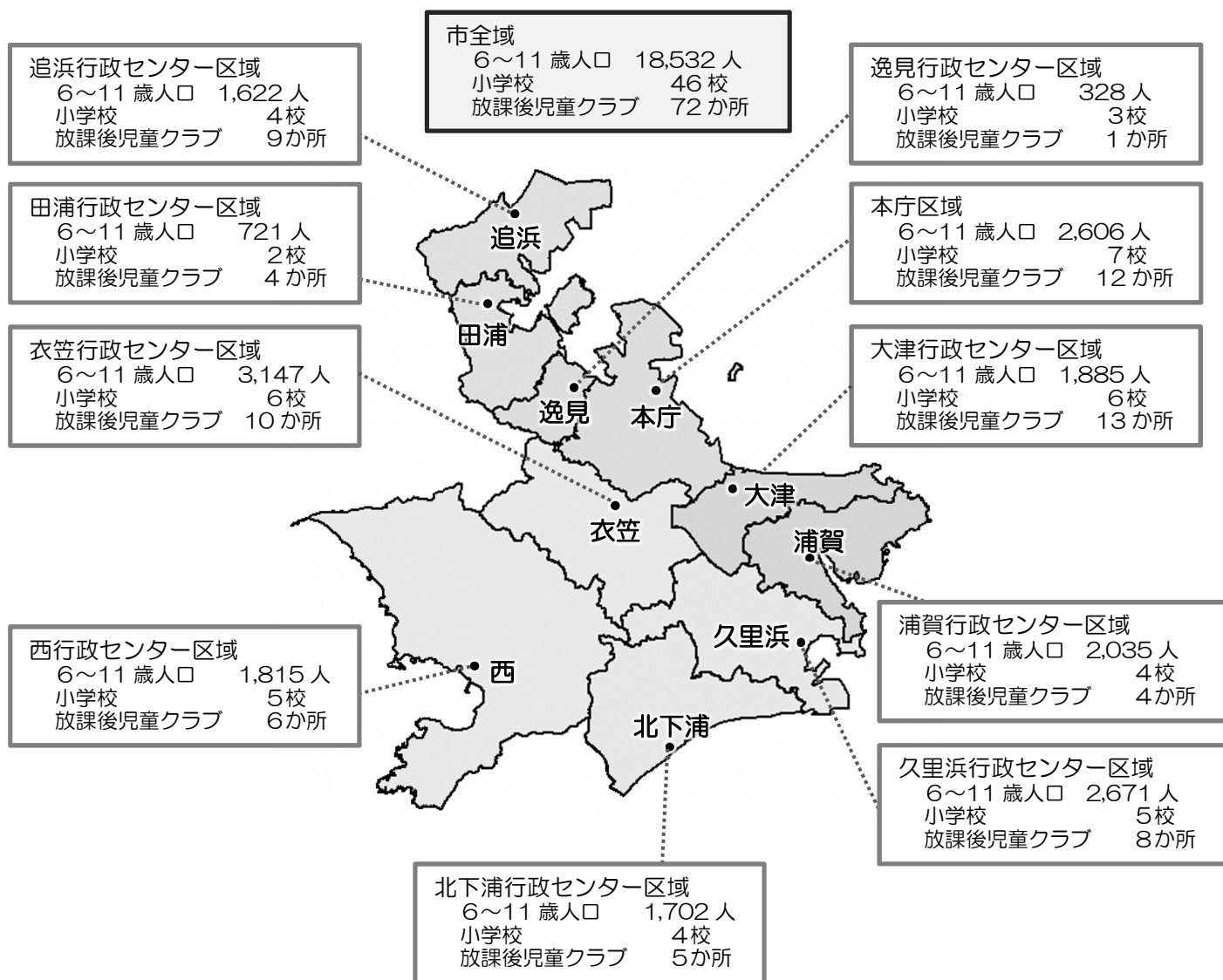
※平成31年4月1日現在

第4章 具体的な施策

ウ 行政センター区域（10区域）の事業

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、小学校を基本的な単位として運営されていますが、複数の小学校にまたがる事業を運営する放課後児童クラブも存在します。幼児期の学校教育・保育と比較して、放課後児童クラブの利用圏域が狭いため、提供区域は市内10の行政センター区域とします。

図表 4-3-4 提供区域 10 区域



※平成 31 年 4 月 1 日現在

(2) 幼児期の学校教育・保育

① 幼児期の学校教育・保育を提供する施設・事業

子ども・子育て支援新制度の枠組みの中で幼児期の学校教育・保育を提供する施設・事業は以下のとおりです。子ども・子育て支援新制度では利用者の認定区分に応じて、利用できる施設・事業が異なります。認定区分は、子どもの年齢と保育の必要性の有無により3区分に分かれています。

図表 4-3-5 幼児期の学校教育・保育の対象施設・事業

新制度の対象施設・事業		概要	利用者の認定区分
特定教育・保育施設	幼稚園	学校教育法に基づく教育機関で、3歳から5歳の子どもを対象としています。利用時間は「教育標準時間」の4時間を基本とします。	1号
	認定こども園	保護者の就労状況にかかわらず、0歳から5歳の子どもを対象としています。「教育標準時間」の4時間、「保育短時間」の8時間、「保育標準時間」の11時間の利用時間があります。	1号、2号、3号
	保育所	保護者の就労等のため保育が必要な0歳から5歳の子どもを対象としています。保護者の就労時間等に応じて、利用時間が「保育短時間」の8時間、「保育標準時間」の11時間に分かれます。	2号、3号
特定地域型保育事業	小規模保育	保育が必要な0歳から2歳の子どもを対象としています。少人数（6人から19人）を対象に、小規模な施設で保育を行います。	3号
	家庭的保育	保育が必要な0歳から2歳の子どもを対象としています。家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象に保育を行います。	3号
	事業所内保育	会社や病院の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。	3号
	居宅訪問型保育	障害・疾患等で個別のケアが必要な場合に、保護者の自宅で1対1の保育を行います。	3号
幼稚園（私学助成）		学校教育法に基づく教育機関で、3歳から5歳の子どもを対象としています。利用時間は「教育標準時間」の4時間を基本とします。（従来の制度に基づく幼稚園）	1号相当
その他	認可外保育施設	認可を受けていない保育施設で、事業所内保育所、病院内保育所等があります。	2号、3号相当
	一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ型）	幼稚園で、保育認定を受けている2歳の子どもを対象に保育を行います。	3号
	長時間預かり保育事業	認定こども園への移行を目指す幼稚園で、保育認定を受けている子どもを対象に保育を行います。	2号、3号
	企業主導型保育事業（地域枠）	会社が設置する保育施設で、従業員の子どもに合わせて地域の子どもと一緒に保育を行います。（地域枠利用の場合は保育認定が必要です。）	2号、3号

第4章 具体的な施策

図表 4-3-6 幼児期の学校教育・保育の利用者認定区分

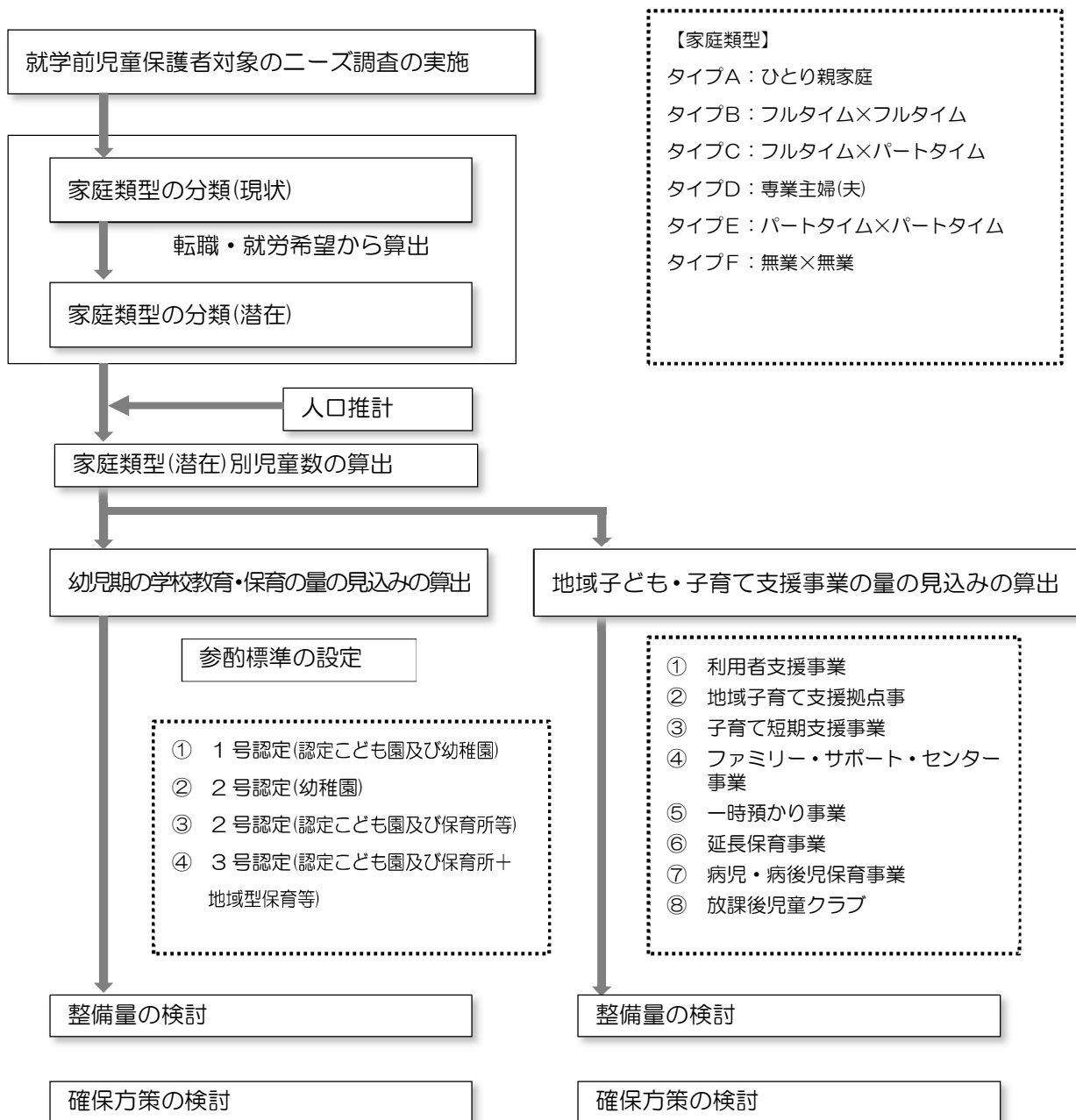
認定区分	子どもの年齢	保育の必要性	概要
1号	3歳から5歳	なし	子どもが満3歳以上で、新制度の教育施設の利用を希望
2号	3歳から5歳	あり	子どもが満3歳以上で、市から保育の必要性があるという認定を受け、新制度の保育施設の利用を希望
3号	0歳から2歳	あり	子どもが満3歳未満で、市から保育の必要性があるという認定を受け、新制度の保育施設の利用を希望

② 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

就学前児童を持つ世帯を対象とする「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」で、保護者の就労状況や就労意向と、各施設への利用希望から量の見込み（施設・事業の必要利用定員総数）を推計し、計画期間の量の見込み（目標事業量）として設定しました。

市内5つの提供区域ごとに、量の見込み（目標事業量）に対応できるように、計画期間における必要利用定員総数を確保するための方策と実施時期を設定します。

図表 4-3-7 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の見込量算出の手順



第4章 具体的な施策

状況	●平成30年度（2018年度）実績 (単位：人)																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">1号</th> <th rowspan="2">2号</th> <th colspan="2">3号</th> </tr> <tr> <th>1-2歳</th> <th>0歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>量の見込み (a)</td> <td>5,526</td> <td>2,473</td> <td>1,560</td> <td>313</td> </tr> <tr> <td>確保方策 (b)</td> <td>6,735</td> <td>2,578</td> <td>1,381</td> <td>371</td> </tr> <tr> <td>過不足 (c=b-a)</td> <td>1,209</td> <td>105</td> <td>△179</td> <td>58</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2号（教育利用）は1号に含めています。</p>		1号	2号	3号		1-2歳	0歳	量の見込み (a)	5,526	2,473	1,560	313	確保方策 (b)	6,735	2,578	1,381	371	過不足 (c=b-a)	1,209	105	△179
	1号				2号	3号																
		1-2歳	0歳																			
量の見込み (a)	5,526	2,473	1,560	313																		
確保方策 (b)	6,735	2,578	1,381	371																		
過不足 (c=b-a)	1,209	105	△179	58																		
	●3号認定（3歳未満児）の保育利用率（平成30年度（2018年度）） 22.7%																					
量の見込み （目標事業量）	●計画最終年度で、認定区分別の目標事業量は、1号認定が4,293人、2号認定が2,520人、3号認定が2,195人と設定しました。																					
	●3号認定の保育利用率の目標値を以下のとおり設定しました。																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育利用率目標</td> <td>28.2%</td> <td>29.5%</td> <td>31.0%</td> <td>32.4%</td> <td>33.7%</td> </tr> </tbody> </table>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	保育利用率目標	28.2%	29.5%	31.0%	32.4%	33.7%									
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																	
保育利用率目標	28.2%	29.5%	31.0%	32.4%	33.7%																	

ア 全市域

	令和2年度（2020年度）					令和3年度（2021年度）				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育利用	保育利用	1-2歳	0歳		教育利用	保育利用	1-2歳	0歳
量の見込み ① (人)	4,780	336	2,489	1,641	339	4,406	506	2,498	1,682	352
確保方策 合計 ② (人)		6,146	2,875	1,634	412		6,010	2,966	1,766	425
特定教育・保育施設		3,291	2,780	1,388	379		3,575	2,856	1,434	377
確認を受けない幼稚園		2,855					2,435			
特定地域型保育事業				87	13				143	23
認可外保育施設			0	0	0			0	0	0
企業主導型保育事業ほか			95	159	20			110	189	25
過不足 ②-① (人)		1,030	386	△7	73		1,098	468	84	73



事業の方向性 (確保方策 の考え方)	<ul style="list-style-type: none"> ●少子化が進む中、3号認定子どもの量の見込みが、依然として高くなることが予想されるため、利用定員の適正化に努めながら、認定こども園への移行や既存施設の定員拡充を進めるとともに、特に待機児童が多い地域においては、小規模保育事業所や分園を新たに設置し、早期の待機児童の解消を図ります。 ●大規模開発等により急激に量の見込みが増加する場合や、他区域への流入が大きくなる見込まれる場合には、区域を越えた確保方策を講じて効果的・効率的な運用を図ります。 ●保育所や認定こども園等だけでなく、企業主導型保育事業の地域枠や幼稚園で行う一時預かり事業(幼稚園Ⅱ型)、長時間預かり保育等様々な保育資源を活用します。 ●児童の処遇や施設運営の安定化を図ります。また、教育・保育を支える職員の待遇改善や資質向上に努めます。 ●「子育て安心プラン」など国の補助金等を活用した施設整備を行い、定員増や安全確保に努めます。
--------------------------	---

令和4年度(2022年度)					令和5年度(2023年度)					令和6年度(2024年度)				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳
4,031	674	2,504	1,723	364	3,658	841	2,513	1,764	378	3,285	1,008	2,520	1,804	391
	5,932	2,920	1,820	443		5,882	2,956	1,875	452		5,882	2,971	1,902	458
	3,497	2,865	1,480	395		3,597	2,901	1,496	397		3,597	2,916	1,511	397
	2,435					2,285					2,285			
			153	23				180	30				192	36
		0	0	0			0	0	0			0	0	0
		55	187	25			55	199	25			55	199	25
	1,227	416	97	79		1,383	443	111	74		1,589	451	98	67

第4章 具体的な施策

イ 追浜・田浦行政センター区域

	令和2年度（2020年度）					令和3年度（2021年度）				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳
量の見込み ①（人）	547	30	411	247	49	516	45	415	243	49
確保方策 合計 ②（人）		748	469	273	77		739	474	273	77
特定教育・保育施設		153	452	205	62		144	457	205	62
確認を受けない幼稚園		595					595			
特定地域型保育事業				34	6				34	6
認可外保育施設			0	0	0			0	0	0
企業主導型保育事業ほか			17	34	9			17	34	9
過不足 ②-①（人）		171	58	26	28		178	59	30	28

ウ 本庁・逸見行政センター区域

	令和2年度（2020年度）					令和3年度（2021年度）				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳
量の見込み ①（人）	733	70	440	279	55	677	106	459	294	60
確保方策 合計 ②（人）		1,075	498	306	89		1,083	499	309	79
特定教育・保育施設		765	485	280	83		773	486	278	72
確認を受けない幼稚園		310					310			
特定地域型保育事業				0	0				5	1
認可外保育施設			0	0	0			0	0	0
企業主導型保育事業ほか			13	26	6			13	26	6
過不足 ②-①（人）		272	58	27	34		300	40	15	19

エ 衣笠・西行政センター区域

	令和2年度（2020年度）					令和3年度（2021年度）				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳
量の見込み ①（人）	1,205	88	658	437	82	1,137	133	639	443	85
確保方策 合計 ②（人）		1,295	786	399	98		1,302	792	445	107
特定教育・保育施設		1,085	741	362	96		1,092	732	362	97
確認を受けない幼稚園		210					210			
特定地域型保育事業				11	2				27	5
認可外保育施設			0	0	0			0	0	0
企業主導型保育事業ほか			45	26	0			60	56	5
過不足 ②-①（人）		2	128	△38	16		32	153	2	22

第4章 具体的な施策

令和4年度(2022年度)					令和5年度(2023年度)					令和6年度(2024年度)				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳
484	60	418	239	48	453	74	422	235	48	422	89	426	231	47
	739	474	273	77		739	474	276	77		739	474	276	77
	144	457	205	62		144	457	205	62		144	457	205	62
	595					595					595			
			34	6				37	6				37	6
		0	0	0			0	0	0			0	0	0
		17	34	9			17	34	9			17	34	9
	195	56	34	29		212	52	41	29		228	48	45	30

令和4年度(2022年度)					令和5年度(2023年度)					令和6年度(2024年度)				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳
620	141	479	308	65	564	176	498	323	70	508	211	517	337	76
	1,042	491	297	93		1,042	499	326	95		1,042	517	337	94
	732	478	266	86		882	486	267	85		882	504	278	84
	310					160					160			
			5	1				21	4				21	4
		0	0	0			0	0	0			0	0	0
		13	26	6			13	38	6			13	38	6
	281	12	△11	28		302	1	3	25		323	0	0	18

令和4年度(2022年度)					令和5年度(2023年度)					令和6年度(2024年度)				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳
1,070	177	619	449	89	1,003	221	600	454	93	936	265	580	460	97
	1,306	744	449	109		1,256	772	461	111		1,256	770	462	112
	1,096	729	368	99		1,046	757	380	101		1,046	755	381	102
	210					210					210			
			27	5				27	5				27	5
		0	0	0			0	0	0			0	0	0
		15	54	5			15	54	5			15	54	5
	59	125	0	20		32	172	7	18		55	190	2	15

第4章 具体的な施策

オ 大津・浦賀行政センター区域

	令和2年度（2020年度）					令和3年度（2021年度）				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育利用	保育利用	1-2歳	0歳		教育利用	保育利用	1-2歳	0歳
量の見込み ① (人)	846	78	444	298	63	793	117	449	315	68
確保方策 合計 ② (人)		1,352	522	274	64		1,222	538	315	71
特定教育・保育施設		897	516	225	59		977	532	235	60
確認を受けない幼稚園		455					245			
特定地域型保育事業				9	2				40	8
認可外保育施設			0	0	0			0	0	0
企業主導型保育事業ほか			6	40	3			6	40	3
過不足 ②-① (人)		428	78	△24	1		312	89	0	3

カ 久里浜・北下浦行政センター区域

	令和2年度（2020年度）					令和3年度（2021年度）				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育利用	保育利用	1-2歳	0歳		教育利用	保育利用	1-2歳	0歳
量の見込み ① (人)	1,449	70	536	380	90	1,283	105	536	387	90
確保方策 合計 ② (人)		1,676	600	382	84		1,664	663	424	91
特定教育・保育施設		391	586	316	79		589	649	354	86
確認を受けない幼稚園		1,285					1,075			
特定地域型保育事業				33	3				37	3
認可外保育施設			0	0	0			0	0	0
企業主導型保育事業ほか			14	33	2			14	33	2
過不足 ②-① (人)		157	64	2	△6		276	127	37	1

第4章 具体的な施策

令和4年度(2022年度)					令和5年度(2023年度)					令和6年度(2024年度)				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳
740	156	453	332	72	688	195	458	350	76	635	234	463	367	80
	1,178	564	374	73		1,178	565	384	78		1,178	565	398	84
	933	558	284	62		933	559	286	63		933	559	288	63
	245					245					245			
			50	8				58	12				70	18
		0	0	0			0	0	0			0	0	0
		6	40	3			6	40	3			6	40	3
	282	111	42	1		295	107	34	2		309	102	31	4

令和4年度(2022年度)					令和5年度(2023年度)					令和6年度(2024年度)				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳		教育 利用	保育 利用	1-2 歳	0歳
1,117	140	535	395	90	950	175	535	402	91	784	209	534	409	91
	1,667	647	427	91		1,667	646	428	91		1,667	645	429	91
	592	643	357	86		592	642	358	86		592	641	359	86
	1,075					1,075					1,075			
			37	3				37	3				37	3
		0	0	0			0	0	0			0	0	0
		4	33	2			4	33	2			4	33	2
	410	112	32	1		542	111	26	0		674	111	20	0

第4章 具体的な施策

(3) 地域子ども・子育て支援事業

①-1 利用者支援事業（基本型・特定型）

事業の概要	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるような支援を実施します。 また、待機児童の解消を図るため、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるような支援を実施します。
現状	●平成30年度（2018年度）実績 1か所 ●はぐくみかん5階に担当職員を配置
提供区域	全市1区域
事業の方向性 （確保方策の考え方）	●引き続き、はぐくみかんや愛らんどを利用して、子ども・子育て支援に関する情報提供や相談支援等を行います。

単位：か所

区域	項目	平成30年度 (2018年度) 実績	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全域	量の見込み	5	2	2	2	2	2
	確保方策	1	2	2	2	2	2

①-2 利用者支援事業（母子保健型）

事業の概要	妊産婦の育児不安を解消するため、母子保健コーディネーターによる妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援（横須賀版ネウボラ）を行います。
現状	●平成30年度（2018年度）実績 1か所 ●はぐくみかん5階に担当職員（母子保健コーディネーター）を配置
提供区域	全市1区域
事業の方向性 （確保方策の考え方）	●引き続き、母子保健コーディネーターによる各種相談や情報提供及び産後ケアの利用調整、事後フォロー等を行うとともに、庁内関係部局や関係機関との連携を図ります。

単位：か所

区域	項目	平成30年度 (2018年度) 実績	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全域	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1	1

② 地域子育て支援拠点事業（愛らんど）

事業の概要	子育て中の親子が気軽に集い、子育てについての不安や悩みを相談し、情報の提供を受けることのできる場を提供します。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●平成30年度（2018年度）実績 5か所 ●愛らんどよこすか、愛らんど追浜、愛らんどウェルシティ、愛らんど久里浜、愛らんど西で実施。（この他愛らんど田浦は親子サロンとして実施）
提供区域	5区域
事業の方向性 （確保方策の考え方）	<ul style="list-style-type: none"> ●愛らんど田浦及び大津・浦賀区域に子育てアドバイザーを配置するセンター型機能を持つ事業所の設置を目指します。 ●事業の担い手となる人材を確保・育成し、相談体制の充実を図ります。

単位：人日（上段）／か所（下段）

区 域	項 目	平成30年度 (2018年度) 実 績	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全域 (合計)	量の見込み	20,437	29,496	29,496	29,496	29,496	29,496
	確保方策	5	6	6	6	6	7
追浜 田浦	量の見込み	5,828	9,207	9,207	9,207	9,207	9,207
	確保方策	1	2	2	2	2	2
本庁 逸見	量の見込み	7,951	8,549	8,549	8,549	8,549	8,549
	確保方策	2	2	2	2	2	2
衣笠 西	量の見込み	1,912	2,267	2,267	2,267	2,267	2,267
	確保方策	1	1	1	1	1	1
大津 浦賀	量の見込み	192	3,571	3,571	3,571	3,571	3,571
	確保方策	0	0	0	0	0	1
久里浜 北下浦	量の見込み	4,554	5,902	5,902	5,902	5,902	5,902
	確保方策	1	1	1	1	1	1

第4章 具体的な施策

③ 妊婦健康診査

事業の概要	妊婦と赤ちゃんの健康を守るために、医療機関・助産所で行う健康診査費用の一部を助成する事業です。本市では、平成21年度から妊婦一人当たり最大で16回の妊婦健康診査の助成を行っています。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●妊婦1人当たり16回の助成。 ●平成30年度（2018年度）実績 対象者数 2,506人 健診延べ回数 29,213回
提供区域	全市1区域
事業の方向性 (確保方策の考え方)	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、妊婦健康診査の助成を行い、妊婦の健康管理の向上と経済的負担の軽減を図ります。 ●支援を要する妊婦を早期に発見して、医療機関等と連携し、必要時に保健師等による継続支援を行うことで、安心して子育てができる環境を整えます。

単位：人／回

区 域	項 目	平成30年度 (2018年度) 実 績	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全域	量の見込み 対象者数	2,506	2,426	2,378	2,338	2,319	2,299
	①健診延べ 回数	29,213	27,959	27,410	26,951	26,734	26,504
	②確保方策 延べ回数	29,213	27,959	27,410	26,951	26,734	26,504
	過不足 ②－①	0	0	0	0	0	0

④ こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

事業の概要	安心して子育てができるよう、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問して、養育環境等の把握を行うとともに、子育ての支援を行います。
現状	●平成30年度（2018年度）実績 家庭訪問数 2,345人
提供区域	全市1区域
事業の方向性 （確保方策の考え方）	●引き続き、助産師や保健師の専門職員が、乳児家庭への家庭訪問を行い、養育環境等を把握し、子育て支援に関する情報提供や育児不安の軽減を図ります。

単位：人

区 域	項 目	平成30年度 (2018年度) 実 績	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全域	①量の見込み	2,345	2,231	2,190	2,147	2,111	2,094
	②確保方策	2,345	2,231	2,190	2,147	2,111	2,094
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0

第4章 具体的な施策

⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

事業の概要	様々な要因で子育てが困難になっている家庭にヘルパーや助産師を派遣し、育児、家事の援助や育児に関する技術指導を行うことにより、子育ての負担の軽減や環境の改善を図る事業です。また、要保護児童の適切な保護や支援を行うために、子どもに関連する機関等で構成されるこども家庭地域対策ネットワーク会議を開催しています。
現状	●平成30年度（2018年度）実績 訪問家庭数 26人
提供区域	全市1区域
事業の方向性 （確保方策の考え方）	●引き続き養育支援が必要な家庭にヘルパーや助産師を派遣し、訪問援助を行うなど、子育ての負担軽減を図ります。

単位：人

区域	項目	平成30年度 (2018年度) 実績	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全域	①量の見込み	26	26	26	26	26	26
	②確保方策	26	26	26	26	26	26
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業の概要	保護者が病気や育児疲れ等により、子どもの養育が一時的に困難になった時に、児童養護施設等で子どもを預かります。
現状	●平成30年度（2018年度）実績 延べ利用日数 19人
提供区域	全市1区域
事業の方向性 （確保方策の考え方）	●引き続き事業を継続し、子育ての負担軽減を図ります。

単位：人日／箇所（施設）

区域	項目	平成30年度 (2018年度) 実績	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全域	①量の見込み 0歳から5歳児の延べ 利用日数	19	53	53	53	53	53
	②確保方策 0歳から5歳児の延べ 利用日数	19	53	53	53	53	53
	実施施設	2	2	2	2	2	2
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（就学後）

事業の概要	保育施設等への送迎、開始時間前・帰宅後の子どもの預かり等、子育ての援助を受けたい人と、援助したい人を結ぶ有償ボランティア制による会員組織事業です。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●平成30年度（2018年度）実績 <ul style="list-style-type: none"> ・会員数 3,263人 <ul style="list-style-type: none"> おまかせ会員 614人 よろしく会員 2,453人 どっちも会員 196人 ・年間延べ利用児童数（小学生） 771人
提供区域	全市1区域
事業の方向性 （確保方策の考え方）	<ul style="list-style-type: none"> ●おまかせ会員及びどっちも会員（支援会員）の募集を行い、会員数の拡充を図るとともに、事業内容の周知に努め、より利用しやすい事業を目指します。 ●おまかせ会員及びどっちも会員（支援会員）の資質向上を図るための研修会や会員同士の交流会を行い、事業の活性化を図ります。

単位：人日

区 域	項 目	平成30年度 (2018年度) 実 績	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全域	①量の見込み	774	893	959	1,029	1,106	1,187
	②確保方策	116,870	116,870	116,870	116,870	116,870	116,870
	過不足 ②-①	116,096	115,977	115,911	115,841	115,764	115,683

第4章 具体的な施策

⑧-1 一時預かり事業（在園児対象）

事業の概要	幼稚園の在園児を対象として保護者の就労、冠婚葬祭、リフレッシュ等の場合に、幼稚園の標準的な開園時間外に一時的に子どもの保育を行います。
現状	●平成30年度（2018年度）実績 公立幼稚園を除く全ての施設等で実施
提供区域	5区域
事業の方向性 （確保方策の考え方）	●在園児の世帯の様々なニーズに応えられるよう、在園児を対象とした一時預かり事業について、公立幼稚園を除く全施設で実施します。

単位：人日

区域	項目	平成30年度 (2018年度) 実績	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全域 (合計)	①量の見込み	82,677	92,682	98,130	103,899	110,006	116,473
	②確保方策	82,677	92,682	98,130	103,899	110,006	116,473
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0
追浜 田浦	①量の見込み	11,841	13,274	14,054	14,880	15,755	16,681
	②確保方策	11,841	13,274	14,054	14,880	15,755	16,681
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0
本庁 逸見	①量の見込み	13,932	15,618	16,536	17,508	18,537	19,627
	②確保方策	13,932	15,618	16,536	17,508	18,537	19,627
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0
衣笠 西	①量の見込み	12,422	13,925	14,744	15,611	16,528	17,500
	②確保方策	12,422	13,925	14,744	15,611	16,528	17,500
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0
大津 浦賀	①量の見込み	19,608	21,981	23,273	24,641	26,090	27,623
	②確保方策	19,608	21,981	23,273	24,641	26,090	27,623
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0
久里浜 北下浦	①量の見込み	24,874	27,884	29,523	31,259	33,096	35,042
	②確保方策	24,874	27,884	29,523	31,259	33,096	35,042
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0

⑧-2 一時預かり事業（在園児対象以外）

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者の断続的、非定型就労や病気等の緊急時、冠婚葬祭、リフレッシュ等の場合に、教育・保育施設等で一時的に子どもの保育を行います。 ●ファミリー・サポート・センター事業は、未就学児の一時預かりも実施しています。子育ての援助を受けたい人と援助したい人を結ぶ有償ボランティア制による会員組織事業です。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●一時預かり事業 平成30年度（2018年度）実績 市内8か所で実施 延べ利用児童数 5,983人 ●ファミリー・サポート・センター事業 平成30年度（2018年度）実績 <ul style="list-style-type: none"> ・会員数 3,263人 <ul style="list-style-type: none"> おまかせ会員 614人 よろしく会員 2,453人 どっちも会員 196人 ・年間延べ利用児童数（就学前児童） 1,569人
提供区域	5区域
事業の方向性 （確保方策の考え方）	<ul style="list-style-type: none"> ●教育・保育施設等と連携して各提供区域において、最低1か所以上の設置を目指します。また、民間団体、認可外保育施設、企業主導型保育事業所等と連携した一時預かり事業の実施に向けた支援を図ります。 令和元年度 8か所 → 令和6年度 14か所 ●ファミリー・サポート・センター事業において、おまかせ会員及びどっちも会員（支援会員）の募集を行い、会員数の拡充を図るとともに、事業内容の周知に努め、より利用しやすい事業を目指します。また、おまかせ会員及びどっちも会員（支援会員）の資質向上を図るための研修会や会員同士の交流会を行い、事業の活性化を図ります。

単位：人日

区域	項目	平成30年度 (2018年度) 実績	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全域 (合計)	①量の見込み	5,983	7,607	7,856	8,115	8,380	8,655
	②確保方策	137,740	142,740	142,740	147,740	152,740	152,740
	一時預かり	20,000	25,000	25,000	30,000	35,000	35,000
	ファミリー・サポート・センター	117,740	117,740	117,740	117,740	117,740	117,740
	過不足 ②-①	131,757	135,133	134,884	139,625	144,360	144,085

第4章 具体的な施策

区 域	項 目	平成30年度 (2018年度) 実 績	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
追浜 田浦	①量の見込み	1,282	1,368	1,412	1,459	1,507	1,556
	②確保方策	13,230	15,730	15,730	15,730	15,730	15,730
	一時預かり	2,500	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	ファミリー・ サポート・センター	10,730	10,730	10,730	10,730	10,730	10,730
	過不足 ②-①	11,948	14,362	14,318	14,271	14,223	14,174
本庁 逸見	①量の見込み	3,631	3,873	4,000	4,132	4,267	4,407
	②確保方策	67,420	67,420	67,420	64,920	67,420	67,420
	一時預かり	10,000	10,000	10,000	7,500	10,000	10,000
	ファミリー・ サポート・センター	57,420	57,420	57,420	57,420	57,420	57,420
	過不足 ②-①	63,789	63,547	63,420	60,788	63,153	63,013
衣笠 西	①量の見込み	463	494	510	527	544	562
	②確保方策	17,760	17,760	17,760	20,260	20,260	20,260
	一時預かり	5,000	5,000	5,000	7,500	7,500	7,500
	ファミリー・ サポート・センター	12,760	12,760	12,760	12,760	12,760	12,760
	過不足 ②-①	17,297	17,266	17,250	19,733	19,716	19,698
大津 浦賀	①量の見込み	0	1,225	1,265	1,306	1,349	1,393
	②確保方策	14,210	16,710	16,710	16,710	19,210	19,210
	一時預かり	0	2,500	2,500	2,500	5,000	5,000
	ファミリー・ サポート・センター	14,210	14,210	14,210	14,210	14,210	14,210
	過不足 ②-①	14,210	15,485	15,445	15,404	17,861	17,817
久里浜 北下浦	①量の見込み	607	647	669	691	713	737
	②確保方策	25,120	25,120	25,120	30,120	30,120	30,120
	一時預かり	2,500	2,500	2,500	7,500	7,500	7,500
	ファミリー・ サポート・センター	22,620	22,620	22,620	22,620	22,620	22,620
	過不足 ②-①	24,513	24,473	24,451	29,429	29,407	29,383

⑨ 延長保育事業

事業の概要	就労時間の多様化による保育ニーズに対応するため、保育所等を利用している子どもについて、通常の利用時間以外に保育を実施する事業です。
現状	●平成30年度（2018年度）実績 全ての施設等で実施 年間利用児童数 2,367人
提供区域	5区域
事業の方向性 (確保方策の考え方)	●認定こども園、保育所、地域型保育事業所全施設において、延長保育事業を実施します。

単位：人

区域	項目	平成30年度 (2018年度) 実績	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全域 (合計)	①量の見込み	2,367	2,544	2,629	2,717	2,805	2,893
	②確保方策	2,367	2,544	2,629	2,717	2,805	2,893
	か所	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0
追浜 田浦	①量の見込み	422	411	405	399	393	388
	②確保方策	422	411	405	399	393	388
	か所	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0
本庁 逸見	①量の見込み	505	556	581	607	632	657
	②確保方策	505	556	581	607	632	657
	か所	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0
衣笠 西	①量の見込み	566	596	610	625	640	655
	②確保方策	566	596	610	625	640	655
	か所	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0
大津 浦賀	①量の見込み	394	405	410	415	421	426
	②確保方策	394	405	410	415	421	426
	か所	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0
久里浜 北下浦	①量の見込み	480	576	623	671	719	767
	②確保方策	480	576	623	671	719	767
	か所	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0

第4章 具体的な施策

⑩ 病児・病後児保育事業

事業の概要	保護者の都合により一時的に家庭で保育できない病気や病気回復期の子どもを預かる事業です。本市では、病児・病後児保育センター（横須賀市立うわまち病院内）で実施しています。
現状	●平成30年度（2018年度）実績 横須賀市立うわまち病院内で実施 年間延べ利用児童数 264人
提供区域	全市1区域
事業の方向性 （確保方策の考え方）	●横須賀市立うわまち病院内の病児・病後児保育センターに加え、（仮称）中央こども園と西地区の市内3か所の実施を目指します。 ●稼働率の向上等、利用しやすい環境づくりを目指します。

単位：人日

区 域	項 目	平成30年度 (2018年度) 実 績	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全域	①量の見込み	264	2,639	2,639	2,639	2,639	2,639
	②確保方策	1,450	1,450	1,450	4,350	4,350	4,350
	過不足 ②-①	1,186	△1,189	△1,189	1,711	1,711	1,711

⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

事業の概要	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供します。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●平成30年度（2018年度）実績 申込児童数 1,931人 利用定員 67か所 2,243人 （うち放課後子ども教室との一体型 1か所） 小学校内で運営のクラブ数 25か所
提供区域	10区域（行政センター）
事業の方向性 （確保方策の考え方）	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後児童クラブが不足している地域について、クラブ数の増加を目指します。また、放課後児童クラブのない小学校区内の小学校に公設のクラブを設置します。 ●小学校内で運営できるクラブ数の増加を目指します。 （25か所→30か所） ●一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の設置を目指します。 （1か所→2か所以上） ●放課後児童クラブに対する助成制度の充実を図り、運営の安定化や利用料の低減に努めるとともに、保護者の就労状況に応じた利用が可能なクラブの実現を目指します。 ●放課後児童支援員等の研修を充実し、子どもの接し方や指導についての知識と技術向上を図ります。 ●放課後児童クラブの運営に携わる関係者の負担を軽減するため、クラブの法人化を支援するとともに、地域の学校法人や社会福祉法人等の参入を促進します。

単位：人／か所（クラブ数）

区域	項目	平成30年度 (2018年度) 実績	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全域 (合計)	①量の見込み	1,931	2,033	2,078	2,126	2,170	2,215
	②確保方策	2,243	2,522	2,597	2,597	2,597	2,842
	放課後児童 クラブ数	67	74	76	76	76	83
	過不足 ②-①	312	489	519	471	427	627
追浜	①量の見込み	255	275	285	295	305	315
	②確保方策	282	328	363	363	363	398
	放課後児童 クラブ数	8	10	11	11	11	12
	過不足 ②-①	27	53	78	68	58	83
田浦	①量の見込み	117	120	122	124	126	128
	②確保方策	154	154	154	154	154	154
	放課後児童 クラブ数	4	4	4	4	4	4
	過不足 ②-①	37	34	32	30	28	26

第4章 具体的な施策

区 域	項 目	平成30年度 (2018年度) 実 績	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
逸見	①量の見込み	0	16	18	21	24	27
	②確保方策	0	35	35	35	35	35
	放課後児童 クラブ数	0	1	1	1	1	1
	過不足 ②-①	0	19	17	14	11	8
本庁	①量の見込み	313	322	327	332	336	341
	②確保方策	358	397	397	397	397	432
	放課後児童 クラブ数	12	13	13	13	13	14
	過不足 ②-①	45	75	70	65	61	91
衣笠	①量の見込み	252	260	263	267	271	274
	②確保方策	295	340	340	340	340	375
	放課後児童 クラブ数	9	10	10	10	10	11
	過不足 ②-①	43	80	77	73	69	101
西	①量の見込み	163	176	184	191	197	204
	②確保方策	218	224	224	224	224	259
	放課後児童 クラブ数	6	6	6	6	6	7
	過不足 ②-①	55	48	40	33	27	55
大津	①量の見込み	308	317	322	327	331	335
	②確保方策	334	397	397	397	397	397
	放課後児童 クラブ数	11	12	12	12	12	12
	過不足 ②-①	26	80	75	70	66	62
浦賀	①量の見込み	132	138	140	143	146	149
	②確保方策	143	143	143	143	143	213
	放課後児童 クラブ数	4	4	4	4	4	6
	過不足 ②-①	11	5	3	0	△3	64
久里浜	①量の見込み	260	274	280	287	293	300
	②確保方策	270	279	319	319	319	354
	放課後児童 クラブ数	8	8	9	9	9	10
	過不足 ②-①	10	5	39	32	26	54
北下浦	①量の見込み	131	135	137	139	141	142
	②確保方策	189	225	225	225	225	225
	放課後児童 クラブ数	5	6	6	6	6	6
	過不足 ②-①	58	90	88	86	84	83

(4) 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟な子どもの受け入れが可能であるだけでなく、一時預かり事業、相談、情報提供等地域の子育て支援のニーズを汲み取っていく施設であり、子育てに対する様々な不安や負担を軽減することが可能です。

認定こども園は、子ども・子育て支援新制度がスタートした平成27年度に幼保連携型認定こども園が創設され、本市では、その普及に関して支援を進めてきました。

図表 4-3-8 認定こども園の移行状況

区 分	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
幼稚園型	0 か所	0 か所	2 か所	2 か所	6 か所	9 か所
幼保連携型	0 か所	3 か所	5 か所	9 か所	9 か所	11 か所
計	0 か所	3 か所	7 か所	11 か所	15 か所	20 か所

また、平成30年度に実施したアンケート調査では、「平日の定期的な教育・保育事業の利用状況」として18.5%が実際に認定こども園を利用しているとの調査結果に対し、利用を希望したいとの回答が36.1%あり、子育てで家庭における認定こども園への期待が大きいことが分かります。

これまでも本市では、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供と、地域の子育て支援の充実を推進するための重要施策として認定こども園の普及に努めてまいりましたが、本プランにおいても、各施設の意向を汲み取り、認定こども園の普及に向けた支援を図ります。

なお、認定こども園の普及にあたっては、私立幼稚園及び私立保育所の意向を積極的に支援するとともに、「横須賀市公立保育園再編実施計画」に位置づけられた公立保育所の認定こども園への移行も進めます。

本プラン期間内における認定こども園の設置数は次表のとおり、令和6年度には31か所の設置を目指します。

図表 4-3-9 認定こども園の目標設置数

区 分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
幼稚園型	10か所	10か所	8か所	7か所	7か所
幼保連携型	12か所	16か所	21か所	24か所	24か所
計	22か所	26か所	29か所	31か所	31か所

※意向調査（令和元年度）を基に作成

第4章 具体的な施策

(5) 学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割及びその推進方策

乳幼児期が生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、このような時期に、学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業が子どもやその家庭に与える影響は決して小さくありません。

そのため、本市において、質の高い教育・保育等の提供を目指す子ども・子育て支援新制度の総合的かつ効率的な推進を図るための取り組みを継続していくとともに、更なる事業の充実に向けた取り組みの検討を行います。

また、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が、これまで以上に子どもや子育て世帯から快適に利用してもらえるためには、市と事業者との連携及び協力が不可欠です。

子どもの処遇改善、職員の資質向上及び待遇改善等については、子ども・子育て支援新制度施行前より進めています。平成28年度からは神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の共同事業として「子育て支援員研修」を、平成29年度からは教育・保育施設や放課後児童クラブ等について、新たなリーダー的な役割を担う職員のキャリアアップを図るための研修制度が創設され、リーダー的な役割を担う職員に対しては、国の賃金改善に加え、市独自で賃金改善を行うなど、職員の待遇改善に努めています。

今後も引き続き、子どもの処遇改善や職員の資質向上、待遇改善を行い、より使いやすい事業の提供を図ってまいります。その際には、市と事業者や従事職員等と情報交換などを行いながら、適切な事業の支援及び運営を図ります。

また、幼児期の学校教育・保育のうち教育・保育施設と地域型保育事業者との連携・接続については、子どもの連続した育ちを保障し、子育て世帯が不安なく教育・保育を受けることができるよう、公立保育所等を活用するなど、地域型保育事業の連携施設の確保を積極的に支援します。

(6) 学校教育・保育と小学校等との連携の推進方策

子どもは、成長過程において、多くの人や環境との出会いを通して人格形成を築いていくため、様々な環境における遊びや学びなどの連続性と発達への継続した支援が確保されなければなりません。

そのため、子ども一人一人の個性や育ちを大切に、小学校生活を送ることができるよう、幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との交流事業や情報交換会等を実施するとともに、幼稚園幼児指導要録や保育所児童要録などにより子どもが培ってきた生活実態を共有します。

また、幼保小それぞれの理解を深めるための研修会や講演会等を開催します。

(7) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の考え方

子ども・子育て支援法の改正により、施設等利用給付制度が創設され、令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化に関して、対象者や対象事業が大幅に広がりました。

施設等利用給付費の支給（保育料の無償化）については、様々な給付方法が考えられますが、できる限り効率的・効果的な方法により、子育て世帯及び事業者が、無償化の効果を実感できるよう進めます。

(8) 児童虐待対策及び社会的養護体制の充実

①これまでの経過

ア) 当初計画の策定（平成27年2月）

本市は国が平成23年7月に示した「社会的養護の課題と将来像」を踏まえ、平成27年2月に、平成27年度～令和11年度を計画期間とする「横須賀市社会的養護推進計画」を策定しました。

「横須賀市社会的養護推進計画」では、里親・ファミリーホームへの委託率（以下「里親等委託率」）の目標について、代替養育を必要とする子ども全体の1/3とした上で、施設養護から家庭的環境での養育を主にした体制に転換させるため、施設の小規模化・地域分散化を推進し、併せて里親やファミリーホームによる養育（家庭養護）を推進すること、さらには社会的養護を市民全体で担っていく風土を醸成していくことを目標とし、取り組んできました。

イ) 児童福祉法等の改正

一方、平成28年の児童福祉法の改正では、昭和22年の制定時から見直されてこなかった理念規定が改正されるなど児童福祉法が抜本的に改正され、「子どもが権利の主体」、「子どもの最善の利益の実現」、「家庭養育優先」が明記されました。

また、平成29年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の改正では、在宅での養育環境改善のため、保護者に対する指導への司法関与や、家庭裁判所による一時保護の審査の導入等、司法の関与の強化などが図られました。

ウ) 国が示す方向性

この改正に基づき、平成29年8月に国が示した「新しい社会的養育ビジョン」では、

- ・子ども家庭支援の体制の構築、児童相談所改革等及び一時保護改革
- ・里親への包括的支援体制の在り方としてのフォスターリング機関事業の構築
- ・乳児院、児童養護施設等の施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化
- ・パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進と養親や子どもへの支援、子どもの自立支援

など平成28年改正児童福祉法の理念等を具体化するとともに実現に向けた改革の行程が示されました。

また、数値目標として、里親等委託率については、「概ね7年以内（3歳未満は概ね5年以内）に乳幼児の里親等委託率を75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」とする高い目標が示されました。

これらの理念や方向性の実現に向け、既存の計画の全面的見直しにあたり、国は平成30年7月に「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を示しました。この策定要領では、地域の実情を踏まえつつも児童福祉法の理念や国における目標を念頭に置き、具体的な数値目標と達成期限を設定し、取り組みを強化することとしています。

エ) 横須賀市社会的“養育”推進計画の策定

本市においては、「横須賀市社会的養護推進計画」の中期計画（令和2年度～令和6年度）、後期計画（令和7年度～令和11年度）として、改定版を作成しました。

策定にあたっては、社会の介入ニーズの度合いが大きい子どもに限らず、子ども家

第4章 具体的な施策

庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実がより求められていることから、国同様に名称を「横須賀市社会的“養育”推進計画」に変更しています。

また、当事者の声を反映させるため、施設や里親・ファミリーホームで生活をしている子どもと、児童養護施設、里親・ファミリーホームで生活したことがある者にアンケートを行い、生活の状況等を把握しました。

②横須賀市社会的養育推進計画の目標値

家庭養育優先の一つである里親・ファミリーホームへの委託の推進について、改正児童福祉法の趣旨は理解するものの、過度に施設を小規模化させると、今まで培ってきた施設の組織力と専門性が弱まるのが懸念されます。また、従来の周知・啓発では里親の登録数がなかなか増えないという課題もあります。さらに、代替養育を必要とする子どもの中で、病虚弱等児童または特別な支援を要する子どもは決して少なくありません。

このことから、委託先を検討するにあたっては、子ども一人一人の特性を十分に見極めることが最も重要であり、現実を見据えた本市の里親等委託率について、計画期間終了となる令和11年度の目標を45%と決めました。

しかしながら、従来20%前後で推移してきた里親等委託率を2倍以上引き上げることは、大いなる工夫と努力が必要となります。目標を達成するため、里親会等と連携し、里親制度の広報啓発活動を積極的に取り組んでいきます。

また、社会的養護の中心を担ってきた施設の小規模化・機能転換を行うとしても、施設側の理解と連携が大変重要となります。

本市としては、横須賀市社会的養育推進計画に基づき、各種施策を推進するところではありますが、施設、里親、行政の各部門等の関係者がしっかりと連携して行くことが必要となります。仮にも、連携が十分でなく、どこかに無理が生じると「子どもの最善の利益の実現」が後退することになりかねません。

そのため、横須賀市社会的養育推進計画の各取り組みの実施にあたっては、国や県内の児童相談所設置県の動向等を踏まえつつ、必要に応じて計画の見直しを含めて、柔軟に対応していくことが必要であると考えています。

③社会的養育の方向性

ア) 里親等委託の方向性

里親登録数を増やすための啓発については、従来から行っている周知等では、大幅な増加は難しいと考えています。横須賀市社会的養育推進計画の策定を大きな転機と捉えて、様々な団体や個人に対して重層的な啓発を行い、里親に対する支援については、現在の里親からも強く求められていることから、里親養育包括支援（フォスタリング）業務の児童養護施設等への委託等が必要となります。

今後は今まで以上に、市と里親会と児童養護施設等が相互に協力のもと、里親全般への取り組みの強化を図ります。

イ) 児童養護施設等の方向性

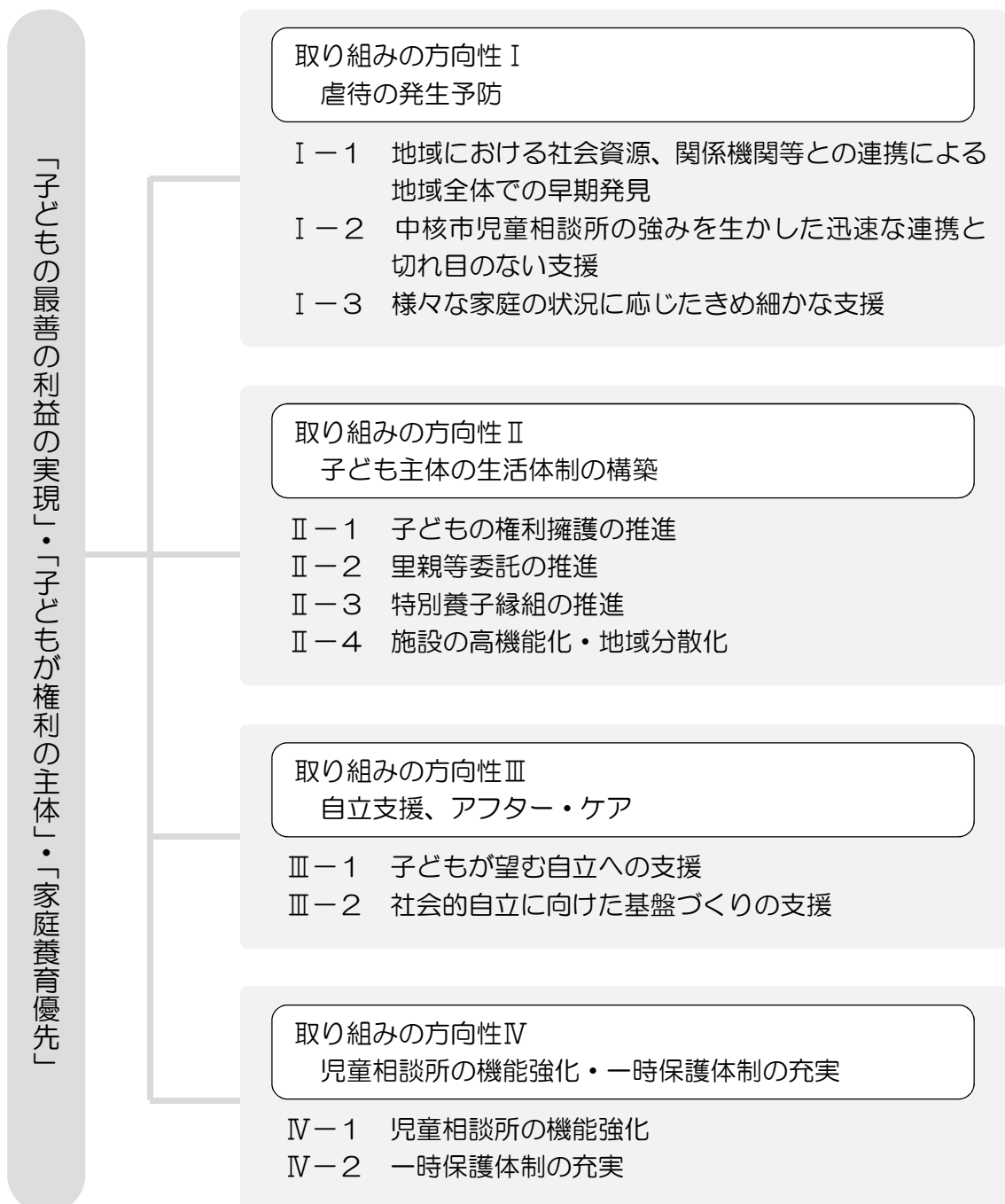
児童養護施設等については、独自で福祉型障害児入所施設を有していない本市において、特別な支援を要する子どもが多く、また、虐待等により行動上や心理的問題を抱える子どもがいることから、早急な小規模化は困難ですが、横須賀市社会的養育推進計画の基本的理念の一つである「家庭養育優先」を推進するため、施設での養育を受ける子どもはある程度減少していくことが予想されます。

これからの児童養護施設等には今まで以上に幅広い社会的養育の領域での活躍をしてもらいたく、児童指導員、保育士、看護師、心理療法担当職員、栄養士等の多職種連携による専門性を発揮し、ケアニーズの高い子どもへの支援の担い手となるとともに、里親養育包括支援（フォスタリング）業務の実施や地域分散化の方向となるファミリーホームの設置検討等を進めます。

④社会的養育推進に向けた取り組み

改正児童福祉法の3つの基本理念「子どもが権利の主体」、「子どもの最善の利益の実現」、「家庭養育優先」のもと、児童虐待予防対策から自立支援まで、地域に根付いた切れ目ない支援を行います。

子どもの支援の段階ごとに具体的な取り組みを定め、着実な実施を図ります。



第4章 具体的な施策

取り組みの方向性Ⅰ 虐待の発生予防

児童福祉法の改正により、「家庭での養育」が原則であることが明記され、子どもへの支援はもとより、社会が子どもの養育に対して保護者とともに責任を持ち、家庭を支援しなければならないことが裏付けられました。

児童虐待対応件数が増加している中で、家庭での養育を継続するため、地域における社会資源・関係機関等と連携し、また、子どもに係る関係部局のより一層の連携・切れ目ない支援とともに、福祉担当部局や教育委員会等と、更なる連携を図ることで、本市全体で虐待の発生予防に取り組みます。

Ⅰ-1 地域における社会資源、関係機関等との連携による地域全体での早期発見

町内会単位、行政センター単位等、様々な地域単位での見守り活動での気づきや関係機関が把握している支援ニーズは、虐待予防にとって大変貴重なものです。

子どもへの必要な支援の漏れを無くすため、地域の社会資源、関係機関等と連携を図り、虐待が疑われる家庭の早期発見に努めます。

また、虐待防止のための広報・啓発活動を継続的に実施します。

●主な取り組み

児童虐待防止協力体制の整備	児童相談所が中心となり、保健・福祉・医療関係者、民生委員・児童委員、主任児童委員等との協力体制を構築し、連絡会や研修会を開催することにより、虐待防止の推進を図ります。
横須賀市こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催	児童の福祉に関する活動を行っている者の地域や経験を活用して、支援を必要とする子どもや保護を必要とする子どもへの具体的な対応方針を決めていきます。
児童虐待防止推進月間への取り組み	毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心を喚起するための広報・啓発活動を行います。

Ⅰ-2 中核市児童相談所の強みを生かした迅速な連携と切れ目のない支援

本市は全国に先駆けて児童相談所を設置した中核市であり、市全域を一つの児童相談所で対応していること、また、児童相談所、こども青少年支援課(要支援児童担当)、こども健康課(母子保健担当)が同じ「はぐくみかん」内にある強みを生かし、迅速な連携と切れ目のない支援を実施します。

●主な取り組み

要支援家庭に対する支援の連携	児童相談所と、こども青少年支援課、こども健康課、教育委員会支援教育課がこども家庭地域対策ネットワーク会議の分科会で、要支援家庭の近況や支援状況について情報共有や進行管理を定期的に行い、連携して個別の状況に応じた適切な支援を行います。
妊娠・出産期からの連携	妊娠期から出産・子育て期にかけて包括的で切れ目のない支援を行い、個別ケアが必要と思われる世帯に対しては、必要な支援に繋がります。
未就園児世帯等への訪問からの連携	子どもの安全が確認できない世帯に家庭訪問を行い、養育環境等に問題がある世帯に対しては、迅速に支援方針を決定します。

I-3 様々な家庭の状況に応じたきめ細やかな支援

支援を要しない家庭から、見守りを要する家庭、さらに積極的な支援を要する家庭まで様々な状況に関わり、また、DV（ドメスティック・バイオレンス）の家庭環境を把握することで、より重篤とならないようきめ細やかな支援を行っていきます。

また、虐待に繋がると思われる家庭状況として、「経済的な困難」と「不安定な就労」が高い割合を示すと言われていることから、子どもの貧困対策は、虐待の発生予防の一部であるとの認識を持ち、支援に取り組みます。

●主な取り組み

子育てホットラインの設置	子育てに関する悩みや相談について、24時間365日いつでも対応ができる体制を整備します。
専門職員による相談体制	保健師や心理士などの専門職員による各種相談を実施します。
一時的な養育支援（子育て短期支援事業（ショートステイ））	疾病や育児不安の家庭を支援するため、乳児院や児童養護施設において一時的な養育ができる環境を整備します。
育児支援を必要とする家庭への訪問	関係機関等において養育支援が必要と判断された家庭に対して、市が積極的に関与し、助産師やヘルパーが訪問支援します。
メンタルフレンドの派遣	引きこもり等の子どもに対して、年齢が近く児童福祉に熱意のある大学生等をその家庭に派遣して、子どもの健全な育成・支援を行います。
DV被害者支援	子どもの目の前でDVは、虐待になることから、DV相談窓口と児童相談所が密接に連携と情報共有を図り、個別の状況に応じた一体的な支援を行います。

第4章 具体的な施策

取り組みの方向性Ⅱ 子ども主体の生活体制の構築

代替養育や一時保護といった社会的養護を受けている状況であっても、「子どもが権利の主体」であることは揺るがないことであり、何より一番に考える必要があります。

「子どもが権利の主体」であることを、社会の誰もが認識する風土を醸成し、「子どもの最善の利益の実現」のために、子ども一人一人にとって最適な選択ができる環境を整えていきます。

Ⅱ-1 子どもの権利擁護の推進

すべての子どもは、年齢及び発達段階に応じて、意見が尊重され、最善の利益が優先され、心身ともに健やかに育成される権利があります。

子ども一人一人の健やかな成長、自由に意見を発表すること、集まってグループ活動をすることを保障するとともに、施設職員・養育者への権利擁護に関する研修を実施します。

また、支援にあたっては、外国籍、性的マイノリティといった子どもの多様性を理解し、尊重していきます。

●主な取り組み

「子どもの権利ノート」の配布	施設（里親等）に入所が決まった子ども全員に、自分に権利の主体があることなどを記した「子どもの権利ノート」を配布し、その理由をしっかりと説明します。
施設内への「意見箱」の設置	「意見箱」は、子どもが意見、権利を示すことができる重要なものである意識を持ち、設置を実施します。
施設内での「子ども会議」の推進	子ども自らが主体的に意見等を出し合い、取りまとめる「子ども会議」について、その意義等が着実に浸透するような取り組みを行います。
施設職員及び養育者への権利擁護に関する研修実施	施設職員や里親、ファミリーホームの養育者に対して、「子どもの権利」の徹底のための研修を市が主体となって開催します。

Ⅱ-2 里親等委託の推進

本市の里親等委託率は、平成29年度末において21.5%であり、全国平均の19.7%より高くなっています。しかし、本計画の目標値である45%を達成するためには、更なる取り組み全般の強化が必要です。

児童相談所に加えて、児童養護施設等が連携して、里親養育包括支援（フォスタリング）として、里親の登録数を増やすための啓発活動、里親登録数の増加による質の低下を招かないための研修、里親への長期にわたる支援を実施します。

また、専門職員の活用、里親会との連携により、里親への支援を充実させます。

●主な取り組み

里親登録数増加への新たな取り組み	市民フォーラムの開催、市内マスメディアでの周知、市内商業施設での啓発活動など今まで実施していない新たな取り組みを充実させます。
里親研修・里親訪問等の実施	児童相談所に加えて、児童養護施設等が連携して、里親向け研修や委託前後の里親への訪問等を実施し、里親を包括的に支援します。
専門職員による支援の充実	児童相談所の里親相談員や専門職員、児童養護施設等の里親支援専門相談員を活用して、里親への全般的な支援を充実します。
里親会との連携	里親会の活動を支援するとともに、「里母会」等と連携を図り、里親のより良い養育体制を築きます。

Ⅱ-3 特別養子縁組の推進

平成28年の児童福祉法の改正により、特別養子縁組は、永続的解決（パーマネンシー保障）の手段の一つとして位置付けられました。

本市では、平成27年度から行っている民間あっせん団体との協働による特別養子縁組の推進や、民間あっせん団体に登録している養親が、本市の子どもをできる限り新生児から養育して愛着関係の構築を図るといった取り組みを実施しています。

これらの特徴を生かして、今後も養子縁組里親の登録促進と併せて県内児童相談所と連携し、特別養子縁組の成立数の増加を目指します。

●主な取り組み

民間あっせん機関との協働	現在連携している4つのあっせん機関の特徴を踏まえ、安全なマッチングを図ります。
「思いがけない妊娠」への対応	「にんしんSOSカード」を市内医療機関等に配布し、特別養子縁組が選択肢の一つとなるよう、周知・啓発を行います。
養子縁組里親の周知	里親登録数増加の取り組みと併せて養子縁組里親の制度等の周知を図るとともに、登録数の増加を目指します。

Ⅱ-4 施設の高機能化・地域分散化

児童養護施設においては、引き続き社会的養護を必要とする子どもの支援全般に取り組んでもらうとともに、施設の地域分散化を検討します。

乳児院においては、乳児に特化している専門性のもと、乳児の一時保護や病虚弱等児童の対応全般など、乳児院にしか担えない業務の更なる高機能化を図ります。

第4章 具体的な施策

●主な取り組み

施設の機能強化	国の基準を上回る職員配置や職員の処遇改善、学習指導講師の派遣等、市独自の補助を実施します。
里親啓発・支援の実施	里親啓発や里親向け研修等の里親養育包括支援(フォスタリング)業務を実施します。また、施設の里親支援専門相談員を活用して、里親への全般的な支援を充実させます。
親子再構築への取り組み	家庭支援専門相談員を配置し、児童養護施設等の子どもの家庭復帰に向けた親子の再構築支援を実施します。
ファミリーホームの設置検討	施設の地域分散化を図るため、ファミリーホームの設置検討を行います。
施設、里親・ファミリーホーム退所者への自立支援	18歳を迎えて、施設や里親・ファミリーホームを退所した後の様々な相談や自立支援を担う「自立支援コーディネーター」を配置します。

取り組みの方向性Ⅲ 自立支援、アフター・ケア

社会的養護の子どもにとって「自立」は精神面・金銭面などにおいて、とてもハードルが高く、簡単には進まないことが多くあります。

また、当初は順調であった自立後の生活でも、些細なことでドロップアウトしてしまう場合があります。

子ども一人一人が望む自立ができる環境を整備し、自立後であっても、いつでも相談ができる場を整え、自立後の「安心」を確保します。

Ⅲ-1 子どもが望む自立への支援

大学等への進学については、希望と実績との差が出ています。また、就職先について、希望がかなわない現状もあります。

施設等を退所して自立をしなければならないタイミングで、次のステージが進学・就職に関わらず、子ども一人一人が希望する方向にたどり着けるよう支援します。

●主な取り組み

「地域の架け橋横須賀ステーション」の活用	社会的養護の子どもが、施設等を退所した後に安定した生活ができるよう、市内の事業者等が協力して、就労や住まい探しを支援する「地域の架け橋横須賀ステーション」を活用します。
施設への職業指導員の配置	児童養護施設の子どもの個々の希望や適性に応じて、職業選択ができるよう、職業指導員を配置します。

学習指導講師の派遣	児童養護施設の子どもに家庭学習の習慣付けの支援となるよう、学習指導講師を派遣します。
学校外での活動の支援	自立に向けた選択肢の幅が広がるよう、学校外での塾や習い事に係る費用の一部を補助します。
身元保証人の費用補助	施設長が、退所する子どもの住まい等の身元保証人になる際の負担軽減を減らすため、その費用を補助します。

Ⅲ-2 社会的自立に向けた基盤づくりの支援

市で実施している自立支援の会議の充実、自立援助ホームによる社会的自立の推進、施設養育や里親・ファミリーホームによる養育を受けていた者への引き継ぎの自立支援全般を担う「自立支援コーディネーター」の配置により、自立後も安心して相談できる体制を整えます。

●主な取り組み

青少年自立支援関係機関連絡会議の開催	社会的養護の子どもを含め、社会生活が困難である青少年に対する支援を効果的に実施するために「青少年自立支援関係機関連絡会議」を開催します。
自立援助ホームによる自立支援	主に18歳から20歳までの者に対して、社会に出るまでの中間施設である自立援助ホームで、相談や日常生活上の援助、就労支援により、自立を支援します。また、自立を促進するため、日頃から自立援助ホームが主体となって、児童養護施設、里親・ファミリーホーム、企業等と積極的なネットワークづくりを進めます。
自立支援コーディネーターの配置	18歳を迎えて、施設や里親・ファミリーホームを退所した後の様々な相談や自立支援を担う「自立支援コーディネーター」を配置します。

取り組みの方向性Ⅳ 児童相談所の機能強化・一時保護体制の充実

Ⅳ-1 児童相談所の機能強化

本市の児童相談所は、中核市による設置が可能となった平成18年4月に開設し、以来、地域に密着したきめ細かい支援を念頭に、医療・教育・警察等の関係機関と一体となり虐待防止対策全般に取り組んでいます。

今後は、平成30年12月に国から示された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」にある、職員の配置基準見直しなどを踏まえ、量的拡充・質的向上を図ります。

第4章 具体的な施策

●主な取り組み

弁護士配置	法的対応強化のため、弁護士を配置し、子どもに関わる様々な法律問題や保護者とのトラブル防止に努めます。
精神科医師の配置	医学的な見地による保護者や職員への助言を行うため、精神科医師を配置します。
学識経験者、実務経験者によるスーパーバイズ	学識経験者による専門的助言の体制強化を図り、ケースワークにおける効率的・効果的な対応を行います。
児童相談所職員の充実	児童福祉司、児童心理司の適切な配置を行い、ケースワークとカウンセリングの充実を図ります。

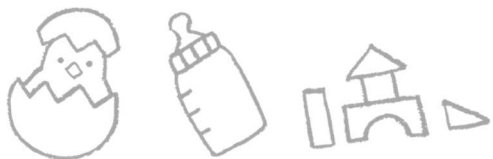
IV-2 一時保護体制の充実

一時保護所は、子どもの最善の利益を守るため、安心感と安全を提供する場であることが必須です。利用する子どもと保護者のニーズなどをしっかりと整理し、職員全員が連携の上、適切なアセスメントを行います。

本市の一時保護所は、平成20年度に竣工した比較的新しい施設（定員25人）であることから、当面は現状の職員体制、シェルター機能を維持しながら、子どもの安心・安全な環境を常に整備し、国の「一時保護ガイドライン」をもとに適切な支援を行います。

●主な取り組み

一時保護のしおり作成	子どものためのしおりを作成し、一時保護所内のルールや権利が侵害された時の解決方法等を子どもの年齢に応じて説明します。
一時保護ガイドラインの徹底	職員研修により、一時保護ガイドラインの内容を職員へ徹底します。
関係機関との連携	触法少年等の一時保護の対応方法について、警察等と検討を図ります。
里親への一時保護の拡大	一時保護所の生活では通学、外出が難しい状況であることから、通学が必要な子どものために、一時保護委託が可能な里親の確保に努めます。



第5章 プランの達成状況の点検及び評価



1 プランの実施体制

本プランを実施していくためには、家庭、地域、学校、事業者、行政がそれぞれの立場で、必要に応じて連携し、支援し合いながら、それぞれの期待されている役割を主体的に果たしていくことが必要です。子どもや青少年自身もそれぞれの成長や発達に応じた役割を担うことが期待されています。

子どもや青少年の育成、子育て家庭の支援に関して様々な市民、公益活動団体が幅広く活動しています。それらの活動を支援し、促進するとともに、保育所、幼稚園、学校施設等の地域資源を活用し、社会全体で取り組みを進めていく必要があります。

以上を踏まえ、市ではこども育成部を中心に関係部局からなる推進体制を整え、全庁的に計画を推進します。

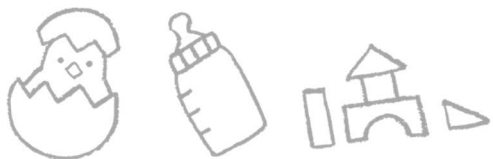
2 プランの進捗状況の把握

プランの進捗状況については、こども育成部を中心に事業を評価する体制を確立し、児童福祉審議会に評価結果を報告して、着実な進行管理を行います。毎年の評価結果をホームページで公表するなど市民への情報提供を定期的に行います。

プランに定めた量の見込み（目標事業量）と、実際の状況に乖離がある場合は、児童福祉審議会における審議を通じて対応策を検討し、柔軟に見直しを行います。

第5章 プランの達成状況の点検及び評価





資料編



1 横須賀市児童福祉審議会条例

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第45条の3第4項の規定に基づく児童福祉に関する審議会、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づく幼保連携型認定こども園に関する審議会並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づく子ども・子育て支援に関する審議会としての調査審議等を行うため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 審議会は、委員28人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民、学識経験者及び関係団体の代表者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員）

第3条 審議会に、特別の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、第1項に係る事案の調査期間とする。

（委員長等）

第4条 審議会に、委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員及び臨時委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第6条 審議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門分科会)

第7条 審議会に、専門的な事項を検討するため、次の各号に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 措置分科会
- (2) 子ども育成分科会
- (3) 子ども人権審査分科会
- (4) 児童虐待検証分科会
- (5) 事件・事故検証分科会
- (6) 子ども・子育て分科会

2 専門分科会の委員は、委員長が指名する委員及び臨時委員をもって充てる。

3 審議会は、専門分科会の決議（重要又は異例な事項を除く。）をもって審議会の決議とする。

(専門分科会会長等)

第8条 専門分科会に専門分科会会長及び副専門分科会会長を置く。

2 専門分科会会長は、専門分科会の委員の互選により選出し、副専門分科会会長は、専門分科会会長が指名する専門分科会の委員をもって充てる。

3 専門分科会会長は、専門分科会において検討した事項を審議会に報告しなければならない。

4 第4条第2項及び第3項、第5条並びに第6条の規定は、専門分科会会長の職務及び専門分科会の会議について準用する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月26日条例第57号）

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2 改正後の児童福祉審議会条例第2条第3項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間に新たに委嘱された委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

附 則（平成26年9月24日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 横須賀市児童福祉審議会の会議の傍聴に関する実施要領

(総則)

第1条 この要領は、「審議会等の設置及び運営に関する要綱」に定めるもののほか、横須賀市児童福祉審議会（専門分科会を含む。以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会は、措置分科会、子ども人権審査分科会、児童虐待検証分科会及び事件・事故検証分科会を除き、原則として公開とする。ただし、審議会の検討内容等の都合若しくは緊急を要する案件を調査検討するため審議会開催の周知が図れない場合は、委員長若しくは各専門分科会会長（以下「委員長等」という。）の判断によりこれを非公開とすることができる。

(傍聴人の定員)

第3条 会議の傍聴者の定員は、原則として10人とする。

2 傍聴を希望する者が前項の定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。

(傍聴章)

第4条 抽選により選出された傍聴者は、傍聴章（別記様式）の交付を受け、これを常時見るところに着用しなければならない。

2 抽選により選出された傍聴者は、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を返却するものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会委員の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長等の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 委員長等が認めた場合以外の飲食はしないこと。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。
- (7) コンピュータは会議の妨げとならないよう使用すること。
- (8) むやみに席を離れないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第6条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、委員長等はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

別記様式（第4条第1項関係）

No. 横須賀市児童福祉審議会
傍 聴 章
（お帰りの際は事務局へお返してください。）

3 横須賀市児童福祉審議会子ども・子育て分科会委員名簿

(順不同 敬称略)

	氏名	所属
1	石井 香	市民公募
2	一之瀬 幸生	利用者公募
3	岩波 啓之	横須賀市私立幼稚園協会顧問
4	織田 俊美	横須賀市青少年育成推進員連絡協議会会長
5	菊池 匡文	横須賀商工会議所
6	木津 りか	横須賀市医師会
	新平 さん	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
7	久保山 茂樹	
8	小谷 亜弓	横須賀市小学校校長会
9	五本木 愛	利用者公募
		横須賀市中学校校長会
10	島川 浩一	
11	新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部社会福祉学科教授
12	杉本 純子	市民公募
13	鈴木 立也	横須賀市社会福祉協議会会長
14	檜山 直春	横須賀市民生委員児童委員協議会主任児童委員
15	松本 敬之介	横須賀市子ども会指導者協議会事務局長
16	宮嶋 美紗	利用者公募
17	宮田 丈乃	横須賀市保育会会長
18	室谷 千英	社会福祉法人日本医療伝道会理事長
19	吉田 裕一	横須賀市学童保育連絡協議会会長



4 横須賀子ども未来プラン策定経過

年 月 日	策 定 経 過
平成 30 年 6 月 28 日	■副市長が児童福祉審議会に市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の策定を諮問。計画の検討を児童福祉審議会子ども・子育て分科会に付託
平成 30 年 6 月 28 日	○第 16 回子ども・子育て分科会（10 時 30 分から 12 時） （議題）（1）社会的養護推進計画の策定について （2）平成 29 年度 横須賀子ども未来プランの取り組み状況について （その他）（1）スケジュールについて
平成 30 年 8 月 23 日	○第 17 回子ども・子育て分科会（10 時 30 分から 11 時 40 分） （議題）（1）次期横須賀子ども未来プランの策定について （2）ニーズ調査及び子どもの生活等に関する実態調査について
平成 30 年 10 月 18 日	○第 18 回子ども・子育て分科会（10 時から 11 時 40 分） （議題）（1）ニーズ調査及び子どもの生活等に関する実態調査について （2）横須賀市の子育てを取り巻く状況について （その他）（1）（仮称）放課後児童対策事業計画（素案）について（中間報告） （2）今後のスケジュールについて
平成 30 年 11 月 12 日	■横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査 （11 月 12 日から 12 月 3 日）
平成 30 年 11 月 16 日	■子どもの生活等に関する実態調査 （11 月 16 日から 12 月 7 日）
平成 31 年 1 月 17 日	○第 19 回子ども・子育て分科会（10 時から 12 時） （議題）（1）横須賀市の子育てを取り巻く状況について （2）区域設定について （3）平成 31 年度教育・保育施設等の利用定員について （その他）（1）次期横須賀子ども未来プラン策定のための調査についての結果報告（速報値） （2）今後のスケジュールについて
平成 31 年 3 月 28 日	○第 20 回子ども・子育て分科会（10 時から 11 時 50 分） （議題）（1）（仮称）放課後児童対策事業計画の策定について （2）次期横須賀子ども未来プラン策定のための調査についての結果報告について （3）次期横須賀子ども未来プランで取り組む課題整理について （その他）（1）今後のスケジュールについて
令和元年 5 月 16 日	○第 21 回子ども・子育て分科会（10 時から 11 時 25 分） （議題）（1）次期横須賀子ども未来プラン策定について （その他）（1）平成 31 年 4 月 1 日現在の保育所等利用待機児童数について （2）今後のスケジュールについて
令和元年 7 月 4 日	○第 22 回子ども・子育て分科会（10 時から 12 時 10 分） （議題）（1）平成 30 年度 横須賀子ども未来プランの取り組み状況について （2）次期横須賀子ども未来プラン策定について （3）量の見込みの推計について （その他）（1）今後のスケジュールについて

資料編

年 月 日	策 定 経 過
令和元年8月22日	○第23回子ども・子育て分科会（10時から11時55分） （議題）（1）量の見込みの推計について （2）次期横須賀子ども未来プランの策定について （その他）（1）今後のスケジュールについて
令和元年10月7日	○第24回子ども・子育て分科会（10時から11時55分） （議題）（1）量の見込み及び確保方策について （2）次期横須賀子ども未来プランの策定について （その他）（1）今後のスケジュールについて

5 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査目的

子ども・子育て支援法第61条の規定による子ども・子育て支援事業計画（第2期計画）の策定に資する情報を収集することを目的とするとともに、第2期計画策定にあたり、必要な情報を得るため、子育て家庭ニーズの動向分析等を行い、市の現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的とする。

(2) 調査対象

① 就学前児童

住民基本台帳から、市内在住の就学前児童を年齢別・地域別に3,000人を無作為抽出

② 小学生児童

住民基本台帳から、市内在住の小学生を年齢別・地域別に3,000人を無作為抽出

(3) 調査期間・方法

平成30年11月12日から平成30年12月3日までを調査期間とし、郵送配布・郵送回収により調査を実施した。

(4) 配布・回収状況

■ 調査票の配布・回収状況

調査対象者	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
就学前児童の保護者	3,000	1,774	59.1
小学生の保護者	3,000	1,849	61.6

■ 年齢別回収状況(就学前児童)

年齢	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
0歳	436	248	56.9
1歳	474	275	58.0
2歳	504	301	59.7
3歳	520	310	59.6
4歳	528	312	59.1
5歳	538	305	56.7
全体	3,000	1,774	59.1

※ アンケート調査票の「子どもの生年月」が無回答であったサンプルが存在するため、0～5歳の調査票回収数の合計と、全体の調査票回収数は一致しない。

■ 行政センター別回収状況(就学前児童)

年齢	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
本庁	422	219	51.9
追浜	294	172	58.5
田浦	92	44	47.8
逸見	44	18	40.9
衣笠	508	284	55.9
大津	310	162	52.3
浦賀	270	147	54.4
久里浜	464	265	57.1
北下浦	300	145	48.3
西	296	141	47.6
全体	3,000	1,774	59.1

※ アンケート調査票の「居住地区」が無回答であったサンプルが存在するため、各行政センターの調査票回収数の合計と、全体の調査票回収数は一致しない。

■ 年齢別回収状況（小学生）

年齢	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
1年生	472	305	64.6
2年生	496	321	64.7
3年生	504	310	61.5
4年生	492	300	61.0
5年生	512	304	59.4
6年生	524	304	58.0
全体	3,000	1,849	61.6

※ アンケート調査票の「子どもの学年」が無回答であったサンプルが存在するため、1～6年生の調査票回収数の合計と、全体の調査票回収数は一致しない。

■ 行政センター別回収状況（小学生）

年齢	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
本庁	426	226	53.1
追浜	256	166	64.8
田浦	114	77	67.5
逸見	52	22	42.3
衣笠	508	250	49.2
大津	302	169	56.0
浦賀	336	186	55.4
久里浜	432	233	53.9
北下浦	280	137	48.9
西	294	150	51.0
全体	3,000	1,849	61.6

※ アンケート調査票の「居住地区」が無回答であったサンプルが存在するため、各行政センターの調査票回収数の合計と、全体の調査票回収数は一致しない。

6 子どもの生活等に関する実態調査結果の概要

1) 調査目的

横須賀市内の小中学生及びその家庭における生活実態を調査し、調査結果を支援を必要とする子どもやその家庭に対する施策等を検討するための基礎資料として活用することを目的とする。

(2) 調査対象

■ 調査対象

項目	内容
対象者	市立小学校5年生の全児童とその保護者 市立中学校2年生の全生徒とその保護者
抽出方法	悉皆調査

(3) 調査期間・方法

平成30年11月12日から平成30年12月3日までを調査期間とし、学校経由による配布・郵送回収により調査を実施した。

(4) 配布・回収状況

■ 調査票の配布・回収状況

調査種別	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
①小学5年生児童	3,148件	1,382件	1,382件	43.9%
②小学5年生保護者	3,148件	1,390件	1,390件	44.2%
③中学2年生生徒	3,192件	967件	967件	30.3%
④中学2年生保護者	3,192件	978件	978件	30.6%



7 パブリック・コメント手続の結果概要
